

島根の健康福祉 2014

—平成26年度—

健康福祉部の施策概要

島根県健康福祉部

島根の健康福祉 2014

目 次

1. 島根総合発展計画 政策・施策体系（健康福祉部関係）	1
2. 主な事務事業一覧	5
3. 年間行事	56
4. 各種一覧表等	59
審議会等一覧	59
各種相談事業一覧	61
地方機関一覧	63
県出資外郭団体一覧	66
各種計画一覧	68
保健・福祉関係施設制度一覧	72
介護保険施設の比較	77
介護保険居宅サービス等一覧	78
社会福祉制度の概要	79
基金・ファンド一覧	80
人材育成等一覧（各種事業）	83
人材育成等一覧（研修）	84
人材育成等一覧（修学資金）	90
各種手当一覧	94
各種医療助成制度一覧	96
貸付事業一覧	104
5. 組織図	106
6. 平成26年度当初予算	110
7. 各種統計	111

島根総合発展計画 政策・施策体系 健康福祉部関係

基本目標Ⅱ 安心して暮らせるしまね

政策Ⅱ-1 安全対策の推進

施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-1-1危機管理体制の充実・強化	感染症の医療体制整備事業	214,490	薬事衛生課	7
	被災者への支援事業	26,126	地域福祉課	
Ⅱ-1-2消防防災対策の推進	風水害震災時の医療体制整備	4,145	医療政策課	
	原子力災害時の医療体制整備	172,332	医療政策課	
Ⅱ-1-3原子力安全・防災対策の充実	原子力災害時の医療体制整備	172,332	医療政策課	
Ⅱ-1-8食の安全の確保	食品衛生対策推進事業	47,893	薬事衛生課	7
	カネミ油症被害者検診・支援事業	2,554	薬事衛生課	
	獣医師確保対策事業	659	薬事衛生課	

政策Ⅱ-2 健康づくりと福祉の充実

施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-2-1健康づくりの推進	保健福祉情報の収集・提供事業	11,944	健康福祉総務課	
	総合福祉センター維持管理運営事業	184,895	健康福祉総務課	
	健康長寿しまね推進事業	8,421	健康推進課	8
	生活習慣病予防対策事業	159,400	健康推進課	9
	食育推進事業	7,461	健康推進課	9
	80歳20本の歯推進事業	9,096	健康推進課	10
	地域保健関係職員研修事業	2,548	健康推進課	
	特定疾患治療研究事業(特定疾患十小慢)	1,326,535	健康推進課	
	難病相談・支援事業	36,489	健康推進課	11
	原爆被爆者対策事業	612,891	健康推進課	
	肝炎医療費助成事業	120,497	健康推進課	12
	医療費適正化計画対策費	354	健康推進課	
	保険医療機関等指導事業	5,179	健康推進課	
	国民健康保険支援事業	5,549,831	健康推進課	13
	後期高齢者医療支援事業	10,629,440	健康推進課	14
	精神保健推進事業	68,943	障がい福祉課	15
	感染症予防対策推進事業	44,841	薬事衛生課	17
	エイズ予防対策推進事業	4,767	薬事衛生課	
	結核予防対策推進事業	40,496	薬事衛生課	
	公害被害健康対策推進事業	4,257	薬事衛生課	
Ⅱ-2-2地域福祉の推進	しまね流福祉のまちづくり推進事業	6,886	地域福祉課	17
	地域福祉セーフティネット推進事業	11,292	地域福祉課	18
	民生委員活動推進事業	156,382	地域福祉課	
	福祉人材確保・育成事業	480,726	地域福祉課	18
	社会福祉施設等の整備促進事業	375,103	地域福祉課	
	社会福祉施設等の耐震診断助成事業	7,015	地域福祉課	19
	福祉サービス改善支援事業	12,013	地域福祉課	
	福祉サービス利用支援事業	97,890	地域福祉課	
社会福祉法人指導事業	1,263	地域福祉課	19	

施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-2-3高齢者福祉の推進	地域包括ケア推進事業	90,820	高齢者福祉課	20
	生涯現役社会づくり推進事業(県民意識啓発)	2,399	高齢者福祉課	20
	新たな共助の仕組みづくり推進事業	84,700	高齢者福祉課	21
	高齢者介護予防推進事業	318,616	高齢者福祉課	21
	介護保険制度運営支援事業	11,055,629	高齢者福祉課	22
	介護保険制度施行支援事業	698,765	高齢者福祉課	
	介護保険低所得者利用負担対策事業	13,604	高齢者福祉課	24
	介護サービス適正実施指導事業	2,857	高齢者福祉課	
	ケアマネジャー総合支援事業	26,560	高齢者福祉課	24
	軽費老人ホーム運営事業	498,589	高齢者福祉課	
	療養病床再編推進事業	-	高齢者福祉課	25
	介護職員処遇改善事業	-	高齢者福祉課	
	認知症施策推進事業	37,347	高齢者福祉課	25
	介護施設開設等経費助成事業	111,262	高齢者福祉課	26
	社会福祉施設等整備事業	50,730	高齢者福祉課	26
介護拠点等の緊急整備事業	294,535	高齢者福祉課	27	
Ⅱ-2-4障がい者の自立支援	障がい者地域生活支援事業	324,694	障がい福祉課	28
	障がい者自立支援医療等給付事業	2,168,129	障がい福祉課	29
	障がい児施設等給付費	755,606	障がい福祉課	
	障がい者自立支援給付事業	4,257,971	障がい福祉課	
	障がい者自立支援給付制度運営事業	14,231	障がい福祉課	
	障がい者利用施設運営事業	101,794	障がい福祉課	
	障がい者手当等給付事業	188,559	障がい福祉課	
	障がい者施設等整備事業	1,604,292	障がい福祉課	30
	障がい者施策推進事業	12,648	障がい福祉課	30
	障がい者相談事業	88,862	障がい福祉課	31
	障がい者就労支援事業	182,086	障がい福祉課	34
	子ども発達支援事業	235,637	障がい福祉課	35
	心と体の相談センター運営費	22,369	障がい福祉課	
	Ⅱ-2-5生活衛生の充実	生活衛生団体等の育成事業	21,472	薬事衛生課
医薬品等の安全確保事業		3,831	薬事衛生課	
温泉源の保護と適正活用事業		479	薬事衛生課	
水道施設・水道水質の維持管理事業		3,450	薬事衛生課	
動物管理等対策事業		29,369	薬事衛生課	
Ⅱ-2-6生活保護の確保	生活保護費の給付事業	263,427	地域福祉課	36
	自立支援事業	35,018	地域福祉課	
	行旅病人等への支援事業	369	地域福祉課	
	住まい対策事業	263,855	地域福祉課	36
	旧軍人及び未帰還者等援護事業	19,347	高齢者福祉課	

政策Ⅱ-3 医療の確保				
施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-3-1 医療機能の確保	地域医療の連携推進	3,864	医療政策課	
	医療機関の機能充実	425,773	医療政策課	37
	医療施設耐震化臨時特例交付金事業	834,409	医療政策課	
	救急医療体制の整備	307,394	医療政策課	
	県西部地域の医療を充実させる事業	1,005	医療政策課	
	離島医療の充実のための事業	121,687	医療政策課	
	しまねがん対策強化事業	60,732	健康推進課	38
	緩和ケアの推進	7,177	健康推進課	39
	医療法関係業務	15,764	医療政策課	
	へき地等の医療機関を支援する事業	61,164	医療政策課	
	移植医療の推進	19,236	医療政策課	
	精神医療提供事業	127,464	障がい福祉課	40
	血液対策事業	4,349	薬事衛生課	
	Ⅱ-3-3 医療従事者の養成・確保	地域医療再生計画事業	751,312	医療政策課 健康推進課
地域医療を支える医師確保養成対策事業		397,446	医療政策課 健康推進課	41
県立高等看護学院運営事業		311,595	医療政策課	42
看護師等確保対策事業		179,741	医療政策課	42
医療従事者確保事業		27,043	医療政策課	
医療従事者の免許・資格事務		1,450	医療政策課	
准看護師試験事務		880	医療政策課	
政策Ⅱ-4 子育て支援の充実				
施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
Ⅱ-4-1 子育て環境の充実	みんなで子育て応援事業(こころ事業)	10,527	青少年家庭課	44
	仕事と家庭の両立支援事業	692	青少年家庭課	44
	縁結び応援事業	3,233	青少年家庭課	45
	しまね子育て支援プラス事業	80,000	青少年家庭課	45
	しまねすくすく保育支援事業	84,104	青少年家庭課	45
	子ども・子育て支援事業	173,744	青少年家庭課	46
	保育所等運営支援事業	475,738	青少年家庭課	46
	乳幼児等の育児支援事業	1,217,068	青少年家庭課	47
	保育所等整備支援事業(安心こども基金事業)	716,986	青少年家庭課	48
	地域児童育成事業	480,205	青少年家庭課	48
Ⅱ-4-2 子育て福祉の充実	子育てに関する経済負担対応事業	1,704,243	青少年家庭課	49
	子どもと家庭相談体制整備事業	49,217	青少年家庭課	49
	子どもと家庭特定支援事業	96,381	青少年家庭課	
	施設入所児童支援事業	935,429	青少年家庭課	
	里親委託児童支援事業	92,822	青少年家庭課	50
	母子家庭等自立支援事業	9,952	青少年家庭課	
	母子家庭等経済支援事業	175,670	青少年家庭課	
Ⅱ-4-3 母子保健の推進	お産あんしんネットワーク事業	40,134	健康推進課	50
	親と子の医療費助成事業	838,026	健康推進課	51
	母と子の健康支援事業	8,876	健康推進課	

施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
II-4-3母子保健の推進	女性の健康相談事業	2,959	健康推進課	53
政策II-5 生活基盤の維持・確保				
施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
II-5-5居住環境づくり	ひとにやさしいまちづくり推進事業	2,985	障がい福祉課	
基本目標III 心豊かなしまね				
政策III-1 教育の充実				
施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
III-1-3青少年の健全な育成の推進	青少年を健やかに育む意識向上事業	2,749	青少年家庭課	
	困難を有する子ども・若者支援事業	36,000	青少年家庭課	54
政策III-3 人権の尊重と相互理解の推進				
施策名	平成26年度事務事業名	予算額	課名	掲載項
III-3-1人権施策の推進	ハンセン病療養所入所者等支援事業	1,635	健康推進課	54
III-3-2男女共同参画の推進	女性相談事業	143,108	青少年家庭課	55
	DV被害者等保護事業	37,838	青少年家庭課	

主 な 事 務 事 業 一 覧

名 称	課 名	掲 載 頁
感染症の医療体制整備事業	(薬事衛生課)	7
食品衛生対策推進事業	(薬事衛生課)	7
健康長寿しまね推進事業	(健康推進課)	8
生活習慣病予防対策事業	(健康推進課)	9
食育推進事業	(健康推進課)	9
80歳20本の歯推進事業	(健康推進課)	10
難病相談・支援事業	(健康推進課)	11
肝炎医療費助成事業	(健康推進課)	12
国民健康保険支援事業	(健康推進課)	13
後期高齢者医療支援事業	(健康推進課)	14
精神保健推進事業	(障がい福祉課)	15
感染症予防対策推進事業	(薬事衛生課)	17
しまね流福祉のまちづくり推進事業	(地域福祉課)	17
地域福祉セーフティネット推進事業	(地域福祉課)	18
福祉人材確保・育成事業	(地域福祉課)	18
島根県民間社会福祉施設耐震診断助成事業	(地域福祉課)	19
社会福祉法人指導事業	(地域福祉課)	19
地域包括ケア推進事業	(高齢者福祉課)	20
生涯現役社会づくり推進事業(県民意識啓発)	(高齢者福祉課)	20
新たな共助の仕組みづくり推進事業	(高齢者福祉課)	21
高齢者介護予防推進事業	(高齢者福祉課)	21
介護給付費負担金事業	(高齢者福祉課)	22
島根県介護保険財政安定化基金事業	(高齢者福祉課)	23
訪問看護推進事業	(高齢者福祉課)	23
介護保険低所得者利用負担対策事業	(高齢者福祉課)	24
ケアマネジャー総合支援事業	(高齢者福祉課)	24
療養病床再編推進事業	(高齢者福祉課)	25
認知症施策推進事業	(高齢者福祉課)	25
介護施設開設等経費助成事業	(高齢者福祉課)	26
社会福祉施設等整備事業	(高齢者福祉課)	26
介護拠点等の緊急整備事業	(高齢者福祉課)	27
現任介護職員看護資格取得助成事業	(高齢者福祉課)	27
障がい者地域生活支援事業	(障がい福祉課)	28
障がい者自立支援医療等給付事業	(障がい福祉課)	29
障がい者施設等整備事業	(障がい福祉課)	30
障がい者施策推進事業	(障がい福祉課)	30
障がい者相談事業	(障がい福祉課)	31
障がい者就労支援事業	(障がい福祉課)	34
子ども発達支援事業	(障がい福祉課)	35
生活保護費の給付事業	(地域福祉課)	36
住まい対策事業	(地域福祉課)	36
医療機能の確保	(医療政策課)	37
地域医療再生計画事業(医療機能の確保)	(医療政策課)	37
地域医療再生計画事業(在宅医療の推進)	(医療政策課)	37
がん診療体制の強化	(健康推進課)	38
地域医療再生計画事業(がん医療従事者支援等)	(健康推進課)	39
緩和ケアの推進	(健康推進課)	39
精神医療提供事業	(障がい福祉課)	40
医師確保対策事業		
(地域医療を支える医師確保養成対策事業)	(医療政策課)	41
	(健康推進課)	
(地域医療再生計画事業(医師確保対策))	(医療政策課)	42
看護職員確保対策事業		
(看護師等確保対策関係事業)	(医療政策課)	42

(地域医療再生計画事業(看護職員確保対策))	(医療政策課)	43
	(健康推進課)	
みんなで子育て応援事業(こっころ事業)	(青少年家庭課)	44
仕事と家庭の両立支援事業	(青少年家庭課)	44
縁結び応援事業	(青少年家庭課)	45
しまね子育て支援プラス事業	(青少年家庭課)	45
しまねすくすく保育支援事業	(青少年家庭課)	45
子ども・子育て支援事業	(青少年家庭課)	46
保育所等運営支援事業(保育士人材確保等事業)	(青少年家庭課)	46
乳幼児等の育児支援事業	(青少年家庭課)	47
保育所等整備支援事業(安心こども基金事業)	(青少年家庭課)	48
地域児童育成事業	(青少年家庭課)	48
子育てに関する経済負担対応事業	(青少年家庭課)	49
子どもと家庭相談体制整備事業	(青少年家庭課)	49
里親委託児童支援事業	(青少年家庭課)	50
お産あんしんネットワーク事業	(健康推進課)	50
親と子の医療費助成事業	(健康推進課)	51
女性の健康相談事業	(健康推進課)	53
困難を有する子ども・若者支援事業	(青少年家庭課)	54
ハンセン病療養所入所者等支援事業	(健康推進課)	54
女性相談事業	(青少年家庭課)	55

感染症の医療体制整備事業

1 趣 旨

感染症の発生の予防及びまん延の防止のため、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保するため医療体制を整備する。

2 事業の概要

- (1) 感染症指定医療機関の支援
一類及び二類感染症患者を入院させるための感染症指定医療機関の運営に要する費用について補助する。
 - ① 第一種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり462万9千円）
 - ② 第二種感染症指定医療機関：基準額（1床あたり154万3千円）※ 第一種感染症指定医療機関1箇所、第二種感染症指定医療機関7箇所（二次医療圏に1箇所）
- (2) 患者等の移送体制の整備
感染症患者を感染症指定医療機関へ搬送するために感染症患者移送体制を整備する。
- (3) 患者等の人権擁護
感染症患者等の入院勧告及び入院期間の延長について、人権を尊重した対応とするため3箇所の保健所に「感染症診査協議会」（委員：40名）を設置する。
- (4) 新型インフルエンザ等対策
新型インフルエンザ（強毒性）等の発生及び大流行に備え、健康被害を最小限にとどめ、社会経済を破綻に至らせないために各種対策を実施する。
 - ① 入院医療機関への支援
県の要請により重症患者等の受け入れのために病床を確保した医療機関に対する支援
 - ② 発生時の初動対策
発生時に感染拡大防止対策、帰国者・接触者相談センターの設置、患者移送、広報等の対策を実施する。

3 平成26年度予算額

214,490千円

(担当課 薬事衛生課)

食品衛生対策推進事業

1 趣 旨

食品等に起因する健康被害を防止するため、食品衛生法等に基づく許可・監視・検査・指導、食品関係事業者の指導・育成及び消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

- (1) 食品等の収去検査
県内で製造、流通、販売されている食品や県内産の農産物及び輸入食品等を収去し、それらに含まれる食品添加物や残留農薬等の検査を実施する。
- (2) BSE検査等のと畜検査
県内のと畜場できつ、解体される牛及び豚等のと畜検査を実施するとともに、48ヶ月齢を超える牛についてはBSE検査を行い、食肉の安全及び安心の確保を図る。
- (3) 食品関係事業者の指導・育成
飲食店等、食品営業施設への立入調査や食品衛生責任者講習会、食品衛生推進員の研修等を通じて、衛生知識の普及や食品衛生の確保を図る。
- (4) 消費者に対する衛生知識の普及
食品衛生に関する正しい知識や食品表示に関する深い知識を啓発するため、次の取組みを行う。
 - ・ 研修会・講習会の開催
 - ・ 新聞やTVを媒体とする情報発信
 - ・ 食品関係事業者らと開催するリスクコミュニケーション

3 平成26年度予算額

47,893千円

(担当課 薬事衛生課)

健康長寿しまね推進事業

1 趣 旨

「第二次健康長寿しまね推進計画（健康増進計画）（H25～H34）」では、「平均寿命の延伸」と「65歳平均自立期間の延伸とその地域格差を減らす」ことを目標に、「住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進」、「生涯を通じた健康づくりの推進」、「疾病の早期発見、合併症の予防・重症化防止」、「多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進」の4つの柱を掲げて、県民、関係機関・団体、行政が一体となった県民運動を推進する。

2 事業の概要

(1) 健康長寿しまね推進会議等の開催

健康長寿しまね推進会議や圏域健康長寿しまね推進会議を開催し、生涯を通じた心と身体の健康づくりや介護予防等生涯現役で生き生きと生活できる環境づくりを推進する。

(2) 健康づくり表彰事業

健康づくりを実践していくための県民運動の気運を盛り上げるため、健康づくり「標語」、健康づくり「グループ」の募集、表彰を行う。

(3) しまね健康なまちづくり事業

働き盛り世代をターゲットに、市町村や関係機関はもとより、企業や地域と協働で事業やツールを創出し、誰でも、どこでも簡単に、健康づくりに取り組める健康な島根の仕組みづくりをする

① からだを動かそうプロジェクト

・働き盛り世代にからだを動かすことを普及するために、からだを動かす企画を募集し、効果的な事業等を支援をする

② うすあじプロジェクト

・うすあじで、バランスがとれ、食材のうまみを引き出した「うすあじレシピ」を作成し、広く普及する

・地域の食事の塩分濃度や調理方法について調査し、うすあじ料理の普及を図る

③ しまね健康なまちづくり認証登録事業

・健康づくりに積極的に取り組んでいる企業等を認証登録し、県民に広く周知し、活動の活性化を図る

④ しまね健康なまちづくり人材発掘・育成事業

・健康長寿しまね活動推進研修会：年1回

・健康長寿しまね活動推進交流会：年1回

(4) 健康長寿しまね啓発広報事業

いきいきしまね(健康長寿しまね広報誌)やホームページ、新聞等を活用して啓発を行う。

(5) 圏域健康長寿しまね推進事業

圏域の特性を踏まえ、たばこ、食、運動、歯、心等の各部会の活動を行う。

3 平成26年度予算額

8,421千円

(担当課 健康推進課)

生活習慣病予防対策事業

1 趣 旨

健康長寿日本一を目指し、健康的な生活習慣の確立を図るとともに、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病を予防するため普及啓発等を行う。

2 事業の概要

- (1) 地域・職域連携健康づくり推進事業
働き盛り世代の健康づくりを推進するため、地域と職域が連携した啓発活動を実施する。
- (2) 脳卒中予防対策事業
脳卒中の発症状況調査とその結果に基づく啓発や脳卒中の早期受診等に関する啓発を実施する。
- (3) 糖尿病予防対策、慢性腎症予防対策事業
糖尿病は脳卒中等の危険因子となることや腎症・網膜症等の合併症をもたらす全身疾患でもあることから、「島根県糖尿病予防・管理指針（第2版）」の改定、慢性腎症予防研修会・予防対策マニュアルの作成をする。
- (4) たばこ対策推進事業
島根県たばこ対策指針の改定を行い、普及啓発や公共施設の受動喫煙防止対策を進める。
- (5) 運動普及事業
寝たきりの原因の一つであるロコモティブシンドロームについて啓発活動を実施する。
- (6) 特定健康診査・特定保健指導負担金・健康増進事業補助金
 - ・市町村国保が行う特定健康診査・特定保健指導への補助 県1/3
 - ・健康増進法に基づいて市町村が行う健康増進事業に対する補助 県1/3

3 平成26年度予算
159,400千円

(担当課 健康推進課)

食育推進事業

1 趣 旨

島根県食育推進計画（第二次計画）に基づき、島根県食育・食の安全推進協議会が県民運動の推進母体となって 地域における総合的な食育の推進を図る。

第二次計画では、①若い世代への食育が進むよう努める ②身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくり ③県民の主体的な参加、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の力の充実・強化に努める。

2 事業の概要

(1) 県民啓発

①食育推進啓発事業

- 食育情報総合サイト（HP、フェイスブック等）開設に向けた検討会の開催
- しまね食育まつり（体験型食育イベント）の開設：県下2か所
- 「我が家の一流シェフin島根」料理コンクールの開催
- 食育体験活動事例集の作成
- 食事バランスガイド・日本型食生活等実践度調査（食生活改善推進員へ委託事業）
- 伝承料理の収集による食文化の継承

(2) 食育活動支援

①食育推進体制構築事業

- 食育・食の安全推進協議会：年1回、拡大幹事会：年1回
- ネットワーク会議：各保健所単位で開催

②食育サポーター等育成事業

- 食育推進研修
・保健所単位による活動交流会の開催
- 食育推進専門研修

(3) 環境づくり

- 外食栄養成分表示促進事業（飲食店にメニューの栄養成分表示等、栄養情報の提供）

3 平成26年度予算
7,461千円

(担当課 健康推進課)

80歳20本の歯推進事業

1 趣 旨

「島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、総合的な歯と口腔の健康づくり施策を推進する。

2 事業の概要

- (1) 歯科保健推進協議会、圏域歯科保健連絡調整会議の開催
「島根県歯と口腔の健康づくり計画」の進行管理を行う。また、各圏域の実情に応じた歯科保健対策について検討し、市町村等における歯科保健対策の推進を図る。
- (2) 県民の奥歯総点検事業
歯科医療機関等で県民に奥歯や口腔の点検（噛（カ）ミング30セルフチェック）や歯磨き指導等の歯と口腔の健康づくりを体験してもらい、口腔ケアの普及を図る。
- (3) 歯周病唾液検査普及事業
事業所の一般定期健康診断等で歯周病唾液検査の導入を図るために、事業主を対象にしたセミナー参加者や歯科関係イベントの参加者に歯周病唾液検査を体験してもらう。
- (4) ライフステージに応じた歯科指導マニュアル整備事業
市町村等を対象にした「成人歯科保健対策マニュアル」、「フッ化物応用マニュアル」を策定する。
- (5) 在宅歯科医療連携室整備事業
島根県歯科医師会に寝たきり高齢患者の家族等から歯や口腔の困りごとの相談窓口を設置し、患者・家族等から寝たきり高齢者等の歯や口腔の困りごとの相談を受けたり、訪問歯科治療や口腔ケアを行う歯科医療機関を紹介・調整を行う。また、介護サービス事業等職員に対して口腔ケアの現任訓練を行うために歯科医師を派遣する。
- (6) 口腔機能維持管理研修
歯科保健医療関係者、市町村関係者、学校関係者、保育関係者等に対して研修を行い、歯科保健についての新しい知識の提供を行う。また、糖尿病患者の症例検討を通じて、医科と歯科の連携方策を検討する。
- (7) 高齢者の低栄養予防対策事業
歯科医院受診患者で低栄養になる可能性が高い者に対して、歯科保健指導と栄養指導をあわせて行うモデル事業を実施する。
- (8) 歯科保健事業における評価、企画立案に関する市町村への協力
市町村が歯科保健事業のデータ分析を行う際に、市町村の求めに応じ、助言を行うとともに、事業の評価、企画立案の支援を行う。
- (9) 親と子のよい歯のコンクール
前年度の3歳児歯科健診を受診した幼児とその保護者の中から口腔内状態が良好な者を表彰し、全国大会へ推薦する。

3 平成26年度予算

9,096千円

(担当課 健康推進課)

難病相談・支援事業

1 趣 旨

難病患者のQOLの維持・向上支援対策として、訪問・相談活動等個別支援の充実強化を図るとともに、患者・家族教室、ボランティア養成、啓発事業等の難病相談・支援センター事業を保健所及びしまね難病相談支援センターにおいて実施している。

また、地域における重症難病患者の相談体制及び病状急変時の受入病院の確保を図るため、難病拠点・協力病院の指定を行うとともに、しまね難病相談支援センターに難病医療専門員を配置し、地域における難病患者支援ネットワーク体制の整備・充実を図っている。

平成21年度には、重症難病患者の一時入院を受け入れた病院に受入経費の一部を補助する制度を創設し、病院における一時入院の推進を図っている。

2 事業の概要

事業名	事業内容
ア 難病相談・支援センター事業 ○患者・家族教室開催事業 ○難病医療研修事業 ○ピアサポート・ボランティア訓練 ○講師派遣事業 ○広報等啓発事業	難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進する。
イ 重症難病患者入院施設確保事業 ○難病医療専門員配置 ○難病医療連絡協議会運営 ○難病医療従事者研修開催	重症難病患者に対し、病状急変時等に、適宜・適切な医療の提供ができるよう、地域の医療機関による難病医療ネットワークの整備を図る。
ウ 難病患者地域支援対策推進事業 ○難病患者訪問相談事業 ○難病患者訪問指導（診療）事業 ○在宅療養支援計画策定・評価事業 ○専門相談事業	患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な難病患者に対して適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心にして、地域の関係機関との連携の下に事業を実施する。
エ 保健師専門研修事業	保健所における相談窓口での対応、訪問活動や患者・家族教室等における療養支援に必要な知識・技術の習得を図るため、専門研修を実施する。
オ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
カ 在宅重症難病患者一時入院支援事業 ○一時入院支援事業補助金	在宅において、医療依存度の極めて高い重症難病患者の介護を行う者の休養等のため、重症難病患者が医療機関に一時入院できるよう支援する。

3 平成26年度予算額

36,439千円

(担当課 健康推進課)

肝炎医療費助成事業

1 趣 旨

国内最大の感染症であるB型ウィルス性肝炎及びC型ウィルス性肝炎は、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療については月額の高額な医療費がかかること、また、核酸アナログ製剤治療については長時間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、早期治療の促進のため、このインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウィルスの感染防止を図る。

2 事業の概要

(1) 対象医療

ア B型及びC型肝炎ウィルスの除去を目的として行うインターフェロン治療並びにB型肝炎ウィルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの

イ 当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等

(2) 助成期間

原則として同一患者につき1年以内で治療予定期間に即した期間とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。

また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。

(3) 実施方法

患者の1か月の自己負担額（3割及び高額療養費支給後等）が、次表の階層区分による自己負担限度額を超えた額を県から保険医療機関等へ交付

階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)
甲	235,000円以上	20,000円
乙	235,000円未満	10,000円

(4) 事業期間 平成20年度から7年間

(5) 実施主体 島根県

(6) 補助率 県1/2

3 平成26年度予算額

120,497千円

(担当課 健康推進課)

国民健康保険支援事業

1 趣 旨

市町村国民健康保険は、低所得者が多く医療費も高いなど構造的問題を抱えている。低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び低所得者の数に応じた保険料（税）の一部を、公費で補填することにより国保の財政基盤の安定を図る。

また、高額な医療費の発生は保険者（市町村）の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、国民健康保険団体連合会が主体となり、危険分散を図るため保険者の拠出金等を財源として「高額医療費共同事業」を実施している。この事業に負担金を交付することにより、国保財政基盤の安定化を図る。

さらに、県内市町村が行う国民健康保険の財政調整をするため、国民健康保険調整交付金を交付している。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
保険基盤安定負担金	低所得者の保険料（税）の軽減相当額及び軽減世帯数に応じた平均保険料（税）額の一定割合を補填	保険者（市町村）	保険料軽減分 県 3/4 保険者支援分 国 1/2 県 1/4
高額医療費共同事業負担金	レセプト1件当たり80万円を超える額に59/100を乗じた額（国保連合会→保険者）	国民健康保険団体連合会	国 1/4 県 1/4
国民健康保険調整交付金	療養の給付費等にかかる経費の9%を総額として、その6/9を普通調整交付金として定率交付、3/9を各保険者の特別な事情に応じて交付	保険者（市町村）	9%

3 平成26年度予算額

5,549,831千円

保険基盤安定負担金	1,965,555千円
高額医療費共同事業負担金	385,648千円
国民健康保険調整交付金	3,198,628千円

（担当課 健康推進課）

後期高齢者医療支援事業

1 趣 旨

高齢化に伴い医療費が増加する中、現役世代と高齢者の負担の公平化を図りつつ、持続可能な制度とするために、後期高齢者を対象とした後期高齢者医療制度が平成20年度から施行された。

当該制度が安定的に運営できるよう、低所得者の保険料軽減など国民健康保険制度と同様、法に基づき各種支援策が講じられ、これらに県の負担金を交付するなど、事業の安定化を図っていく。

2 事業の概要

事業区分	補助の対象	事業主体	補助率
医療給付費負担金	医療給付費の一定割合を負担	後期高齢者医療広域連合	国 25% 県 8% 市町村 8%
基盤安定負担金	低所得者の保険料の軽減相当額の一定割合を補填	市町村	県 3/4 市町村 1/4
高額医療費負担金	高額な医療費の発生による財政リスクを緩和するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の部分を負担	後期高齢者医療広域連合	国 1/4 県 1/4 広域連合 1/2
財政安定化基金	保険料未納リスク、給付増リスク等に対応するため、給付及び貸付等を行う	県	国 1/3 県 1/3 広域連合 1/3

3 平成26年度予算額

10,629,470千円

医療給付費負担金	8,404,084千円
基盤安定負担金	1,697,574千円
高額医療費負担金	388,690千円
財政安定化基金	139,122千円

(担当課 健康推進課)

精神保健推進事業

①自死総合対策事業

※ 県では「自殺」という言葉について、遺族等の心情に配慮し、法令用語や統計用語等を除いて基本的に「自死」を用いることとしています。

1 趣 旨

自死を個人的な問題としてとらえるのではなく、その背景にある失業や多重債務などの社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組みにより、自死の防止と自死者の親族等に対する支援の充実を図るため「自殺対策基本法」が制定された。また、同法に基づき「自殺総合対策大綱」が閣議決定された。

全国上位にある自殺死亡率（平成24年度全国12位）の減少を目標に、平成25年度に策定した「島根県自死対策総合計画」に基づき、うつ病対策の強化はもとより社会的要因に対する取組や自死者の遺族へのケアなど総合的な取組により、自死を考えている人を一人でも多く救うことによって、「私たちが生きやすい島根」を構築する。

2 事業の概要

(1) 自死総合対策の推進体制の整備

連携体制を強化するために県自死総合対策連絡協議会及び圏域自死予防対策連絡会（7圏域）を設置し、自死対策の推進に向けた総合計画の進行管理を行う。

- ・設置主体：県
- ・開催回数：1～2回（県協議会）、2～3回（圏域連絡会）
- ・構成員：学識経験者、医療、職域、地域、実践者・団体、自死遺族自助グループ、法律、行政関係者
- ・事務局：障がい福祉課（県協議会）、保健所（圏域連絡会）

(2) 普及啓発事業

自死予防週間（9月10日からの1週間）や自死対策強化月間（3月）等を契機に自死予防や心の健康の普及啓発を進める。

- ・実施主体：県
- ・実施箇所数：シンポジウム等（県内1～2カ所）
普及啓発（県内全域）

(3) 地域関係者研修事業

うつ病や自死の危険性の高い人の早期発見、早期対応を進めるため、うつ病の初期症状や、自死の危険を示すサインに気づき適切な対応ができる人材等を養成する。

- ・実施主体：県（委託や他機関・団体との共催実施を含む）
- ・対象者：かかりつけの医師、看護師等

(4) 自死対策情報センター事業

島根県自死対策情報センターを県立心と体の相談センター内に設置し、各種関係機関の連携強化や人材育成に努める。

(5) 自死遺族ケア対策事業

自死遺族のつどいの開催と自助グループへの支援及び支援するスタッフの資質の向上を進める。

- ・実施主体：県
- ・開催回数：2か月に1回（つどい）

3 平成26年度予算額

8,427千円

（担当課 障がい福祉課）

②地域自死対策緊急強化事業

1 趣 旨

全国で自死者数が平成10年から14年連続で3万人を超える中、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、島根県に設置する自死対策を緊急に強化するための基金を活用し、地域における自死対策力を強化する。

2 事業の概要

(1) 普及啓発事業

自死の背景にある様々な社会的要因や精神疾患に対する正しい知識や相談窓口等について、マスメディアや講演会等を活用して啓発する。

(2) 自死予防電話相談員養成事業

悩みを抱えながら、身近に相談できる相手がいない場合などに、電話により相談をうける民間の人材を養成する。

(3) 民間団体等支援事業

様々な悩みを抱えた人の孤立を防ぐために、相談事業や各種つどいの場の提供など、自死対策に資する活動を行う民間団体等に対する支援を行う。

(4) 行政担当者向け研修事業

住民の様々な相談を受ける窓口の一つである県や市町村の窓口担当者に対し、悩みを抱え心理的に追い込まれた方からの相談の受け方などについて研修を実施する。

(5) 自死実態等分析事業

自死の背景には様々な要因があり、年代や地域ごとに特性を踏まえた対策を進める必要があるため、さまざまなデータを元に実態分析を行い、効果的な対策の展開に役立ていく。

(6) 未遂者ケア・支援体制整備事業

未遂者に対する、精神的なケアや継続的な支援体制の構築を図る。

(7) うつ病に対する医療等の支援体制強化事業

自死の要因の一つであるうつ病に対する精神医療の質の向上を図るため、精神科医療関係者を対象とした研修を行う。

また、うつ病の初期の段階では不眠や食欲不振などの身体症状から、かかりつけの一般医を受診する方が多いため、かかりつけ医と精神科医との連絡会議などを開催し、うつ病の早期発見と適切な治療体制を整備する。

(8) ゲートキーパー等人材養成研修事業

自死を考えている人のサインに気づき、適切な対応をとることができる人材（ゲートキーパー）を養成するため、幅広い対象者に対する研修を実施する。

(9) 自死遺族・自死遺児ケア・支援事業

自死により身近な人を亡くした方に対し、相談窓口や活用できる制度、必要な手続きなどに関する情報を提供する仕組づくりを行う。

また、関係機関の担当者などが、それらの社会資源に関する知識を深めることで遺族の方に対し適切な支援が行えるよう、研修を行う。

(10) 市町村自死対策事業の支援

住民に身近な自治体である市町村においても自死対策の取組みを進めることが重要である。

そのため、市町村が実施する自死対策事業を支援することで、地域の実態に応じたきめ細かい対策の実施を促進する。

3 平成26年度予算額

43,423千円

(担当課 障がい福祉課)

感染症予防対策推進事業

1 趣 旨

感染症の発生を予防するため、感染症の発生動向の情報伝達、感染に掛かる検査及び、予防接種による感染予防を実施する。

2 事業の概要

(1) 感染症発生動向調査

感染症法に基づき感染症の発生動向の把握、調査及び情報提供を行うとともに、感染症の患者及び接触者に対する感染症の発生状況、動向及び原因の究明を図るため積極的疫学調査を実施する。

また、保健環境科学研究所内に設置する島根県感染症情報センターにおいて、定点医療機関及び各医療機関から患者情報及び病原体情報を収集・分析し、医療機関等へ情報還元する。

(2) 肝炎対策事業

肝炎の早期発見・早期治療を推進するため、B型、C型肝炎ウイルスの委託医療機関における検査及び保健所における無料検査を実施するとともに、肝炎に対する正しい知識の普及啓発を行う。

また、島根県肝炎対策協議会を開催し、肝炎対策を総合的に推進する。

(3) 予防接種事故対策費

予防接種による健康被害に対して、市町村が実施する給付事業費の一部を負担する。

また、市町村が設置した予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種事故の発生調査費を補助する。

3 平成26年度予算額

44,841千円

(担当課 薬事衛生課)

しまね流福祉のまちづくり推進事業

1 趣 旨

多様化する地域の生活・福祉課題に対して、地域力をどのように高めていくかが重要となっており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、島根県社会福祉協議会を中心として、身近な地域での見守り、支え合いを行う住民のネットワークづくりなど地域の支え合い体制づくりを推進する。

2 事業の概要

(1) 自治会区活動支援チームの立ち上げ支援等に係る経費の助成、人材育成等を実施

(2) 特に優れた地域福祉活動を行う団体へ知事表彰を行う

3 平成26年度予算額

6,886千円

(担当課 地域福祉課)

地域福祉セーフティネット推進事業

1 趣 旨

過疎化や少子高齢化、また人間関係の希薄化や自然災害などにより生じた生活上の福祉課題について、社会福祉協議会と住民、専門職（組織）、行政などが協働してさまざまな施策に取り組み、支援を必要とする人だけでなく、すべての県民が安心して暮らせるよう、地域におけるセーフティネットの仕組みづくりを進める。

このため、地域で要援護者に対して包括的な支援を行うコミュニティーソーシャルワーカーの研修やボランティアの養成等を引き続き実施する。

2 事業の概要

(1) 地域福祉トータルケア推進事業

コミュニティーソーシャルワーカーの実践力を強化する研修

(2) ボランティアセンター事業

ア 地域社会を基盤とした福祉教育「新ふるさと学習推進事業」

イ 住民参加・協働によるボランティアセンター活性化・機能強化事業

ウ 災害救援ボランティア活動啓発・養成事業

(3) 県民活動応援サイト「島根いきいき広場」の運営

3 平成26年度予算額

11,292千円

(担当課 地域福祉課)

福祉人材確保・育成事業

1 趣 旨

高齢化が進む本県では、福祉・介護分野における従事者の確保・定着が喫緊の課題であることから、福祉人材センターにおける福祉・介護人材の確保・育成の取組を引き続き進めるとともに、庁内関係各課をはじめ関係機関・団体等の連携により、質の高い福祉・介護サービスが提供されるよう、福祉・介護職員の確保・定着を図るための施策を実施する。

2 事業の概要

(1) 福祉人材センターの運営

福祉人材センターにおける取組（無料職業紹介、福祉就職フェア、就職セミナー、各種研修、職場体験事業など介護人材確保・定着推進のための委託事業等）の充実を図る。

(2) 民間社会福祉施設退職手当共済事業給付費の補助

民間社会福祉事業の振興に寄与するため、独立行政法人福祉医療機構が実施する退職手当金の支給に関する費用を補助する。

(3) 介護福祉士等修学資金の貸付

介護福祉士等の県内定着を図るため、実施主体を県社会福祉協議会として、養成施設入学者に修学資金の貸付を行う。

(4) 福祉・介護人材マッチング支援事業

福祉人材センターのキャリア支援専門員が、求職者の希望に添った福祉職場の紹介や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を図る。

(5) ネットワークの構築

関係機関・団体で構成する「福祉・介護人材確保対策ネットワーク会議」を開催し、官民一体となった取組を行う。

3 平成26年度予算額

480,726千円

(担当課 地域福祉課)

島根県民間社会福祉施設耐震診断助成事業

1 趣 旨

耐震の安全性が把握されていない民間社会福祉施設の耐震診断を促すため、耐震診断経費を助成する。

2 事業の概要

(1) 対象施設

国の新耐震基準導入（S56年）以前に建築された民間社会福祉施設（有料老人ホームを除く）のうち、2階建て以上又は床面積200㎡以上の施設

(2) 補助対象者

民間社会福祉施設	社会福祉法人等
保育所	市町村

3 平成26年度予算額

7, 015千円

(担当課 地域福祉課、高齢者福祉課、青少年家庭課、障がい福祉課)

社会福祉法人指導事業

1 趣 旨

社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を確保するため、法人の設立や定款変更等の認可及び法人や施設の実地あるいは書面での指導監査を実施する。

2 事業の概要

(1) 実施体制

- ・指導監査は、地域福祉課（福祉基盤・指導監査スタッフ）と各事業課が共同実施
- ・地域福祉課職員を石見スタッフとして浜田合庁に配置
- ・平成25年度から社会福祉法人に対する認可、指導監査等に関する所轄庁が県から市に変更（複数市町村にまたがる法人及び町村内のみで事業を行う法人については引き続き県が所轄庁）

(2) 実施計画

- ・基本方針：島根県社会福祉法人等指導監査要綱、同要領及び指導監査実施計画により効果的・重点的に実施
- ・監査対象：社会福祉法人、社会福祉施設、事業者等
- ・監査項目：平成26年度指導監査実施計画に定める各指導監査調書による
- ・根拠法令：社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法

(3) 基本的考え方

- ・法定受託事務である社会福祉法人及び生活保護施設については、厚生労働省の定める要綱等に基づき実施
- ・自治事務である児童福祉施設、老人福祉施設、障害者施設については、厚生労働省が示す方針等を基本として実施

3 平成26年度予算額

1, 263千円

(担当課 地域福祉課)

地域包括ケア推進事業

1 趣 旨

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう介護、医療及び居住に関する施策が有機的な連携を図れるよう支援する。

2 事業の概要

○県事業

- (1) 訪問看護師確保 国の緊急雇用基金を活用し、潜在看護師等が訪問看護ステーションに新たに就業し、研修又は訓練の必要な期間について、事業所と委託契約を行って看護師に係る賃金を負担する
- (2) 訪問看護ステーションの機能強化 開設支援・機能充実のため車両更新、機材購入等補助を行う
- (3) 市町村への技術的助言 多職種連携推進及び地域包括支援センターへの助言
- (4) 介護人材の確保 介護職場へ就職した経験の浅い従業者に、介護資格（介護職員初任者研修）を受講させる人件費及び受講料を助成する。

○市町村事業 メニュー方式（全11メニュー）

- ・市町村への交付金 地域包括ケアシステム構築に向けた市町村の自主的な取組への支援
主なメニュー

①地域包括ケアシステム検討支援事業

高齢者アセスメント、地域医療資源の可視化（マップ作成）などを通じて地域包括ケアシステム構築に向けた調査、検討への支援

②医療と介護の連携推進事業

在宅ケア推進に関する取り組み、24時間又は早朝・深夜対応の在宅医療及び在宅介護の提供体制の整備への支援

③その他

離島・中山間地域事業者への支援、定期巡回・臨時対応型サービス又は複合型サービスに参入する又は参入を検討している事業者への支援など。

3 平成26年度予算

90,820千円

（担当 高齢者福祉課）

生涯現役社会づくり推進事業（県民意識啓発）

1 趣 旨

心身ともに健康で、いくつになっても現役意識を持ち続け、社会との関わりを持ちながら生活している高齢者を顕彰することにより、健康・長寿の素晴らしさを県民に周知し、高齢者の健康と生きがいがづくりの意識高揚を図る。

2 事業の概要

(1) 100歳以上健康超寿者表彰

①対象者

100歳を超えても健康を保ち、社会との関わりを持っておられる県内在住者

②表彰内容

年1回（9月1日～15日頃）、対象者5名程度に表彰状及び記念品を授与

(2) 75生涯現役証

①対象者

75歳を過ぎても何らかの活動（農林水産業や商工業、ボランティアや文化・スポーツ等）に取り組んでいる県内在住者

②認定方法等

自薦・他薦により提出された申請書を文書審査し、知事による認定証を発行する。

(3) 「生涯現役」を応援する協賛事業者のサービス情報提供

75生涯現役証認定者、65歳以上高齢者を応援するサービスの協賛事業者を募集し、サービス内容を情報提供する。

3 平成26年度予算額

549千円

（担当課 高齢者福祉課）

新たな共助の仕組みづくり推進事業

1 趣旨

本県では、全国に先がけて本格的な人口減少・少子高齢社会を迎えているが、今後もこの傾向が続くと推計されており、地域社会のマンパワーが急激に減少することが懸念されている。

よって、本県における少子高齢社会に見合った持続可能な仕組みを新たに構築するため、元気な高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「新たな共助の仕組みづくり」に取り組み、高齢者グループの組織化や活動の活性化を図る。

2 事業の概要

元気な高齢者が地域で活躍するためにはスポーツ・芸術活動などにより高齢者の元気を醸成する事が不可欠である。また、高齢者の社会参加を推進するため、活動を支えていく人材の育成や高齢者グループの組織化や活動の活性化を支援する。 *□県社協・■老人クラブ関係

□高齢者大学校運営事業<シマネスクくにびき学園の運営：東・西部校 2年課程 計360人定員>

□島根県健康福祉祭運営事業<4月～5月に県内各地で開催>・シルバー美術展

全国健康福祉祭（ねんりんピック）派遣<H26は栃木県で開催>

■市町村老人クラブ連合会助成事業、県老人クラブ連合会補助金

■健康づくり・介護予防支援事業

■地域支え合い事業<地域で高齢者が支え合う、老人クラブの「友愛活動」の推進を図る>

3 平成26年度予算額

52,046千円

(担当課 高齢者福祉課)

高齢者介護予防推進事業

①地域でガッチリ安心サポート事業（地域支援事業交付金）

1 趣旨

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、介護保険者が実施する地域支援事業に対して交付金を交付する。

2 事業の概要

介護保険者が従事する下記の事業を対象とする。（平成24年度から日常生活支援総合事業を創設）

ア 介護予防事業（必須事業）

・介護予防のスクリーニングの実施

・上記スクリーニングの結果を踏まえ、要支援・要介護状態になるおそれの高い者等を対象とする介護予防プログラムの提供

イ 包括的支援事業（必須事業）

・介護予防マネジメント事業（上記の介護予防プログラムのマネジメント）

・総合相談・支援事業（地域の高齢者の実態把握、介護以外の生活支援サービスとの調整等）

・権利擁護事業（虐待の予防・早期発見、成年後見制度の情報提供等）

・地域ケア支援事業（支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくり等）

※これらの事業の実施主体として、地域包括支援センターを設置

ウ 任意事業

介護給付費適正化事業、家族支援事業など

3 平成26年度予算額

314,486千円

(担当課 高齢者福祉課)

②介護予防市町村支援事業

1 趣 旨

高齢者の総合相談機能を担う地域包括支援センターの運営支援を行うとともに、高齢者の生活機能の維持・向上及び重症化予防のための積極的な介護予防・リハビリテーションが提供されるよう、各保険者・事業者の体制整備や評価への支援を行い、サービスの充実・強化を図る。

2 事業の概要

- (1) 地域包括支援センター運営支援事業
地域包括支援センターの業務の手法を検討する場・研修の場づくりを県が行い、地域包括支援センターの運営基盤の確立を支援する。
- (2) 介護予防事業の評価・市町村支援事業
効果的な介護予防・リハビリテーションの実施・定着が図られるよう下記の事業により市町村(保険者)、事業者を支援する。
 - ・介護予防評価・支援委員会及び専門部会の開催
 - ・介護予防事業支援マニュアル等を活用した効果的な介護予防の実施・評価に向けた支援
 - ・行政担当者研修、リハビリテーション人材育成研修
 - ・介護予防・日常生活支援総合モデル事業

3 平成26年度予算額

4, 130千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護給付費負担金事業

1 趣 旨

介護保険法第123条第1項の規定により、政令で定めるところにより、県は市町村に対し、介護給付費及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費は100分の17.5に相当する額を、居宅給付費については100分の12.5に相当する額を負担する。

2 事業の概要

- (1) 県負担額算定のルール
 - ・介護保険制度では、介護給付及び予防給付に要する費用の50%は公費負担で、残りの50%が被保険者の保険料負担となる。
 - ・公費負担の内訳は、国が25%（施設等分は20%）、都道府県が12.5%（施設等分は17.5%）、市町村が12.5%となっている。
 - ・被保険者の保険料負担の内訳は、第1号被保険者（65歳以上）が21%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が29%となっている。
- (2) 介護給付費の県負担基本額の推計（平成26年度）・・・71,945,475,635円

3 平成26年度予算額

11,029,029千円

(担当課 高齢者福祉課)

島根県介護保険財政安定化基金事業

1 趣 旨

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による財政赤字について、県に設置する「介護保険財政安定化基金」から、資金の交付又は貸付を行い、介護保険財政の安定化に資する。

2 事業の概要

(1) 貸付

計画期間（3年間）に、保険料収納率低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う。

(2) 交付

計画期間を通じて保険料収納不足かつ財政不足により、財政収支が不均衡となった保険者に対して3年度目に行う。

(3) 財源

市町村、県及び国が同額を拠出、負担し、基金財源とする。

3 平成26年度予算額

15,643千円

(担当課 高齢者福祉課)

訪問看護推進事業

1 趣 旨

病気や要介護状態になっても、最期まで住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、在宅療養生活を支援する訪問看護が提供される体制の強化が必要である。そこで、県内における訪問看護の実態の把握や課題を整理し、その具体的な課題解決に向けての対策を実施することにより、県内の訪問看護の推進を図る。

2 事業の概要

(1) 訪問看護推進協議会の運営

訪問看護に関する実態調査及び対策の検討をおこなう。

(2) 看護師の研修及び講演会の開催

訪問看護の課題を踏まえた対策を推進するため、訪問看護ステーション相互の意見交換や訪問看護の技術向上のための研修を行うとともに、医療と介護の連携の強化するために訪問看護の役割を地域に浸透させる。

3 平成26年度予算額

1,050千円（国費1/2）

(担当課 高齢者福祉課)

介護保険低所得者利用負担対策事業

1 趣 旨

介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点等から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じ、介護保険制度の円滑な導入に資する。

2 事業の概要

- (1) 障がい者施策におけるホームヘルプサービス利用者の支援措置
障がい者施策等によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障がい者で、介護保険によるホームヘルプサービスを利用する場合、利用者負担の助成を行う。
- (2) 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、低所得者で生計が困難である者等に対して利用者負担を軽減した場合に、その軽減額の一部について公費助成を行う。
- (3) 中山間地域等における加算に係る利用者負担軽減措置
中山間地域等に所在する小規模の事業所においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等に所在する小規模事業所以外の利用者との負担均衡を図る観点から、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等における介護保険サービスの利用促進を図る。

3 平成26年度予算額

13,604千円

(担当課 高齢者福祉課)

ケアマネジャー総合支援事業

1 趣 旨

介護支援専門員に対する研修を行うことによりケアプランの質の向上を図るとともに介護支援専門員が適切なケアマネジメントを行えるよう総合的に支援する。

2 事業の概要

- (1) 介護支援専門員の養成
介護支援専門員の試験及び実務研修の実施する。
- (2) 介護支援専門員の資質向上
以下の研修を実施し、介護支援専門員の質向上を図るとともに介護支援専門員資格更新のための更新研修を実施する。
 - ア 実務従事者基礎研修
 - イ 専門研修課程Ⅰ（兼実務従事者向け更新研修）
 - ウ 専門研修課程Ⅱ
 - エ 実務未従事者向け更新研修（実務研修と兼ねて実施する）
 - オ 再研修（実務未従事者向け更新研修と兼ねて実施）
- (3) 主任介護支援専門員の養成
介護支援専門員のキャリアアップの一環として位置づけられた主任介護支援専門員の養成研修を実施する。

3 平成26年度予算額

26,560千円

(担当課 高齢者福祉課)

療養病床再編推進事業

1 趣旨

医療費適正化の方針に基づき、療養病床を患者の医療の必要性の観点から再編成し、患者の状態に即した適切な医療・介護サービスを提供することなどを目的とする療養病床の再編成が円滑に進むよう、必要な支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相談窓口の設置

介護保険施設等への転換意向がある医療機関の円滑な転換を図るため、及び入院患者とその家族の不安等を解消するために必要な情報提供や相談対応を実施する。

(2) 療養病床再編セーフティネットワークの構築

療養病床の転換・廃止に伴い、行き場のない患者がでないよう、圏域、全県毎に設置した「療養病床再編セーフティネットワーク会議」を活用し、困難事例に対応する。

(3) 病床転換助成

医療療養病床を介護老人保健施設や居住系サービス等に転換する場合に、医療保険財源を活用した整備費の助成を実施する。

○助成額：「基準単価×整備床数」と「実支出額」を比較して少ない方の額

○基準単価：[創設・改修] 1,000千円/床 [改築] 1,200千円 [改修] 500千円

※介護療養病床の転換助成は、「地域介護・福祉空間整備等交付金」(市町村交付金)で対応

3 平成26年度予算額

対象事業なし(病床転換助成)

(担当課 高齢者福祉課)

認知症施策推進事業

1 趣旨

早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく支援などを通して、地域単位で総合的かつ継続的な支援体制を確立することを目的に、各関係機関が連携し総合的に認知症施策を推進する。

2 事業の概要

(1) 認知症対策検討委員会の運営

(2) 認知症地域支援体制構築等推進事業

ア 認知症疾患医療センター運営事業

ウ 認知症サポート医フォローアップ研修

オ 地域ケア会議運営支援事業

イ 認知症サポート医養成研修

エ 医療従事者認知症対応力向上研修

カ 認知症地域連携モデル事業

(3) 認知症対策普及・相談・支援事業

ア 認知症コールセンター運営事業

ウ 若年性認知症対策事業

イ 認知症予防講演会

エ PR活動事業

(4) 高齢者権利擁護等推進事業

(5) 介護従事者向け認知症研修事業

ア 認知症介護実践者研修

ウ 認知症対応型サービス事業開設者研修

オ 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

イ 認知症介護実践リーダー研修

エ 認知症対応型サービス事業管理者研修

カ 権利擁護推進員養成研修

(6) 認知症介護指導者養成研修事業

3 平成26年度予算額

37,347千円

(担当課 高齢者福祉課)

介護施設開設等経費助成事業

1 趣 旨

介護施設の開設等の経費を助成する。

2 事業の概要

- (1) 介護施設の開設等経費として、1床当たり49万円を助成する。
- (2) 介護施設開設のための施設用地（定期借地権設定）確保への補助

3 平成26年度予算額

111,262千円(介護職員処遇改善等臨時特例交付金10/10)

(担当課 高齢者福祉課)

社会福祉施設等整備事業

1 趣 旨

消防法施行令改正によりスプリンクラーの設置が義務付けられた施設等について、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。また、設置義務のない認知症高齢者グループホーム等についても助成の対象とする。

2 事業の概要

スプリンクラー設置を行う施設等へ補助金を交付する。

○平成26年度整備対象

認知症高齢者グループホーム

有料老人ホーム

小規模多機能型居宅介護事業所

生活支援ハウス ほか

3 平成26年度予算額

50,730千円(介護基盤緊急整備等基金10/10)

(担当課 高齢者福祉課)

介護拠点等の緊急整備事業

- 1 趣 旨
第5期介護保険事業支援計画に基づき、介護保険施設等の整備を行う。
- 2 事業の概要
介護拠点等の緊急整備を行う市町村に対し施設整備費を交付する。
○平成26年度整備対象
地域密着型特別養護老人ホーム
認知症対応型グループホーム
小規模多機能事業所
認知症対応型デイサービス
夜間対応型訪問看護ステーション
定期巡回・随時対応型訪問看護事業所 ほか
- 3 平成26年度予算額
294,535千円（介護基盤緊急整備等基金10/10）（担当課 高齢者福祉課）

現任介護職員看護資格取得助成事業

- 1 趣 旨
看護職員の確保が困難な特別養護老人ホームにおける看護職員の安定的な確保を図るため、既に施設に勤務している介護職員が、新たに看護師資格を取得しようとする場合に、その者の賃金の一部を助成する。
- 2 事業の概要
看護師資格をするために必要な期間の賃金を助成する。
・助成期間 2カ年
・基準額 年1,700千円
*離島・中山間地域においては、基準額に15/100を加算する。
- 3 平成26年度予算額
3,800千円（担当課 高齢者福祉課）

障がい者地域生活支援事業

1 趣 旨

障がい者に最も身近な市町村が主体的に地域の实情や利用者の状況に応じた柔軟で細やかなサービスを提供することにより、障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活が営めるように進める。

2 事業の概要

(1) 子ども発達支援事業費補助金

市町村が実施する就学前の児童・家族を対象に地域の中で行う療育活動や、就学児童を対象に土日・祝日等に行う社会活動・ボランティア等との交流事業を支援する。また、障がい児等の家族への支援として市町村が行う、障がい児等の保護者相談や情報交換の場の提供などの事業を支援する。

- ①実施主体 市町村
- ②負担割合 県 1/2、市町村 1/2

(2) 市町村地域生活支援事業

障がい者や障がい児の保護者等からの相談に対応し必要な情報を提供、成年後見制度の利用に要する費用の支給、手話通訳者の派遣、日中活動の場を提供するなどの必須事業のほか市町村が必要と判断した事業を支援する。

- ①実施主体 市町村
- ②負担割合 国 1/2、県 1/4、市町村 1/4
- ③事業内容

地域生活支援事業実施要綱 事業名	
◆必須事業	
理解促進研修・啓発事業	
自発的活動支援事業	
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業 住宅入居等支援事業
成年後見制度利用支援事業	
成年後見制度法人後見支援事業	
意思疎通支援事業	
日常生活用具給付等事業	
手話奉仕員養成研修事業	
移動支援事業	
地域生活支援センター機能強化事業	
◆任意事業	
日常生活支援	福祉ホームの運営
	訪問入浴サービス
	生活訓練等
	日常一時支援
	地域移行のための安心生活支援
	障害児支援体制整備
	巡回支援専門員整備
相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保 その他生活支援	
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等
	文化芸術活動振興
	点字・声の広報等発行
	奉仕員養成研修
	自動車運転免許取得・改造助成 その他社会参加支援
権利擁護支援	成年後見制度普及啓発
	障害者虐待防止対策支援
	その他権利擁護支援
就業・就労支援	盲人ホームの運営
	重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
	更生訓練費給付
	知的障害者職親委託
	その他の就業・就労支援

◆障害支援区分認定等事務

◆特別支援事業

3 平成26年度予算額

子ども発達支援事業費補助金： 10,730千円
市町村地域生活支援事業： 242,072千円

(担当課 障がい福祉課)

障がい者自立支援医療等給付事業 福祉医療費助成事業

1 趣 旨

福祉医療費助成対象者（重度心身障がい児・者及びひとり親家庭）に対して医療費の自己負担分を助成することにより、これらの対象者の健康維持と生活の安定を図る。

2 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 福祉医療費助成対象者

対 象 者		所得制限	対象者数(H25.4.1現在)	
			後期高齢者 医療対象者以外	後期高齢者 医療対象者
重度知的障がい者	療育手帳A(IQ35以下)	20歳以上の者については特別障害者手当の所得制限を準用	1,923人	248人
重度身体障がい者	身障手帳1,2級		5,661人	8,644人
寝たきり者	65歳以上で3か月以上臥床し、他人の介護が必要な者		1人	17人
重複重度知的障がい者	身障手帳3,4級+IQ50以下		22人	9人
障がい者計			7,607人	8,918人
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年終了までの児童等を養育する配偶者のない者及び当該児童	所得税非課税世帯	9,147人	2人
対 象 者 合 計			16,754人	8,920人
			25,674人	

※平成26年10月以降は以下の者を対象者に追加する予定

○重度精神障がい者（精神手帳1級）

○重複重度精神障がい者（精神手帳2級+身障手帳3,4級またはIQ50以下）

(3) 助成の方法

社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けた場合、当該療養又は医療の給付に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令等の規定により被保険者等が負担することとなる費用（入院時の食事療養費及び生活療養費に係る標準負担額は除く。）から医療費の1割を控除した額を助成する。

また、医療費の1割が下記表の額を超えた場合は、下記表の額が限度額となる。

区 分	入 院	入 院 外
一 般	40,200円	12,000円
市町村民税世帯非課税者	7,500円	4,000円
20歳未満の障がい児(者)	2,000円	1,000円

※平成26年10月以降は以下のとおり自己負担上限額を引き下げる予定

○一般：（入院）40,200円→20,000円 （入院外）12,000円→6,000円

○市町村民税世帯非課税者：20歳未満の障がい児(者)と同一額に引き下げ

(4) 費用負担割合：県1/2、市町村1/2

3 平成26年度予算額

684,377千円

(担当課 障がい福祉課)

障がい者施設等整備事業 ケアホーム・グループホーム整備事業

1 趣 旨

障がい者の地域生活移行を進める上で必要となる住まいの場グループホームを緊急に整備し、障がい者の地域生活における自立支援のための基盤整備を進める。

※平成26年4月より、ケアホーム・グループホームはグループホームに一元化された。

2 事業の概要

補助金名	整備区分	基準額	補助率
社会福祉施設等施設整備費	新築(自己所有物件)	25,334千円	国1/2、県1/4
	大規模修繕(自己所有物件)	10,000千円	
	改修(賃貸物件)	10,000千円	

3 平成26年度予算額

34,000千円

(平成25年度2月補正予算(経済対策) 45,500千円)

(担当課 障がい福祉課)

障がい者施策推進事業 山陰両県共同啓発事業「あいサポート運動」

1 趣 旨

障がいの有無にかかわらず、県民が互いに支え合い、尊重し合いながら、共に生きる社会(共生社会)の実現を目指し、島根・鳥取両県共同で障がいに対する理解促進・啓発事業として「あいサポート運動」を推進していく。

2 事業の概要

(1) 「あいサポート運動」とは

県民が、多様な障がいの特性の理解に努め、障がいのある人に温かく接するとともに、障がいのある人が困っているときに「ちょっとした手助け」を行う運動。

従業員を対象とした「あいサポーター」研修等に取り組む企業等を「あいサポート企業・団体」として認定することや、広く県民に「あいサポーター」への参画を呼びかけることなどにより、「あいサポーター」になる人の輪を広げていく。

(2) 主な事業内容

- ・「あいサポーター」研修の実施
- ・「あいサポート企業・団体」の認定
- ・「あいサポーター」の認定とシンボルバッジの配付
- ・「あいサポートメッセンジャー(研修講師)」の養成
- ・研修資料(パンフレット、映像等)の作成
- ・小学校高学年向けパンフレットの作成

3 平成26年度予算額

7,488千円

(担当課 障がい福祉課)

障がい者相談事業

①高次脳機能障がい者支援事業

1 趣 旨

高次脳機能障がい者への支援拠点を設置し、地域で生活する高次脳機能障がい者に対する専門的な相談支援、関係機関とのネットワークの充実、高次脳機能障がいに関する研修等を行い、高次脳機能障がい者に対して適切な支援が提供される体制の確立を図る。

2 事業の概要

- (1) 障がい者自立支援協議会高次脳機能障がい者支援部会
医療、福祉等の専門家による評価検証機関を設置し専門的課題の検討、個々のニーズ支援の評価、事業の実施、対応状況の分析評価等を行う。
- (2) 県支援拠点事業
島根県立心と体の相談センター及び医療法人エスポアール出雲クリニックを県の支援拠点として、各圏域相談支援拠点への支援や全県の支援体制の構築を図ると共に研修会の開催等を行う。
- (3) 圏域相談支援拠点事業
地域支援の拠点となる施設を圏域相談支援拠点とし、社会福祉法人又は医療法人に委託設置し、各種相談支援、家族支援及び地域支援ネットワーク会議を開催する。

3 平成26年度予算額

15,292千円

(担当課 障がい福祉課)

②精神障がい者地域生活移行・地域定着支援事業

1 趣 旨

精神障がい者の地域生活への移行支援にとどまらず、地域生活移行後の地域への定着支援を行う事業として実施し、併せて精神障がい者と住民等が交流する地域交流事業の充実を図り、精神障がいに対する普及啓発を推進する。

平成24年4月から従来の「精神障がい者退院支援事業（地域移行推進員の配置・個別支援会議の開催）」が、自立支援法の相談支援として個別給付となり、引き続き市町村、精神科病院、関係機関等への協力及び連携などの役割を担う。

2 事業の概要

精神障がい者の地域生活への移行及び移行後の地域への定着支援の方策について、地域の実情に即し圏域ごとに幅広い関係者のネットワークを構築し、関係機関・団体等と連携強化のもと検討を行い、精神障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な体制整備を進める。

- (1) 島根県障がい者自立支援協議会 退院支援部会（旧 島根県精神障がい者地域生活移行検討会）
全県の事業推進に必要な事項の協議を行う。
 - ア 開催回数：1～2回／年
 - イ 事務局：障がい福祉課
- (2) 精神障がい者地域生活移行・地域定着支援圏域会議
各圏域における実態の把握、課題の抽出を行い、地域の実情に応じた事業の推進方法の検討、事業の進行管理を行う。
 - ア 対象圏域：7圏域
 - イ 開催回数：各圏域2～3回
 - ウ 事務局：保健所

- (3) ピアサポーター（自立支援ボランティア）の養成講座：各保健所
各圏域において、精神障がい者の地域生活移行及び地域定着に必要な支援（病院訪問・外出、体験利用の同伴等）を行うピアサポーター（ボランティア）の養成。
- (4) ピアサポーター（自立支援ボランティア）の活用：委託事業
(3) で養成されたピアサポーター（自立支援ボランティア）を関係機関との連携のもと積極的に活用する。
- (5) 精神障がい者等の地域支援や交流事業の実施：委託事業
関係団体（県当事者会・島根県精神保健福祉会連合会・ほほえみの会（県メンタルヘルスボランティアの会））において、従来からの啓発普及のための活動をより充実させるため、精神障がい者と住民等が交流するイベントを委託し実施する。
- (6) 精神障がい者地域移行・地域定着支援事業研修会の開催（継続）：障がい福祉課
・相談支援事業者等、関係者に対するレベルアップ研修
（対象者）精神科医療機関・保健所・市町村・相談支援事業所等

3 平成26年度予算額

4,598千円

（担当課 障がい福祉課）

③強度行動障がい（児）者特別支援事業

1 趣旨

障害者支援施設において行動障がい者等の支援ができる体制整備を行い、入所待機の状態にある強度行動障がい者が、特別支援施設において適切な支援が受けられる体制を整備する。

2 事業の概要

- (1) 処遇支援環境整備事業費補助金
強度行動障がい者等への支援に適した施設への改修経費等を補助する。
補助率：県3/4
- (2) アドバイザーの配置
行動障がい者等支援に係る専門職員を配置し、各施設における支援への助言、指導等を行う。
- (3) 受入経費等補助金
強度行動障がい者等を受け入れるにあたり必要となる経費等を補助する。
・実地研修に要する経費 補助率：県10/10
・備品整備に要する経費 補助率：県1/2
- (4) 支援者研修の実施
強度行動障がい者等に対する支援について、基礎から応用までの一連の研修を開催し、県内支援施設の支援体制を確保する。

3 平成26年度予算額

15,503千円

（担当課 障がい福祉課）

④地域生活定着支援事業

1 趣 旨

高齢又は障がいをもつことで矯正施設から退所した後に自立した日常生活を送ることが困難な方を、保護観察所等と協働し、退所後に適切な福祉サービスに繋げ、地域の中で自立した社会生活を送ることができるように支援する。

2 事業の概要

(1) 実施方法

島根県地域生活定着支援センター（平成22年4月1日設置）において実施する。
（センターの運営は社会福祉法人へ委託）

(2) 事業内容

ア コーディネート業務

保護観察所からの依頼に基づき、特別調整対象者等について、福祉サービス等に係るニーズ内容の確認等を行い、受入先施設等の斡旋又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。

イ フォローアップ業務

コーディネートにより矯正施設退所後の本人を受け入れた施設等に対して必要な助言を行う。

ウ 相談支援業務

懲役若しくは禁固の刑の執行を受け又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

3 平成26年度予算額

25,000千円

（担当課 障がい福祉課）

障がい者就労支援事業

①障がい者就労移行推進事業

1 趣 旨

就労や職場への定着を支援する障害者就業・生活支援センターを中心にハローワーク等の関係機関のネットワークの強化するとともに、就労支援員等の能力向上や企業実習の拡大することにより一般就労への移行を促進に取り組む。

2 事業の概要

(1) 障がい者就業・生活支援センター事業

障がい者の就業やそれに伴う生活上の支援を総合的に行うため、各圏域に設置（隠岐圏域は障害者就労支援センター）し、地域における一般就労を進める。

□障害者就業・生活支援センター：7か所（松江・出雲・浜田・雲南・大田・益田・隠岐）

(2) 障がい者ステップアップ就労支援事業

県の各機関において一定期間（1～3年）働く場所を提供し、一般就労に向けたステップアップの場とします。また、県庁ワークセンターに支援員を配置し本人支援や関係機関との調整を行う。

□雇用場所：障がい福祉課、教育庁総務課、地方機関及び県立学校（15名）

□障がい種別：知的障がい、精神障がい、視覚障がい、発達障がい、高次脳機能障がい

(3) 障がい者チャレンジ事業

雇用を前提としない1～2週間の実習を行うことで、「企業」、「障がい者」の双方にとっての、「知るきっかけ」、「雇うきっかけ」、「働くきっかけ」づくりを支援する。

□実施企業及び実習生（障がい者）への奨励金（1日2,000円）の支給

(4) 障がい者就労の啓発促進等

就労支援のスキルアップを目的とした研修事業や、啓発フリーペーパー「レインボー」の発行等、就労に向けた意識啓発とノウハウ強化のための研修会・セミナーを実施する。

3 平成26年度予算額

98,281千円

(担当課 障がい福祉課)

②障がい者就労支援事業所工賃向上事業

1 趣 旨

事業所の共同営業窓口として設置した障がい者就労事業振興センターの活動を強化するとともに、就労機器の購入、新商品開発、販路拡大等についての支援、事業所外就労を促進することにより、就労支援事業所を利用する障がい者の工賃向上に取り組む。

2 事業の概要

(1) 障がい者就労事業振興センター設置事業

就労支援事業所の共同営業窓口として設置し、共同販売や共通ブランドの開発、企業及び官公庁等からの受注の開拓や取りまとめ等の調整、就労支援事業所への専門家派遣や人材養成研修を実施する。

□2か所（松江市、浜田市）

(2) 障がい福祉と農業との連携促進事業

障がい福祉施設と農業経営体の相互理解と交流を促進するため、農林水産部等の関係機関と連携し、両者のマッチングを行うコーディネーターの配置や、施設への農業技術指導、農業経営体への啓発等に取り組み、農業分野での実習（施設外就労）や雇用の拡大、施設内農業や施設の加工施設を活用した特産品開発等を図る。

(3) 就労機器購入費補助金

就労支援事業所が共同で工賃向上に取り組む際の設備整備を補助する。

□補助限度額：1事業あたり7,500千円、補助率：3/4

(4) ゆめいくワークサポート事業（島根県社会福祉協議会へ委託）

ごうぎんチャレンジドで知的障がい者が描いた絵画デザインを企業に利用してもらい、その利用料を就労支援事業所等へ助成する。

3 平成26年度予算額

83,805千円

(担当課 障がい福祉課)

子ども発達支援事業

①発達障がい者支援体制整備事業

1 趣 旨

早期支援体制を充実させるために専門的知識を有する人材を育成するとともに、発達障害者支援センター、関係機関が連携を進めることで、発達障がい者及びその家族のライフステージに応じた支援を行う。

2 事業の概要

(1) 実施方法等

- ・東部発達障害者支援センターウィッシュ、西部発達障害者支援センターウィンド
- ・社会福祉法人に委託

(2) 事業内容

- ・発達障がい者等に対する専門的な相談・助言、発達支援、就労支援を行う。
- ・発達障がい者等への支援を行う関係機関に対する助言・指導を行う。
- ・巡回支援等により、市町村等の発達障がい者支援をサポートする。
- ・発達障がいについて、支援機関の職員や保健師、保育士等への研修を行う。

(3) その他の支援事業

- ・ペアレントメンター等家庭支援の充実に向けた取り組みを進める。
- ・国が実施する発達障がいの早期発見、小児・精神医療に関する専門的な研修会へ医師を派遣し資質の向上を図ると共に、受講医師による県内研修会を開催しその成果を県内に普及していく。

3 平成26年度予算額

63,181千円

(担当課 障がい福祉課)

②在宅心身障がい児援護事業

1 趣 旨

障がい児(者)施設の有する機能を活用し、身近な地域で必要なサービスを受けられる体制の充実を行うことで在宅の重症心身障がい児(者)のライフステージに応じた地域での生活を支援する。

2 事業の概要

(1) 重症心身障がい児(者)サービス基盤整備事業

障がい福祉サービス事業者(医療機関である事業者を除く)が看護職員を加配し、医療的なケアの必要度が高い超重症児(者)等を受け入れる体制を整え、ショートステイ、児童発達支援等を提供した場合、障害者総合支援法の個別給付等への上乗せ助成(県10/10)を行い、重症心身障がい児(者)の家族の在宅介護支援の強化を図る。

ア ショートステイ実施事業

イ デイサービス等実施事業

(2) 在宅心身障がい児関係補助金

心身障がい児療育キャンプを通じて心身障がい児の社会適応能力を習得を進めると共に、当該児童の保護者に対しても相談や研修を行うことで家庭における療育技術の習得を進める。

ア 事業実施主体 島根県心身障害児(者)親の会連合会

イ 補助率 県10/10

3 平成26年度予算額

54,729千円

(担当課 障がい福祉課)

生活保護費の給付事業 生活保護の適正実施事業

1 趣 旨

生活保護の適正実施と生活保護業務の実施水準の確保のため、各福祉事務所（19市町村）に対する指導監査を計画的・重点的に実施するとともに、町村福祉事務所の生活保護業務が円滑かつ適正に実施されるよう、町村福祉事務所への支援を行います。

2 事業の概要

(1) 指導監査の実施

県の定める実施要綱に基づき、次のとおり指導監査を実施

- ・法施行事務ヒアリング（19福祉事務所）
- ・一般監査
（特別指導監査の実施事務所を除く18福祉事務所）
- ・特別指導監査（1福祉事務所）
- ・特別監査（特定の事項に問題がある福祉事務所） 等

(2) 町村福祉事務所への支援

- ・生活保護支援スタッフ（本庁）及び石見スタッフによる実地指導（随時）
- ・町村福祉事務所職員を対象とする研修の実施 等

3 平成26年度予算額

263,427千円

（担当課 地域福祉課）

住まい対策事業 生活困窮者自立促進支援モデル事業

1 趣 旨

「生活困窮者自立支援法」の成立により「生活困窮者」に対し、国が全国で行うモデル事業を活用し、平成26年度においても相談支援及び多様な就労支援、生活支援を行うモデル事業を実施する。

2 事業の概要

(1) 県が行うモデル事業

生活困窮者に対する自立相談支援窓口を「島根県社会福祉協議会」に委託・設置し、次の事業を実施する。

1) 実施事業

- ・自立相談支援事業（訪問支援を含む）
- ・就労準備支援事業
- ・中間的就労の実施に向けた開拓・育成支援
- ・家計相談支援事業
- ・その他事業

2) 実施地域

松江市（松江市と連携し実施）

3) 実施期間

平成26年度（平成25年度から継続）

(2) 市町村が行うモデル事業（予定を含む）

1) 実施市町村

- ・浜田市、出雲市、美郷町

2) 実施事業

- ・自立相談支援事業（訪問支援を含む）
- ・家計相談支援事業
- ・その他の事業（ネットワークの構築等）

3) 実施期間

平成26年度

3 平成26年度予算額

263,855千円

（担当課 地域福祉課）

医療機能の確保

1 趣旨

県民すべてがいつでもどこでも安心して医療を受けられるよう、必要かつ良質な医療機能・施設の確保充実を図るため、医療機関等における施設・設備等の整備に対し支援を行う。

2 事業の概要

- (1) 益田赤十字病院建替整備支援事業 1, 118, 707千円(地域医療再生計画事業を含む)
地域医療における公的役割を担う益田赤十字病院の老朽化に伴う改築を支援するため、益田市が行う整備支援に対して助成する。
〔益田赤十字病院整備計画概要〕
 - ・開院 平成27年度
 - ・病床数 284床
 - ・総事業費 約100億円
- (2) その他
国庫補助事業を活用した医療機関における施設設備整備に対する補助や公立病院における施設整備において借り入れた起債に対する元利補給を行う。

3 平成26年度予算額

1, 474, 114千円

(担当課 医療政策課)

地域医療再生計画事業（医療機能の確保）

1 趣旨

従来の取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づきドクターヘリ導入や情報ネットワークシステムの整備等マンパワー不足を補うための体制を整備する。

2 事業の概要

- (1) ドクターヘリ導入事業
平成23年6月に開始したドクターヘリの運航により、救急機能を充実し、必要性が高まる広域的な患者搬送を支援する。
- (2) ITを活用した地域医療の支援事業
極めて厳しい医療情勢の中、医療機関の一層の連携の推進を図るため、診療情報共有、診療予約等のシステム導入やそれらが効果的・効率的に活用される情報連携基盤として島根県医療情報ネットワーク(愛称「まねネット」)の整備を進める。

3 平成26年度予算額

98, 998千円

(担当課 医療政策課)

地域医療再生計画事業（在宅医療の推進）

1 趣旨

島根県保健医療計画及び島根県地域医療再生計画(平成24年度補正予算)に基づき質の高い在宅チーム医療を提供するために必要となる多職種間での情報共有の推進、地域毎の特性を活かした在宅医療連携ネットワークの構築、訪問看護の充実、県民理解の推進など総合的な事業を推進する。

2 事業の概要

- (1) 在宅医療を推進するための情報共有の推進
整備済みの島根県医療情報ネットワーク(愛称「まめネット」)を活用し、在宅医療に関わる多職種間で情報共有するシステムを構築するとともに、薬局、訪問看護ステーション、介護施設等に範囲を拡大する。
- (2) 在宅チーム医療を推進するための連携推進
概ね各圏域ごとに、実情に応じて郡市医師会、在宅療養支援病院・診療所等に「在宅医療連携拠点」を担ってもらい、在宅医療コーディネーターの配置や多職種連携の場の設定を通して、在宅チーム医療の推進を図る。併せて、患者・家族に対するケア方針を確立する体制の構築支援や入退院時における医療機関と在宅支援チームとの間の情報共有についての実態把握を行い、課題解決を図っていく。

- (3) 在宅医療推進のための体制整備
在宅医療に携わる人材の養成・育成を目的とした研修や会議等に使用する施設を訪問看護ステーションに附設整備し、医療関係者の資質向上を図る。
- (4) 在宅医療の普及啓発
医療関係者間で在宅医療が目指す方向性と、今後取り組むべき内容の共有等を目的にフォーラムを開催する。また、県民の方々を対象に、訪問看護の内容や利用方法、利用者の体験談などを内容としたフォーラムを開催する。
- (5) 在宅医療推進のための研修、相談等
在宅医療関係者の資質向上を図るため、各種研修、相談事業を実施する。
- ・訪問看護師（現任者）研修
 - ・訪問看護ステーション管理者研修
 - ・ケアマネジャー研修
 - ・在宅緩和ケアを行う診療所医師に対する、がん診療連携拠点病院による支援体制（相談業務）
 - ・在宅歯科医師研修、歯科衛生士確保

3 平成26年度予算額
101,850千円

(担当課 医療政策課)

がん診療体制の強化

1 趣旨

県内のがんによる死亡は全死因の3割を占める状況にあり、高齢化の進展とともに、今後もがん罹患者は増加していくことが予想される。

この状況を踏まえ、平成25年3月に改定した「島根県がん対策推進計画」に基づき、予防・治療・患者家族支援を三本柱とした総合的ながん対策を実施する。

2 事業の概要

(1) 予防

がん検診の受診率向上やがんに関する知識等の普及のためのイベント等各種普及啓発を実施する。また、効果的な検診の実施に向けて精度管理や死亡、罹患、検診受診のデータの集計分析・情報提供を実施する。がん教育の取組についても進める。

(2) 治療

がん診療連携拠点病院におけるがん医療従事者の研修、院内がん登録、がん相談等の充実に要する経費の支援を実施。がん医療従事者のがんに関する研修会等への参加を支援する。小児がん対策の実施に向けての検討を行う。また、地域がん登録を実施し、がん罹患の実態把握に努める。

(3) 患者家族支援

がん患者団体間の交流・情報交換等を行うために意見交換会を開催する。また、がんの情報提供体制の整備を目的に、ホームページの充実及びがん関連図書の整備を実施する。がん患者の就労支援の取り組みについても推進する。

3 平成26年度予算額
66,249千円

(担当課 健康推進課)

地域医療再生計画事業（がん医療従事者支援等）

1 趣 旨

従来に取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づき、がん診療連携の円滑な実施と質の高いがん医療を提供するために、がん検診の促進・充実、地域がん登録、がん相談機能の充実及びがんに関する普及啓発・がん診療情報の提供促進を図り、がん対策の充実を図る。

2 事業の概要

- (1) がん診療連携推進病院等機能強化事業
県指定の病院における研修、相談機能、がん登録等がん診療機能の充実に要する経費の支援
- (2) がん診療情報提供促進病院支援事業
県指定の病院におけるがん登録・情報提供等に要する経費の支援
- (3) がん医療従事者等研修支援事業
拠点病院等においてがん看護体制についての専門家による指導助言の実施、がん相談員等への研修の実施

3 平成26年度予算額

28,700千円

(担当課 健康推進課)

緩和ケアの推進

1 趣 旨

がんと診断された早期から、患者や家族に対して緩和ケアを提供することは、療養生活を支えていく上で重要であることから、入院から在宅まで切れ目のない緩和ケア提供体制の確立を目指す。島根県がん対策推進計画では、緩和ケア提供体制の確立を重点施策に位置づけ、総合的な緩和ケアの取り組みを実施する。

2 事業の概要

- (1) 緩和ケア総合推進事業
島根県の緩和ケアを総合的に推進するための施策を検討する「島根県緩和ケア総合推進委員会」の開催や、緩和ケアの普及啓発を目的に講演会やシンポジウムを開催する。
- (2) 緩和ケアにかかる医師等研修事業
緩和ケアに関する医療従事者の資質向上を図るため、医師等を対象とした緩和ケア研修会を開催し、がん診療連携拠点病院等を中心として各地域における緩和ケアの充実を図る。
- (3) 在宅療養への移行促進事業
入院から在宅に至る切れ目のない医療提供体制の確立を目指して、がんの入院患者の在宅療養が促進することを目的とする事業を実施する。

3 平成26年度予算額

7,177千円

(担当課 健康推進課)

精神医療提供事業

精神科救急医療体制整備事業

1 趣 旨

精神科救急情報センターを設置することにより、当事者・家族、警察・消防関係者等からの精神科医療相談に24時間対応可能となり、症例に応じた適切な受療行動につなげ、精神障がい者の疾患の重篤化を軽減します。

2 事業の概要

(1) 精神科救急情報センター事業

精神科救急情報センターを各保健所及び県立こころの医療センターに設置し、精神医療相談等に24時間対応するための体制を整備します。

ア 精神科救急に関する住民からの相談、医療機関、警察・消防からの照会等への対応

イ 精神保健指定医、応急入院指定病院等への連絡調整

ウ 精神障がい者又はその家族等からの精神医療相談への対応

(2) 精神科救急医療施設事業

精神科救急医療施設において、休日又は夜間における緊急受診者に対する診療応需の体制を確保します。

3 平成26年度予算額

66,042千円

(担当課 障がい福祉課)

医師確保対策事業

地域医療を支える医師確保養成対策事業

1 趣 旨

中山間地域や離島を中心として、医師不足による医療の確保が深刻な問題になっていることから、「島根で働く医師を呼ぶ」、「島根で働く医師を育てる」、「島根で働く医師を助ける」の3つの柱で医師確保対策を推進する。

2 事業の概要

(1) 島根で働く医師を呼ぶ

ア 地域勤務医師確保枠

地域医療に将来携わる医師、専門研修を希望する医師を確保し、県立病院で研修後、地域の医療機関で勤務する。

イ 赤ひげバンク

県外の医師とのネットワークをつくり、地域医療を志す医師を呼ぶ。

ウ 医師面談

各種広報媒体を活用した情報収集により、島根で働く現役の医師を確保する。

(2) 島根で働く医師を育てる

ア 各種奨学金制度の活用

将来、県内の地域医療に携わる意志のある医学生に対して奨学金を貸与する。

- ・医学生地域医療奨学金（H14～）
- ・緊急医師確保対策枠奨学金（H21～）

イ 研修医等定着特別対策

- ・県内の中高生を対象にした「医療現場体験セミナー」や高校2年生を対象にした「夢実現進学チャレンジセミナー」等を開催し、医師を目指す学生を増やす。

(3) 島根で働く医師を助ける

ア 地域医療支援ブロック制

診療所と病院の医師が交代で勤務し、1人の医師に掛かる負担の軽減を図る。

イ 代診医の派遣

診療所で働く医師が学会や研修会に参加できるよう、代診医を派遣する。

ウ 女性医師就業支援

女性医師の割合が増加している中、女性医師の定着を推進するため、意見交換会等を開催し、県内ネットワークの構築など支援の基盤づくりを進める。

エ しまね地域医療の会

地域医療に従事する医師が相互に意見交換する場として年2回開催。

オ 周産期医療体制構築

- ・分娩業務従事手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・離島・中山間地に所在する分娩数の少ない医療機関に対し、産科の運営費を助成。
- ・若手産科医師に研修手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成。
- ・新生児医療担当の医師の処遇改善を行う医療機関への支援。
- ・助産師が医師と協働し妊婦健診や正常産の分娩を自ら行うことができるための研修を実施。
- ・若手医師の医療技術のスキルアップと県内医師のネットワーク強化を図るため、ベテラン医師と若手医師の合同研修会を開催。

3 平成26年度予算額

3,97,118千円

328千円

(担当課 医療政策課)

(担当課 健康推進課)

地域医療再生計画事業（医師確保対策）

1 趣旨

従来の取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づき、医師不足が深刻な地域における医師確保対策を強力に実施する。

2 事業の概要

- (1) 現役の医師を『呼ぶ』対策
- (2) 地域医療を担う医師を『育てる』対策
 - ア 島根大学医学部へ設けた寄附講座による医学生等への支援
 - イ 医学生向け奨学金による地域医療の担い手育成支援
(島根大学医学部定員増分、鳥取大学医学部定員増に伴う島根県枠、全国大学枠)
 - ウ 後期研修医向けの研修資金貸付制度により、県内定着を促進
 - エ 専門医・指導医の資格取得経費を支援
 - オ 一般社団法人しまね地域医療支援センターの運営経費を支援
- (3) 地域勤務医を『助ける』対策
 - ア 地域住民が主体となった地域医療を守る取組を支援
 - イ 小中学生を対象にふるさと教育での「地域医療」に対する取組を支援

3 平成26年度予算

279,679千円

(担当課 医療政策課)

看護職員確保対策事業 看護師等確保対策関係事業

1 趣旨

離島・中山間地域や中小病院を中心に看護職員の確保が困難な状況が発生していることから、「県内進学促進」「県内就職促進」「離職防止」「再就業促進」の4つの柱で看護師をはじめとする看護職員の確保対策を推進する。

また、各種研修事業の充実により看護職員の資質向上を図る。

2 事業の概要

- (1) 県内進学促進
 - ア 県立高等看護学院（松江・石見）において看護師を養成
 - イ 民間看護師等養成所の運営費に対する補助
 - ウ 中高校生を対象とした一日看護体験や進学ガイダンスの実施
- (2) 県内就業促進
 - ア 県内就業を目指す看護学生に修学資金を貸与（新規貸与40名）
 - イ 看護職情報ネット、パンフレット等により病院の募集情報を提供
- (3) 離職防止
民間病院の院内保育所運営費に対する補助
- (4) 再就業促進
県ナースセンターを指定して無料職業紹介、再就業支援講習会等を実施
- (5) 資質の向上
各種研修の実施

3 平成26年度予算額

491,336千円

(看護師等確保対策事業 179,741千円 県立高等看護学院運営事業 311,595千円)
(担当課 医療政策課)

地域医療再生計画事業（看護職員確保対策）

1 趣 旨

従来の取り組みに加え、島根県地域医療再生計画に基づき、計画対象地域における看護職員確保に向けて集中的に対策を実施する。

2 事業の概要

(1) 県内就業促進

ア 県内就業を目指す県外で修学する看護学生に、修学・就職活動資金を貸与（県外養成施設の最終学年又は最終学年の一年前の学年 40名）

(2) 離職防止・再就業促進

ア 新人卒後臨床研修や新人指導担当職員研修への支援（島根県看護協会へ委託）

イ 院内保育所施設整備費に対する補助

(3) 助産師確保・活用

ア 助産師として県内就業を目指す助産専攻学生に修学資金を貸与（最終学年15名）

イ 助産師卒後教育研修プログラムにそつた研修実施（健康推進課事業、島根県看護協会へ委託）

3 平成26年度予算額

58,885千円

2,300千円

(担当課 医療政策課)

(担当課 健康推進課)

みんなで子育て応援事業（こっころ事業）

1 趣 旨

「こっころ」を“地域みんなで子育て応援”の統一ブランドとし、行政・企業・団体等と連携、協力しながら子育てしやすい環境づくりを目指す。

2 事業の概要

- (1) しまね子育て応援パスポート事業（こっころパスポート事業）
こっころパスポートのより一層の周知と利用促進、協賛店舗の拡大を図り、地域みんなで子育てを応援する気運醸成を進めるとともに、事業の魅力向上を図る。
- (2) みんなで子育て大賞事業（こっころ大賞事業）
子育て支援を促進するため、こっころ協賛店、こっころカンパニー、子育て支援団体、このことは大賞の4部門を設け、知事表彰を行う。
- (3) みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ隊育成事業）
子育て支援に取り組む地域や子育て支援グループの担い手の育成を図り、民間活動の活性化により「みんなで子育てを応援する地域づくり」を進める。
- (4) みんなで子育て応援施設設備整備事業（赤ちゃんほっとルーム事業）
ベビーベッドや授乳スペースなどを有する施設を「赤ちゃんほっとルーム」に登録し、広く周知することにより、乳幼児を連れて安心して外出できる環境づくりを行う。
- (5) こっころ通信
子育て支援センターや子育てサロンの行事予定、こっころ協賛店からのお知らせ、親子で出かけるイベント情報などを、「こっころ通信」登録者にメールマガジンで配信する。

3 平成26年度予算額

10,527千円

（担当課 青少年家庭課）

仕事と家庭の両立支援事業

1 趣 旨

労働者が、働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての気運醸成と子育て支援企業の育成を図る。

2 事業の概要

しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度
従業員の子育てを積極的に支援し、仕事と家庭の両立がしやすい職場づくりを進める企業を「こっころカンパニー」に認定し、広くPRするとともに融資制度や入札制度で優遇する。また、優れた取り組みを行う企業を表彰する。

3 平成26年度予算額

692千円

（担当課 青少年家庭課）

縁結び応援事業

1 趣旨

少子化の大きな要因である未婚・晩婚化について、一生結婚するつもりがない独身者は少なく、独身でいる理由として約6割が「適当な相手にめぐり会わない」を挙げていることから、独身男女の出会いの場を民間と行政が協働して創出し、結婚を望む独身者を社会全体で応援していく。

2 事業の概要

(1) 島根はっぴいこーでいねーたー事業

独身男女の縁結びを応援するボランティアを「島根はっぴいこーでいねーたー（愛称：はぴこ）」として登録し、はぴこ同士の情報交換やはぴこが開催する出会いイベントを支援する。

(2) しまね縁結び応援団

出会いの場を提供する民間企業（ホテル・レストランなど）等を募り、「しまね縁結び応援団」として登録し、そこで実施されるイベント情報を独身男女に随時メールマガジンで配信する。

(3) 市町村や「しまね縁結び応援団」の実施するイベント情報を「恋みくじ」登録者に、タイムリーにメールマガジンで配信する。

3 平成26年度予算額

3,233千円

(担当課 青少年家庭課)

しまね子育て支援プラス事業

1 趣旨

子育て家庭のニーズに対応する市町村の取組を包括的に支援し、安心して子育てができる環境づくりを進める。

また、結婚を望む独身男女の出会いの場を創出し、婚活を支援していく。

2 事業の概要

(1) しまね子育て支援プラス事業

国や既存の制度では対応できない子育て家庭のニーズに対して、地域の実情に応じて、きめ細かく対応する市町村の創意工夫による子育て支援の取組を包括的に支援する。

(2) しまね縁結び応援事業

①市町村が実施する出会いの場の創出イベントの開催などの取組を支援する。

②親の代理見合い交流会

③企業の従業員を対象とした婚活イベント

3 平成26年度予算額

80,000千円

(担当課 青少年家庭課)

しまねすくすく保育支援事業

1 趣旨

国庫補助事業の要件を満たさない小規模なニーズに対する市町村の取組を支援する。

2 事業の概要

全11事業を評価対象事業として実施する。

(県単一時保育、県単休日保育、障がい児保育、発達促進保育、民間保育所運営対策、認可外保育施設入所児童処遇改善、県単地域子育て支援センター、放課後児童健全育成、非常用食料等備蓄推進、県単総合防災対策強化、児童の健康・安全のための活動推進)

3 平成26年度予算額

84,104千円

(担当課 青少年家庭課)

子ども・子育て支援事業

1 趣 旨

質の高い幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、子ども・子育て支援新制度が、平成27年度から本格施行される予定となっている。

この制度は、市町村が実施主体となり、地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施し、国・県は実施主体の市町村を重層的に支える仕組みとなっていることから、市町村の取り組み等を支援する「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、新制度の円滑な実施に向けた準備を進める。

2 事業の概要

(1) 子ども・子育て会議の開催

国が示す基本指針に即して、「島根県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するため、「子ども・子育て支援推進会議」を開催し、計画について審議する。

(2) 新制度に係る電子システム等構築事業

子ども・子育て支援新制度の施行に必要なシステム開発を市町村が行う。

3 平成26年度予算額

173,744千円

(担当課 青少年家庭課)

保育所等運営支援事業(保育士人材確保等事業)

1 趣 旨

保育士の人材確保に向けて、保育士養成施設新規卒業者等を対象とした就職説明会等の実施や潜在保育士の就職等を支援する「保育士・保育所支援センター事業」の実施、保育士養成施設入学者に対する修学資金の貸付、保育士の処遇改善等を実施する。

2 事業の概要

(1) 新卒保育士確保支援事業(島根県福祉人材センター委託事業)

県内就職相談会、県外ガイダンス、離島及び県西部の保育所における人材確保の取組を支援する。

(2) 保育士・保育所支援センター開設等事業(島根県福祉人材センター委託事業)

潜在保育士及び保育所に勤務する保育士等の就職支援等を行う。

(3) 保育士修学資金貸付事業

保育士養成施設卒業後、県内の保育所等において保育士の業務に従事しようとする学生のうち、県内の市町村に住民登録している者(県外養成施設進学者含む)又は、県内の養成施設に修学している者を対象に修学資金貸付事業を実施する。

(4) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業

認可外保育施設に勤務している保育士資格を有していない保育従事者の保育士資格取得を支援する。

(5) 保育士等処遇改善臨時特例事業

保育士の処遇改善に取り組む保育所へ資金を交付する。

(6) 幼稚園教諭免許状を有する者等への保育士資格取得支援事業

幼稚園教諭免許状を有する者等を対象に保育士資格取得を支援する。

(7) 保育体制の強化

地域の人材を保育所運営の補助員として活用し、保育士の負担軽減を図る。

3 平成26年度予算額

475,738千円

(担当課 青少年家庭課)

乳幼児等の育児支援事業

①特別保育推進事業

1 趣 旨

保育需要の多様化に対応するため、市町村が行う延長保育、休日保育等の特別保育事業を一層推進することにより、児童の福祉の向上を図る。

2 事業の概要

主な事業	事業内容
延長保育促進事業	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間（11時間）を超えた保育を行う保育所に対する補助
特定保育事業	パートタイム労働者増大など保護者の就労形態の多様化に伴う保育需に対応するため、1か月当たり概ね64時間以上の日時について必要に応じて柔軟に利用できる保育サービスを実施する保育所に対する補助
休日保育事業	日曜日、国民の祝日等を含め年間を通じて開所する保育所に対する補助
病児・病後児保育事業	病気中的子どもや病気から回復期にある子どもの一時預かり等を行う病院、保育所等に対する補助

3 平成26年度予算額

860,289千円

(担当課 青少年家庭課)

②子育て支援事業

1 趣 旨

次世代育成支援行動計画に基づく次世代育成支援対策に資する事業について補助を行い、地域の子育て支援の充実と着実な事業実施を推進する。

2 事業の概要

主な事業	事業内容	補助率
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児・保護者の心身の状況や養育環境の把握等を行う。	
一時預かり事業	家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う。	
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについて相談、情報提供、助言その他の援助を行う。	
家庭的保育事業	保育所から技術的な支援を受けながら、保育士又は市町村長が認めた者の居宅等において少人数の乳幼児の保育を実施する。	

3 平成26年度予算額

356,779千円

(担当課 青少年家庭課)

保育所等整備支援事業（安心こども基金事業） 保育所等緊急整備事業

1 趣 旨

待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

2 事業の概要

(1) 事業内容

保育所（認定こども園を構成する保育所を含む。）の新設、修理、改造、整備を実施する。この際に、設置者負担の軽減や、保育所の設置促進を図るため、待機児童が多く財政力が乏しい市町村について、追加的財政措置（補助率の嵩上げ）を行う。

(2) 整備対象施設

児童福祉法第35条第4項に規定する保育所

(3) 事業の実施主体

市町村

(4) 整備対象施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人、学校法人（幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限る。）、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人若しくは特例財団法人

(5) 補助率

国（基金）1/2（2/3）

（ ）書きは、待機児童が多く、財政力が乏しい市町村における補助率

(6) 事業期間

平成20年度～平成26年度（平成26年度に着手し、平成27年度に完了するものを含む。）

3 平成26年度予算額

716,986千円

（担当課 青少年家庭課）

地域児童育成事業 放課後児童健全育成事業

1 趣 旨

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に学校の空き教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

放課後児童健全育成事業を実施する市町村に対する補助

ア 放課後児童クラブの運営費補助

イ 既存の小学校の余裕教室の改修等や必要な設備の整備などの環境整備に対する補助

ウ ボランティアの派遣や、障がい児受入のための指導員の確保等に対する補助

(2) 補助率 国1/3、県1/3

3 平成26年度予算額

480,205千円

（担当課 青少年家庭課）

子育てに関する経済負担対応事業 第3子以降保育料軽減事業

1 趣 旨

経済的負担感の大きい多子世帯の保育料を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

認可保育所、家庭的保育事業、へき地保育所、保育型児童館及び認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準に適合している場合に限る。）に入所している第3子以降の3歳未満の児童に係る保育料を軽減する。

ア 実施主体 市町村

イ 補助率 県1/2

3 平成26年度予算額

142,660千円

(担当課 青少年家庭課)

子どもと家庭相談体制整備事業

1 趣 旨

弁護士や医師の配置による専門的な体制の充実、市町村との連携の強化や児童委員及び電話相談を実施する団体への支援を行うとともに、児童虐待防止に関する広報・啓発を行い、児童虐待を早期発見し適切な対応が行える相談・支援体制の整備を進める。

2 事業の概要

(1) 児童相談所虐待対応機能強化事業

児童相談所に虐待対応専門スタッフとして、弁護士・精神科医を配置し、島根大学からは法医学医等の派遣を受け診断及び所見を得る。

(2) 虐待防止地域連携強化事業

ア 11月の児童虐待防止推進月間に虐待防止県民運動を展開し、街頭啓発活動等を実施する。

イ 子ども専用相談電話を開設する団体に対して助成を行う。また、子ども電話相談員の養成講座の募集を広く呼びかけるなど、体制の充実を図る。

(3) 児童虐待防止対策強化事業

職員の専門性向上、児童相談所の体制強化のための環境改善などの総合的な対策を実施する。

(4) 市町村相談体制支援事業

市町村職員等専門研修会を開催し、市町村等の対応力向上を図る。

3 平成26年度予算額

49,217千円

(担当課 青少年家庭課)

里親委託児童支援事業 家庭的養護促進事業

1 趣 旨

児童虐待相談等の社会的養護を必要とする児童に対し、家庭的な環境の中で養育する里親の重要性はますます高まっている。

このため、里親制度の普及と理解促進、新規里親の開拓及び里親委託の推進を図り、要保護児童の福祉の増進に資する。

2 事業の概要

(1) 実施主体：島根県（島根県里親会に委託）

(2) 事業内容

養育経験のある里親10名程度を、「社会的養護推進里親」として任命し次の活動を行う。

ア 訪問援助活動（児童福祉施設との連携強化と里親支援）

児童福祉施設の家支援専門相談員等との情報交換及び里親からの養育相談対応や情報提供。

イ 普及啓発活動（地域の理解促進と新規里親の開拓）

ウ 相互支援活動（里親相互の連携の強化）

里親交流会を開催し、里親相互の親睦や連携を深め養育の技能と知識の向上を図る。

エ 委託促進活動（施設入所児童の里親委託の促進）

児童福祉施設入所中の里親委託希望児童と受託を予定する里親との関係構築や、入所児童との触れ会いによる養育技術向上のため、施設訪問を行う。

3 平成26年度予算額

1,100千円

(担当課 青少年家庭課)

お産あんしんネットワーク事業

1 趣 旨

増加するハイリスク妊婦・低出生体重児に対応するため高度な周産期医療が求められ、また、産科・小児科医が減少する中、その人材確保とともに周産期医療機関の機能分担と病診連携の強化が必要となっている。

そのため、地域において妊娠、出産から新生児にいたる高度専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、県内どこに住んでいても安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進を図る。

2 事業の概要

項 目	主 な 事 業 名	事 業 内 容
周産期医療 ネットワークの構築	総合周産期母子医療センター ・地域周産期母子医療センター支援事業	総合周産期母子医療センター（県立中央病院）及び地域周産期母子医療センターの運営費を助成
	島根県周産期医療協議会	島根県の周産期医療体制の推進について検討
	圏域周産期医療体制検討会	圏域ごとの周産期医療体制の推進について検討
	周産期医療従事者研修事業	周産期医療従事者研修・症例検討会 (県立中央病院へ委託)

3 平成26年度予算額

40,134千円

(担当課 健康推進課)

親と子の医療費助成事業

①乳幼児等医療費助成事業

1 趣 旨

乳幼児等の医療費を助成することにより、乳幼児等の疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、もって乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。

2 事業の概要

(1) 助成内容

下表の乳幼児等の医療費の支払額を、本人負担額が1割になるように助成する。

本人負担額が高額にならないよう、1ヶ月・1医療機関あたりの限度額を下表のとおり定める。

(助成対象になるのは健康保険等の対象となる医療費の自己負担分)

	対象（県内に住所を有する者に限る）	入院	通院
ア	0歳から小学校就学前幼児（所得制限なし）	2,000円	1,000円
イ	就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院（所得制限あり）	15,000円	助成対象外

※所得制限は、児童手当特例給付に準ずる。

[慢性呼吸器疾患等11疾患群]

慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患、悪性新生物、内分泌疾患、糖尿病、先天性代謝異常、血友病等血液・免疫疾患、慢性消化器疾患の疾患群のうち市町村長が認定した疾患

(2) 助成方法

表アの場合は、原則現物給付。ただし、県外の医療機関で受診した場合等現物給付によりがたい場合は償還方式により助成。表イの場合は、償還方式により助成。

3 平成26年度予算額

626,766千円

(担当課 健康推進課)

②特定不妊治療費助成事業

1 趣 旨

不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精については1回の治療費が高額であり、子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず十分な治療を受けることができない者も少なくないことから、治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 対象治療：体外受精及び顕微授精

(2) 助成対象者：法律上の夫婦

(3) 給付内容：治療1回につき上限額15万円（1年度目は年3回まで、2年度目以降は年2回まで）、通算5年支給（通算10回まで）（但し凍結胚使用及び採卵できなかった場合は上限が75,000円）

平成26年度以降に新規で治療費助成を受ける場合、当該助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満であるときは、年間助成回数及び通算助成回数期間については判限しない。但し通算助成回数は6回までとする。

(4) 所得制限：年間730万円以内（夫婦合算所得額）

3 平成26年度予算額

170,045千円

(担当課 健康推進課)

③先天性代謝異常検査事業

1 趣 旨

重症身障者など特に精神発達に障がいを生じるおそれのある先天性代謝異常等について、新生児に対してマススクリーニング検査を実施することにより、早期発見・早期治療を行い、予防対策の強化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業内容

県内の新生児を対象とし、検査を受けることを希望する保護者が医療機関等の採血機関へ検査の申込みを行い、公益財団法人岡山県健康づくり財団及び島根大学医学部附属病院においてスクリーニング検査を実施する。

検査は、県の負担において行う（採血機関における採血料等は保護者の負担）

(2) 検査機関：公益財団法人岡山県健康づくり財団、島根大学医学部附属病院

3 平成26年度予算額

17,924千円

(担当課 健康推進課)

④障害児療養支援事業

1 趣 旨

心臓疾患等県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する、身体に障がいのある児童を有する家庭の経済的負担を軽減することによって、当該児童の療養環境の整備に資することを目的とする。

2 事業の概要

(1) 交通費等助成

ア 事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に入院する際に、本人及び付添者の交通費等への助成を行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

イ 実施主体：島根県心身障害児（者）親の会連合会

ウ 助成額：定額方式

(2) 滞在資金貸付

ア 事業内容

育成医療の給付を受ける児童が県外の医療機関に10日以上入院する際に、児童の扶養義務者に必要な準備経費・滞在経費の貸し付けを行う実施主体に補助金を交付する。

なお、術前検査及び術後検査のために入院する際の交通費についても助成対象としている。

イ 実施主体：島根県社会福祉協議会

ウ 貸付額：入院期間1ヶ月未満…30万円以内、同1ヶ月以上…50万円以内

3 平成26年度予算額

7,115千円

(担当課 健康推進課)

女性の健康相談事業

①不妊専門相談センター事業

1 趣 旨

不妊治療が普及する一方で、不妊に悩む夫婦等を対象とした専門医・助産師等による電話相談及び面接相談を行うことにより、不妊をめぐる悩みを解消し自己決定の支援を行うとともに、不妊に関する課題に対応する適切な体制整備を図る。

2 事業の概要

- (1) 運営体制：県立中央病院に不妊専門相談センターを委託設置し、専門医師や助産師等による不妊に関する電話相談、面接相談を実施する。
- (2) 電話相談：月～金曜日 13:00～16:00
- (3) 面接相談：予約制
- (4) メールによる相談：随時
- (5) 実施主体：島根県

3 平成26年度予算額 2,032千円

②思春期専門相談事業

1 趣 旨

思春期の性に関する相談を気軽にできる体制を確立し、正しい知識及び情報提供と保険指導を行うことにより、健康の自己管理や性の自己決定ができるよう支援し、思春期の男女の健全育成を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- (1) 運営体制：島根県助産師会に委託
- (2) 相談対象者：原則として、島根県に住所を有する思春期の男女及びその保護者
- (3) 相談対応者：助産師
- (4) 相談時間：1日24時間、年間通じて対応する。
- (5) 相談方法：専用の回線により、電話相談を受け付ける。

3 平成26年度予算額 100千円

(担当課 健康推進課)

困難を有する子ども・若者支援事業

1 趣 旨

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者（以下「子ども・若者」という。）を対象とした市町村の相談支援体制の整備・充実や市町村と連携して行う民間団体の取組みに対して補助を行う。また、県単位の関係機関による支援ネットワーク「島根県子ども・若者支援地域協議会」の運営により、子ども・若者への支援の充実や必要な体制の整備などに取り組む。

2 事業の概要

(1) 市町村体制整備等事業

市町村における子ども・若者の総合相談窓口の整備・充実の取組み及び居場所の設置や広報啓発などの支援活動推進事業の取組みを助成する。

- ・支援体制整備事業 … 総合相談窓口設置市：最大150万円
未設置市町村 … 最大300万円
- ・支援活動推進事業 … 1事業あたり50万円で市町村当たり3事業まで活用可能

(2) 民間団体による子ども・若者支援促進事業

市町村と連携・協働して行う訪問・外出支援、生活支援、就労支援、学習支援などの民間団体の活動に対し、1団体当たり200万円以内を限度に補助する。

(3) 島根県子ども・若者支援地域協議会運営事業

「島根県子ども・若者支援地域協議会（H23年度設置）」の運営により、市町村での対応が困難なケースへの支援や、県内の支援体制の整備、研修、相談窓口等に関する広報啓発を行う。

3 平成26年度予算額

36,000千円

(担当課 青少年家庭課)

ハンセン病療養所入所者等支援事業

1 趣 旨

「らい予防法」に基づく強制隔離政策のため、家族や故郷から引き離され、長い年月にわたり療養所生活を強いられてきた入所者及びその家族に対する支援活動やハンセン病に関する正しい知識の普及啓発を行う。

2 事業の概要

事業区分	事業主体	事業内容
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	島根県	世帯主が療養所入所のため不在の家族に対し生活費給付の援護を実施
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会 島根県	県出身の全国の療養所入所者を対象に年1回島根県への里帰りを実施
ハンセン病療養所訪問事業	島根県藤楓協会 島根県	高齢等の理由で里帰り事業に参加されない方への面会などの療養所訪問を実施
ハンセン病に関する普及啓発事業	島根県藤楓協会 島根県	ハンセン病に対する正しい知識を普及するため、保健所ごとの普及啓発活動や、小中学校への副読本の配付、教職員及び看護学生等の療養所訪問等を実施

3 平成26年度予算額

1,635千円

(担当課 健康推進課)

女性相談事業

1 趣 旨

女性が安心して暮らせる環境の整備を図るために、様々な悩みを持つ女性からの相談に応ずるとともに、配偶者、恋人等からの暴力を根絶するため、県民に対する意識啓発を行う。

2 事業の概要

- (1) 女性相談センターや児童相談所に女性相談員を配置し、女性相談を実施
- (2) 弁護士や精神科医による専門相談の実施
- (3) 関係機関との連携
 - ア 女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催
 - イ DV被害防止事例検討会の開催
- (4) 女性相談員専門研修の実施
- (5) DVについての理解を促すための普及啓発及び若者層へのデートDV予防の普及啓発
- (6) 性暴力被害者支援体制整備の推進
- (7) 女性相談センター移転新築の実施

3 平成26年度予算額

143,108千円

(担当課 青少年家庭課)

年 間 行 事

名称、提唱日	趣 旨
○世界自閉症啓発デー 4月2日	平成19年12月18日の国連総会において、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」とすることが決議され、これを機に全世界の人々に自閉症を理解してもらう取組みが始まった。
○発達障害啓発週間 4月2日～8日	世界自閉症啓発デー(4月2日)から1週間を発達障害啓発週間として、自閉症をはじめとする発達障がいについて広く啓発活動を行う週間としている。
○児童福祉週間 5月5日～11日	5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間として、各種の啓発事業及び行事を実施することにより、児童福祉の理念の一層の周知と児童を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っていくもの。
○看護週間 5月11日～17日 看護の日 5月12日	看護の心、ケアの心、助け合いの心を老若男女を問わずだれもが育むきっかけとする。
○脳卒中週間 5月25日～31日	脳卒中は日本人の死因の3位であるが、現実には、脳卒中に関する知識が乏しく、生活習慣の改善や危険因子の治療をきちんと受けていない状況があります。そこで、脳卒中に関する知識を高め、理解を深めるため啓発活動を行う。
○禁煙週間 5月31日～6月6日 ○世界禁煙デー5月31日	喫煙が健康に与える影響は大きく、生活習慣病を予防する上でも重要な課題になっており、国・地方公共団体等が協力して、正しい知識の普及・公共の場での受動喫煙防止等の対策を図る。
○不正大麻・けし撲滅運動 月間 5月～6月	不正栽培及び自生する大麻・けしを撲滅するため、これら的大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図る。
○水道週間 6月1日～7日	水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に資する。
○HIV検査普及週間 6月1日～7日	国や都道府県等が行う検査・相談体制の充実を図り、国民のHIVやエイズに対する関心を喚起しHIV検査の普及啓発を図る。
○歯と口腔の健康週間 6月4日～10日	歯と口腔の健康に関する正しい知識を国民に対し普及啓発するとともに、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、併せてその早期発見及び早期治療等を徹底することにより、歯の寿命を延ばし、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。
○食育月間 6月1日～30日 ○食育の日 毎月19日	国・地方公共団体・関係団体等が協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図る。 食育の日を毎月19日と定め、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図る。
○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動月間 6月20日～7月19日	国内における薬物乱用防止活動において、官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する認識を高めるとともに、「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、薬物乱用防止に資する。
○愛の血液助け合い運動 7月1日～31日	広く国民の間に献血に関する理解と協力を求めるとともに、献血運動の一層の推進を図る。
○青少年の非行・被害防止 全国強調月間 7月1日～31日	青少年の非行防止等について、県民が理解を深め、関係機関・団体と地域住民等とが相互に協力・連携して、青少年の規範意識の醸成及び有害環境への適切な対応を図る。

名称、提唱日	趣 旨
○肝臓週間 7月28日～8月3日 ○日本肝炎デー 7月28日	ウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図る。
○食品衛生月間 8月1日～31日	食品等事業者及び消費者に対し、衛生思想の普及・啓発、食品の安全性に関する情報提供及びリスクコミュニケーションの推進を図り、食中毒事故の防止と衛生管理の向上を確保する。
○がん制圧月間 9月1日～30日	がんに対する正しい知識とがん対策を広くPRするため、関係機関と連携してがん予防に関する正しい知識の普及啓発を図る。
○自死予防週間 9月10日～16日	9月10日の世界自殺予防デーに因んで、国が定めた週間。命の大切さや、自死予防に関する正しい知識を広めるため、重点的な普及啓発活動を行うこととしている。
○老人週間 9月15日～21日	国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し、自らの生活の向上に努める意欲を促す。
○動物愛護週間 9月20日～26日	県民に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていく。
○結核予防週間 9月24日～30日	結核に関する正しい知識を県民に深め、結核対策の取組の意識を高める。
○がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間 10月1日～31日	がん対策基本法で目標に掲げる「がん検診受診率50%以上」の達成に向けて、10月を集中キャンペーン月間として定め、地方公共団体、企業、関係団体等と連携協力し、がん検診の受診率向上のための普及啓発を行う。
○里親を求める運動 10月1日～31日	要保護児童は全国的にも増加しつつあり、虐待等子どもの抱える背景も多様化している。子どもたちの健やかな育ちを支える上で、家庭的な環境で養育を行う里親の活用を促進していく必要があるため、関係機関・団体の協力を得て、里親を求める運動を展開し、里親制度の普及啓発活動や、新規里親の開拓など里親委託を促進するための活動を実施する。
○臓器移植普及推進月間 10月1日～31日	臓器移植の一層の定着・推進を図るためには、多くの方々に臓器移植に対する理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただくことが極めて重要であることから、「臓器移植普及推進月間」を設け、広く国民に対して、普及啓発を行う。
○骨髄バンク推進月間 10月1日～31日	骨髄移植等の進展には骨髄移植等に対する国民の理解を深め、善意の骨髄等提供希望者の登録を促進することが緊要であるため、「骨髄バンク推進月間」を実施し、広く国民に対して正しい知識を普及するとともに、一人でも多くの国民が骨髄等提供希望者として登録するよう呼びかけを行い、骨髄等移植対策の推進を図る。
○麻薬・覚醒剤乱用防止運動月間 10月1日～11月30日	麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚せい剤等の薬物乱用の根絶を図る。
○薬と健康の週間 10月17日～23日	医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい認識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与する。
○第62回精神保健福祉普及運動週間 10月27日～11月2日	地域社会における精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健福祉の向上を図ることを目的とし、啓発活動を行う。

名称、提唱日	趣 旨
○世界脳卒中デー 10月29日	脳卒中は予防が可能であり治療も可能な、重篤な疾患です。毎年、脳卒中問題への関心を高める。
○介護の日 11月11日	介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施する。
○子ども・若者育成支援強調月間 11月1日～30日	子ども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子ども・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図る。
○児童虐待防止推進月間 11月1日～30日	児童虐待に関する相談件数の増加や、子どもの尊い生命が奪われる重大事件も後を絶たない状況において、児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題である。児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するために広報や啓発活動を重点的に実施する。
○女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日	11月25日は国連が指定した「女性に対する暴力撤廃国際日」であり、内閣府等の主唱によりこの日を含む2週間を運動期間としている。関係機関・団体が連携して、女性の人権を著しく侵害するDV、性犯罪、ストーカー等の女性に対するあらゆる暴力の撲滅と女性の人権尊重のための社会的意識啓発や教育等の取り組みを推進する。
○糖尿病週間 11月14日～20日 ○世界糖尿病デー 11月14日	国連が指定した世界糖尿病デー（11月14日）を含む月曜日から日曜日までの1週間を糖尿病週間とし、糖尿病の予防治療療養を喚起する啓発運動を推進している。
○世界エイズデー 12月1日	エイズに関する正しい知識について普及啓発し、エイズのまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図る。
○国際障害者デー 12月3日	障がい者問題への理解促進、障がい者が人間らしい生活を送る権利とその補助の確保を目的とする記念日。昭和57年12月3日の国連総会において「障害者に関する世界行動計画」が採択されたことを記念して平成4年の国連総会で宣言された。
○障害者週間 12月3日～9日	国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために設けられた。平成16年6月からは障害者基本法第9条に明記されている。
○はたちの献血キャンペーン 1月1日～2月28日	新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く国民各層に献血に関する理解と協力を求めるとともに、特に成分献血、400mL献血の継続的な推進を図る。
○自殺対策強化月間 3月1日～31日	自殺総合対策大綱（平成24年8月28日閣議決定）において、3月が自殺対策強化月間と定められた。様々な機関や団体と連携して啓発活動を推進し、また当事者が必要な支援が受けられるよう支援策を重点的に実施する。
○世界腎臓デー 毎年3月第2木曜日	腎臓病の早期発見と治療の重要性を啓発する国際的な取組として、医師やコメディカル、患者や患者家族が主体となって啓発活動を盛り上げる。
○しまね家庭の日 毎月第3日曜日	「家庭」はかけがえのない生活の基盤であり、人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場である。しかし、都市化、情報化の進展など社会環境が変化する中で、本来家庭が担うべき教育機能も大きく変化している。このため、家庭が担う役割の重要性を再認識し、家族の絆を強め、青少年の健やかな育成を基本として運動を推進する。

審 議 会 等 一 覧

(1) 法令によるもの

平成26年4月1日現在

所管課	名 称	概 要	委員数
地域福祉課	島根県社会福祉審議会 ・民生委員審査、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、老人福祉、児童福祉、地域福祉の各専門分科会 ・審査部会、健全育成部会、児童処遇部会、母子保健部会	○社会福祉法第7条第2項並びに第12条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議、関係行政機関に対する意見の具申等に関する事務	50人 (臨時委員28名を含む)
医療政策課	島根県医療審議会 ・施設整備、医療法人、感染症の各部会	○医療法第71条の2に基づき設置。医療法に規定された調査審議及び知事の諮問に応じた県の医療提供体制の確保に係る重要事項の調査審議に関する事務	22人 (専門委員1人含む)
	島根県地域医療支援会議	○医療法第30条の12第1項の規定に基づき設置。県内の中山間地、離島等のへき地医療対策、及び地域の医療機能の確保をより総合的・体系的に推進するための施策の企画調整、進行管理、評価に関する事務	28人
	島根県准看護師試験委員	○保健師助産師看護師法第25条に基づく准看護師試験合格者の決定その他准看護師試験に関する事務及び同法第15条に基づく准看護師の処分等に関する事務	14人
健康推進課	島根県国民健康保険審査会	○国民健康保険法第92条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など国民健康保険制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
	島根県後期高齢者医療審査会	○高齢者の医療の確保に関する法律第129条に基づき設置。保険給付や保険料賦課など後期高齢者医療制度に関する保険者の処分に対する不服審査請求の審理事務	9人
高齢者福祉課	島根県介護保険審査会	○介護保険法第184条に基づき設置され、要介護認定など介護保険に関する保険者の処分に対する審査請求の審理事務	21人
青少年家庭課	島根県子ども・子育て支援推進会議	○子ども・子育て支援法第77条第4項の規定に基づき設置。地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業支援計画」の策定に関する事務	16人
障がい福祉課	島根県障がい者施策審議会	○障害者基本法第36条第1項の規定による障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な調査審議及び施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	14人
	島根県障害者介護給付費等不服審査会	○島根県介護給付費等不服審査会条例に基づく、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障がい者又は障がい児の保護者が、県知事に対して行う審査請求の審理事務	10人

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県精神保健福祉審議会	○島根県精神保健福祉審議会条例に基づく精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事項の審議及び知事への意見具申に関する事務	10人
	島根県精神医療審査会	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3第2項の規定による措置入院者等に係る入院の要否の審査、第38条の5第2項の規定による精神科病院に入院中の者等からの請求に係る入院の必要性等についての審査に係る事務	23人
薬事衛 生課	島根県自然環境保全審議会温泉 部会	○都道府県知事が、温泉法第32条の規定に基づき、温泉をゆう出させるための土地の掘削の許可、増掘及び動力装置の許可等を行うに際しての意見の審議に係る事務	10人
	島根県生活衛生適正化審議会	○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の規定による事項（適正化規定の認可の処分等）に関する事務。物価統制令第4条の規定による統制額の指定に係る事項（一般公衆浴場の入浴料金）の調査審議に関する事務	上限 10人
	島根県感染症診査協議会	○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定に基づき各保健所に感染症の診査に関する協議会を設置（2以上の保健所について1の協議会を置くことが出来る）し、就業制限、入院勧告、入院期間の延長及び結核患者の医療に関する事項の審査（3保健所に設置）	40人
	島根県公害健康被害認定審査会	○公害健康被害の補償等に関する法律第44条の規定に基づき公害健康被害認定審査会を設置し、指定疾病の認定、補償給付に関する審査	10人

(2) 条例によるもの

所管課	名 称	概 要	委員数
障がい 福祉課	島根県ひとにやさしいまちづくり 審議会	○島根県ひとにやさしいまちづくり条例に基づくひとにやさしいまちづくりに関する施策の総合的な推進に関し、必要な重要事項の調査審議に関する事務	9人

各 種 相 談 事 業 一 覧

平成26年4月1日現在

事業名・職名	職 務 内 容	設置場所等	人 員
民生委員・児童委員	地域住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、援助を要する方々が福祉サービスを適切に利用するための情報提供、その他援助及び指導を行う。福祉事務所、児童福祉施設等関係機関と協力し活動を支援する。	市町村	2,272人
主任児童委員	児童の福祉に関し、関係機関・区域担当児童委員との連絡調整及び援助・協力をを行う。	市町村	265人
日常生活自立支援事業 (専門員・生活支援員)	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方々が、できるかぎり地域で安心して自立した生活が送れるよう福祉サービスの相談・利用手続き・代行などの援助を行う。	市町村社会福祉協議会 (県補助)	422人
福祉サービスに関する苦情解決事業 (島根県運営適正化委員会)	福祉サービスに関する苦情について相談を受け付け、必要に応じて調査・あつせん案の作成を行い、苦情の解決を図る。	島根県社会福祉協議会 (県補助)	1人
医療安全相談窓口	医療に関する相談や苦情を受け、相談者に対する情報提供や、必要に応じて関係する医療機関などへ連絡等を行う。	県庁医療政策課 各保健所	8人
小児救急電話相談 (#8000)	子どもの急病等への対応に関する医療相談 利用時間：平日 19:00～23:00、 土日祝 9:00～23:00	民間電話相談事業者へ委託 (看護師、医師が対応)	—
原子爆弾被爆者相談員	原子爆弾被爆者に対する各種健診の受診勧奨及び各種相談。	県原爆被爆者協議会 (県内各地)	18人
戦没者遺族相談員	各種年金給付の受給に関する相談、指導及び関係機関との連携。	市町村	19人
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談、指導。	市町村	7人
女性相談員	様々な悩みを抱える女性、DV被害者に対する相談・自立支援	女性相談センター 各児童相談所	12人
母子自立支援員	母子家庭及び寡婦に対する相談指導及び就業支援。	市町村	25人

事業名・職名	職務内容	設置場所等	人員
母子福祉センター (母子家庭等就業・自立支援センター)	母子家庭・寡婦等の生活等に関する相談や職業紹介など、各種支援事業の実施。	いきいきプラザ (県立東部総合福祉センター)	3人
子どもと家庭電話相談室	児童や家庭の問題に関する電話相談。 (フリーダイヤル・祝日・年末年始除く毎日9:00～21:30)		12人
身体障がい者相談員	身体障がい者の更生、援助の相談、指導。	島根県身体障害者団体連合会	6人
重症心身障がい児(者)相談員	重症身体障がい児(者)に対する相談、指導。		3人
心の健康相談 (各保健所・心と体の相談センター)	各保健所や心と体の相談センターにおいて心の相談、精神医療に係る相談や社会復帰相談、アルコール、認知症等の精神保健福祉全般の相談。	各保健所 心と体の相談センター	—
心と体の相談センター	身体障がい者の更生・援助の相談、指導。 知的障がい者に対する相談、指導。 精神保健及び精神障がい者の福祉に関する相談、指導。 高次脳機能障がい者に対する相談、指導。	心と体の相談センター	15人
高齢者医薬品安全使用講座	高齢者を対象に、医薬分業の意味、正しい医薬品の使用方法等についての講習。	各保健所	—
不妊専門相談センター	不妊等に関する悩みについて相談、助言を行うとともに、治療機関等の情報提供。 (電話相談、メールによる相談、予約による面接相談)	県立中央病院 (県委託)	—
しまね難病相談支援センター	難病に関する相談や情報提供を行うとともに、患者家族会の支援や就労支援等を実施。	公益財団法人ヘルスサイエンスセンター 島根 (県委託)	2人
思春期専門相談センター	思春期の性に関する相談、保健指導を行う。	一般財団法人島根県助産師会 (県委託)	—

地 方 機 関 一 覧

平成26年4月1日現在

【行政機関】

機 関 名	概 要	所 在
保健所 (地域保健法 § 5)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民の健康の保持及び増進など地域における公衆衛生活動の中心となる機関 ○保健所の組織 <ul style="list-style-type: none"> ・総務保健部：総務課(総務担当)、健康増進課、医事・難病支援課、心の健康支援課(松江、出雲) (隠岐：総務医事課、健康増進課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ) ・環境衛生部：衛生指導課、環境保全課、検査課(浜田)、動物管理課(出雲)、食品衛生機動監視課 (隠岐：環境衛生課、島前保健環境課、島前地域危機管理スタッフ) 	松江：松江市 雲南：雲南市 出雲：出雲市 県央：大田市 浜田：浜田市 益田：益田市 隠岐： 隠岐の島町 (西ノ島町)
福祉事務所 (社会福祉法 § 14)	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉事務所については、町村の福祉事務所設置の進展(全町村設置)のため、平成21年3月末の西部福祉事務所廃止をもって県設置の福祉事務所は全て廃止された。 (法人・事業者等の相談指導、町福祉事務所の生活保護業務支援のため浜田市に地域福祉課石見スタッフを配置) 	
保健環境科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の保健・環境行政の科学的・技術的中核機関として、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行う試験研究機関 (平成21年3月をもって公の施設機能(県民等からの依頼検査)を廃止。) (平成24年4月の組織改正により原子力環境センターは防災部原子力安全対策課へ移管) ○研究所の組織 <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画部：総務企画情報課、企画調整・GLPスタッフ ・保健科学部：細菌科、ウイルス科 ・環境科学部：湖沼環境スタッフ、大気環境科、水環境科 	松江市
児童相談所 (児童福祉法 § 12)	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における児童福祉の専門的相談窓口であり、児童の権利を保障することを主たる目的とする行政機関 ○児童虐待をはじめとする養護相談の増加に対応するため、平成17年度から市町村にも児童家庭相談窓口が設置され、児童相談所においては専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援を行うこととされている。 ○専門職員として児童福祉司、ケースワーカー、児童心理司、児童指導専門員、嘱託医師等を配置。 ○平成17年度から、女性相談相談員を配置し女性相談業務を実施 	中央：松江市 (隠岐の島町) 出雲：出雲市 浜田：浜田市 益田：益田市 ※ () は分室
食肉衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ○昭和56年にと畜検査体制を強化するために病理、細菌、理学検査室を整備して設置した検査機関 ○と畜場において、食用の目的でと殺された獣畜等について、と畜場法に基づく厳正な検査を実施するとともに、腸管出血性大腸菌など食中毒菌による食肉の汚染防止や食肉中の抗生物質の残留防止など安全な食肉の供給に努めている。 ○平成25年7月1日からと畜場に搬入された48ヶ月齢の牛を対象にBSEスクリーニング検査を実施するとともに特定部位(頭部(舌、頬肉を除く。)、せき髄及び回腸遠位部)の適正処理について指導している。 	大田市

【公の施設】

機 関 名	概 要	所 在
総合福祉センター (東部・西部)	<ul style="list-style-type: none"> ○[視聴覚障害者情報センター] 視覚障がい者への情報提供や点字図書館の点字図書や録音図書等の貸出、聴覚障がい者への字幕(手話)入りのビデオカセットや情報機器の貸出、視聴覚障害の相談業務を行う機関として東部、西部に設置(視覚障害は西部のみ)。島根県社会福祉事業団へ運営委託 ○[福祉人材センター] 社会福祉事業に従事する又は従事しようとする者に、就業の援助、研修の企画と実施、福祉に関する啓発広報を行う機関として東部にセンター、西部に分室を設置。島根県社会福祉協議会へ運営委託 ○[母子福祉センター] 母子家庭及び寡婦からの各種相談に応じ、生活指導及び生業の指導を行うとともに、その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として東部に設置。財団法人島根県母子会連合会へ運営委託 ○指定管理者へ施設の管理を委託 	東部：松江市 (いきいきプラザ島根内) 西部：浜田市 (いわみーる内)
島根あさひ社会復帰促進センター診療所	<ul style="list-style-type: none"> ○平成20年10月に開設された「島根あさひ社会復帰促進センター(犯罪傾向の進んでいない男子受刑者2,000人を収容する刑務所)」内に設置されている受刑者向けの診療所 ○県が国から診療所の管理運営を受託 	浜田市
松江高等看護学院 <業務委託>	<ul style="list-style-type: none"> ○准看護師が看護師を目指すための養成所(2年課程)。 修業年限3年の定時制 ○一般社団法人松江市医師会へ管理運営業務を委託 	松江市
石見高等看護学院 <業務委託>	<ul style="list-style-type: none"> ○高校卒業者等が看護師を目指すための養成所(3年課程)。 修業年限3年の全日制 ○公益社団法人益田市医師会へ管理運営業務を委託 	益田市
わかたけ学園 〔児童自立支援施設〕 (児童福祉法 § 44)	<ul style="list-style-type: none"> ○不良行為を行うおそれのある児童や生活指導を要する児童を入所させて、必要な指導を行い、その自立を支援する施設 ○平成2年度から施設内に小・中学校分校を併置して学校教育を実施 	松江市
心と体の相談センター (身体障害者福祉法 § 11) (知的障害者福祉法 § 12) (精神保健福祉法 § 6) (障害者総合支援法 § 78)	<ul style="list-style-type: none"> ○18歳以上の身体障がい者・知的障がい者を対象とし、専門的立場からの相談、判定、指導のほか市町村の依頼による医学的、心理学的、職能的判定を行う。 ○保健所等関係機関への技術的援助・協力を行うほか、精神障がい者に関する相談のうち、複雑または困難なものを対象とした業務を行う。 ○専門職として、医師、心理判定員、職能判定員、ケースワーカー等を配置 ○高次脳機能障がい者支援拠点 	松江市
女性相談センター (売春防止法 § 34)	<ul style="list-style-type: none"> ○日常生活上の様々な悩みを抱える女性やDV被害者等からの相談に応じ、情報提供、助言指導、一時保護、自立支援等の業務を行う機関 ○「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」に基づく、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能も有する。 	松江市、 (大田市) ※()は分室

※1 精神保健福祉法：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

※2 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

いきいきプラザ島根といわみーる

	いきいきプラザ島根	いわみーる
オープン	平成7年7月	平成12年4月
所在地	松江市東津田町1741番地3	浜田市野原町1826番地1
面積	敷地面積：12,405㎡ 延床面積：10,858㎡	敷地面積：12,375㎡ 延床面積：6,776㎡
建物構造	本館：RC5F 実習棟：RC1F 温室：S1F	本館：RC4F 実習棟：S1F 温室：S1F
入居施設	県立東部総合福祉センター	県立西部総合福祉センター
	聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 母子福祉センター 貸出施設（研修室、体育室等）	西部視聴覚障害者情報センター 福祉人材センター 貸出施設（研修室、体育室等）
	心と体の相談センター	県立西部社会教育研修センター
	その他の主な施設	その他の施設
	シマネスクくにびき学園東部校 社会福祉法人いのちの電話 社会福祉法人島根県社会福祉事業団 社会福祉法人島根県共同募金会 社会福祉法人島根県社会福祉協議会 一般財団法人島根県母子寡婦福祉連合会 公益財団法人しまね自然と環境財団 公益財団法人島根県消防協会 一般社団法人島根被害者サポートセンター	シマネスクくにびき学園西部校 社会福祉法人いのちの電話

県 出 資 外 郭 団 体 一 覧

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
<p>公益財団法人ヘルスサイエンスセンター島根（旧財団法人島根難病研究所）</p>		<p>○老年医学等の研究を島根大学等との連携の下に実施し、医学研究の振興等を目指すとともに、併せて移植医療への支援等を行い、もって地域医療の向上に寄与する</p>	<p>○健康長寿しまねの推進に関する島根大学との共同研究 ○老年医学をはじめとした医学研究の実施 ○移植医療に関する知識の普及啓発等の実施（まごころバンク事業） ○難病相談支援事業 ○健診事業及び検査受託事業【委託費】 ・移植医療の推進 19,112千円 ・難病相談・支援センター事業 11,697千円 ・重症難病患者入院施設確保事業 4,481千円</p>
<p>○S51.3設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 出雲市塩冶町 ○設立根拠 （※）整備法 § 44 （民法 § 34）</p>	<p>○代表者名 理事長 江口博晴 ○基本財産 10,000千円 うち県1,000千円 (10%)</p>		
<p>公益財団法人島根県障害者スポーツ協会</p>		<p>○障がい者がスポーツ活動を通じた健康の増進と自立意欲の向上を図ることにより、障がい者の社会参加を促進し、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現に寄与する。</p>	<p>○障がい者のスポーツ活動の振興 ○障がい者のスポーツ活動に関する調査研究及び啓発広報 ○障がい者のスポーツ活動の支援者育成 （委託費）障がい者スポーツ振興事業 39,092千円</p>
<p>○S54.5設立 ○障がい福祉課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 （※）整備法 § 44 （民法 § 34）</p>	<p>○代表者名 理事長 福井幸夫 ○基本財産 255,000千円 うち県200,000千円</p>		
<p>社会福祉法人島根県社会福祉事業団</p>		<p>○多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫し、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。</p>	<p>○第1種社会福祉事業 ・特別養護老人ホームの設置経営 ・障がい者支援施設の設置経営 ・肢体不自由者更生施設の設置経営 ○第2種社会福祉事業 ・保育所の設置経営 ・聴覚障がい者及び視聴覚障がい者情報提供施設の受託経営（委託費） 51,942千円 ・老人短期入所事業 ・障がい福祉サービス事業等</p>
<p>○S40.7設立 ○健康福祉総務課所管 ○所在地 松江市東津田町 ○設立根拠 社会福祉法 § 22</p>	<p>○代表者名 理事長 今岡輝夫 ○基本財産 30,000千円 うち県4,700千円 (15.7%)</p>		

名 称 等		目 的	主な事業内容、県予算関係
公益財団法人島根県生活衛生営業指導センター		○生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。	○生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談及び指導 ○生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理並びに苦情に関する営業者又は生活衛生同業組合の指導 ○標準営業約款に関する営業者の登録 ○生活衛生関係営業に関する講習会、講演会等の開催又はその斡旋 ○生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集及び提供 ○(補助金)生活衛生営業指導費補助金 20,266千円 (交付金)生活衛生関係営業振興助成交付金 900千円
○S59.3設立 ○薬事衛生課所管 ○所在地 松江市大輪町 ○設立根拠 (※)整備法§44 民法§34 ○指定根拠 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律§57の3①	○代表者名 理事長 池上良一 ○基本財産 4,100千円 うち県2,000千円 (48.8%)		

(※)整備法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

各 種 計 画 一 覧

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
島根県地域福祉支援計画 ○計画期間： H24～H27 ○策定根拠： 社会福祉法 § 108	○これからの社会福祉のあり方として、地域福祉の推進がますます重要な課題となると考えられることから、各市町村において、地域住民との協働のもとで地域福祉の一層の推進が図られるよう、県としてその支援の基本的な考え方を明らかにしたもの。 ○地域における多様なニーズへの的確な対応を図るための「新たな支え合い」の拡大、強化や、障害者自立支援法の制定や改正、介護保険法の改正、災害時要援護者支援体制など、地域福祉を取り巻く新たな動きや課題等に対応するため、平成24年7月に計画を改定した。
島根県保健医療計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 医療法 § 30の4① 健康増進法 § 8①	○「医療法及び健康増進法」に基づき、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする保健医療サービス提供体制を推進するため、平成25年4月から平成29年度までの5年間を計画期間とする保健医療計画を策定した。 ○本計画は、保健医療提供体制の整備を図るうえで、関係者すべてにとっての基本指針となるものである。 ○本計画は少なくとも5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療支援計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○国の第1次へき地保健医療計画を踏まえて、県内の地域の現状と課題を明らかにした上で、県単位での地域保健医療対策を充実強化することを柱として、当該課題の克服に向けての具体的な施策又は方向性をとりまとめたもので、島根県における地域保健医療対策の基本指針となるものである。 ○5年ごとに見直しを行う。
島根県地域医療再生計画 ○計画期間： H21～H27 ○策定根拠： 地域医療再生臨時特例交付金交付要綱	○医療機能の強化、医師等の確保、在宅医療の推進など地域における医療課題を解決するための施策について、都道府県が定める計画をいう。都道府県は、当該計画に基づき基金を造成し、事業実施に必要な経費を支出する。本計画では、医師をはじめとした医療従事者の確保や医療機関の施設・設備整備などを支援し、併せてドクターヘリの運航や医療機関連携を促進する医療情報ネットワークの構築などにより、地域医療提供体制の確保を図る。平成25年度に在宅医療の推進を加えるとともに、一部の事業について事業期間を平成27年度まで延長した。 ○事業期間 H21年度～H27年度 ○事業費 97億円
島根県がん対策推進計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： がん対策基本法 § 11①	○平成25年3月に改定した「島根県がん対策推進計画」では、全体目標として「がんによる死亡者の減少」及び「すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上」を引き続き掲げるとともに、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を追加し総合的ながん対策を推進する。 ○がんの1次予防に関する取り組みを充実させるとともに、「小児がん対策」、「がん患者の就労問題」、「がん教育」など新たな課題に取り組む。 ○計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とし、中間年である平成27年度に中間評価を行う。
島根県食育推進計画 ○計画期間： H24～H28 ○策定根拠： 食育基本法	○県民一人ひとりが「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。 ○生涯にわたる食育を推進します。特に若い世代への食育が進むよう努める。 ○身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進する。 ○食育活動への県民の主体的な参加、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努める。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
<p>健康長寿しまね推進計画 (第二次健康増進計画) ○計画期間： H25～H34 ○策定根拠： 健康増進法8条</p>	<p>○「健康寿命を延ばす(平均寿命をのばす、65歳平均自立期間を延ばし、二次医療圏の格差を減らす)」ことを基本目標とし、「めざせ、しまね健康なまちづくり」をスローガンに、県民、関係機関・団体、行政が三位一体となった県民運動である。 ○この計画は、①住民主体の地区ごとの健康づくり活動の促進②生涯を通じた健康づくりの推進③疾病の早期発見、合併症予防・重症化防止、多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進の4つの柱で推進する。</p>
<p>島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画 ○計画期間： H24～H26 ○策定根拠： 老人福祉法§20の9 介護保険法§118①</p>	<p>○本県では、高齢化が全国に先駆けて進行するとともに75歳以上人口の割合が更に増加することから、介護予防の対策や要介護状態になっても高齢者が尊厳を保ちながら地域で自立した生活が出来るようなサービス提供体制に努めていく必要がある。 ○計画の基本目標には、「介護予防の推進」、「サービス基盤の計画的な整備」、「介護サービスの質の確保」、「介護給付等の適正化」、「認知症高齢者のための施策の充実」、「高齢者の居住に係る施策との連携」、「医療との連携」、「生活支援サービスの充実」、「介護人材確保と質の高い人材の養成」「高齢者の積極的な社会参加の推進」を掲げ、実施に当たっては、住民・ボランティア・行政・事業者が一丸となって取り組むことが必要であることから、県民一人ひとりの理解と参画を求めるものである。 ○計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間であり、3年ごとに見直しを行う。</p>
<p>しまね高齢社会振興ビジョン21 ○目標年次平成22年 ○策定根拠： 高齢社会対策大綱</p>	<p>○21世紀初頭の姿を展望し、県として推進する高齢社会対策の方向性示すとともに、行政が取り組むべき方向や県民の行動指針を明らかにする。</p>
<p>島根県医療費適正化計画(第2期) ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 高齢者の医療の確保に関する法律§9</p>	<p>○少子高齢化、医療費の増加による医療財政のひっ迫、平成18年6月医療制度改革関連法の成立を背景とし、生活習慣病の予防対策等により将来的な医療費の適正化を目指すものである。 ○当該計画は、医療計画、健康増進計画及び介護保険事業支援計画との調和を図り、適正化計画の具体的な施策は、各計画と整合性を保ち策定されている。 ○国の基本方針に沿って、各都道府県が5年間で計画期間として策定。平成27年度に中間評価を行う。平成30年度には目標達成状況及び施策の実施状況等の実績評価を行う。</p>
<p>しまねっ子すくすくプラン(島根県次世代育成支援行動計画〔後期計画〕) ○計画期間： H22～H26 ○策定根拠：次世代育成支援対策推進法§9</p>	<p>○進行する少子化に対応するため、平成17年度～平成26年度の10年間で集中的、計画的、総合的に次世代育成支援対策(少子化対策)を進めることを目的として、前期計画に引き続き5年の後期計画(H22～H26)を策定した。 ○「子育て・子育てをみんなで支える地域づくり」、「安心して子どもを生み・育てることができる環境の整備」、「しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちの実現」の三つの基本理念の下、幅広い分野の施策を掲げ、実施時期を明示するとともに可能な限り数値目標を設定し、市町村、企業、民間活動団体や地域住民との協働により取り組みを進め、「子育てするなら島根が一番」と感じられる社会の実現を図ることとしている。 ○児童福祉法第56条の9の規定に基づく都道府県保育計画や保育所における質の向上のためのアクションプログラム(平成20年3月28日厚生労働省通知)と一体のものとして策定した。</p>

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
しまね青少年プラン ○計画期間： H22～H26 ○策定根拠： 子ども・若者育成支援推 進法 § 9	○青少年施策を総合的、体系的に推進していくために、県の関係部局、市町村、青少年団体などの関係機関・団体が連携・協働していく指針として策定した。 ○「子ども・若者育成支援推進法」に基づき国が策定した「子ども・若者ビジョン」を踏まえ、法に基づく県の計画として位置づけた。 ○青少年の健全育成の推進に当たっては、青少年を健やかに育む地域づくりを促すことが必要であることから、県民一人ひとりに対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的行動を進めることを目的とする。 平成26年度が最終年度となるため、次期計画の策定を行う。
島根県ひとり親家庭等自立支援計画 ○計画期間： H20～H29 ○策定根拠： 母子及び寡婦福祉法 § 12	○ひとり親家庭等の自立を促進していくためには、子どもが心身ともに健やかに成長するための必要な諸条件の整備と、家族の健康の保持増進も含め、種々の施策を総合的かつ計画的に推進していくことが不可欠であることから、ひとり親家庭等に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いたプランを総合的に推進する。 ○この計画策定の指針となる「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年厚生労働省告示第248号）の改正内容も踏まえ、本年度「子ども子育て支援事業支援計画」の中に位置づけ必要に応じて見直しを行う。
島根県DV対策基本計画 ○計画期間： H23～H27 ○策定根拠： DV防止法 § 2の3	○DVの防止並びに被害者の保護及び自立支援を重要課題と位置づけ、県の施策を明らかにし、DV対策を総合的に実施することを目的とする。 ○計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間であり、平成27年度に見直しを行う。
島根県障がい者基本計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 障害者基本法 § 11	○本県の障がい者施策推進の基本的方向等を明らかにし、障がい者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。 ○「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がいのある人が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心し、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現することを基本理念とする。 ○本計画の期間は平成25年度から平成29年度までとし、社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを行う。
島根県障害福祉計画 ○計画期間： [第1期]H18～H20 [第2期]H21～H23 [第3期]H24～H26 ○策定根拠： 障害者総合支援法 § 89	○「島根県障がい者基本計画」に掲げる事項のうち、介護及び訓練等の障がい福祉サービスについての実施計画である。 ○障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業などの提供体制の整備を計画的に進める。 ○障がいのある人が住みたい地域で、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようなサービス提供体制の整備を図ることを基本に、障がい者が必要とする介護及び訓練の障がい福祉サービスの確保、障がい者の地域生活への移行、福祉施設（福祉就労）から一般就労への移行を推進する。
島根県自死対策総合計画 ○計画期間： H25～H29 ○策定根拠： 自殺対策基本法 § 4	○今後の本県における総合的な自死対策を推進するための基本指針 ○市町村をはじめ関係機関や団体、県民を含む地域社会全体が連携し、積極的な取組が実施されることを期待するもの ○数値目標として、平成19～23年の5年間の平均自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を20%以上減少 ○推進体制として、島根県自死総合対策連絡協議会（関係機関・団体の相互の連携を強化し、総合的な自死対策の推進）と、圏域自死対策連絡会（地域の実情に応じた取組の強化と地域ネットワークの構築を推進）を核に取り組む。

計 画 名	計 画 策 定 の 趣 旨 、 性 格 等
島根県障がい者就労支援事業所工賃向上計画 ○計画期間： H24～H26 ○策定根拠： 厚生労働省通知	○障がい者が地域で自立した生活を送るための基盤として就労支援は重要であり、一般就労が困難である障がい者には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように支援していく必要がある。 ○平成24年度から平成26年度までの3か年について「工賃向上計画」を策定することとし、工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めることとする。 ○目標設定のために、原則としてすべての就労継続支援B型事業所における「工賃向上計画」の作成を義務付け、計画の作成や目標の実現に向けた必要な支援を行う。 ○計画期間中、毎年度、実施状況の点検や評価を行うとともに、必要に応じて随時、計画内容を見直す。
感染症予防計画 ○計画期間： H20～ ○策定根拠： 感染症法§10、§11	○計画は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、新しい時代の感染症対策の方向性を示すものである。 ○感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの人々に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ的確に対応するための計画とすることとしている。
新型インフルエンザ等対策行動計画 ○計画期間： H25～ ○策定根拠： 新型インフルエンザ等対策特別措置法	○新型インフルエンザ等が発生した場合、その感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らないようにするための行動計画である。 ○計画では、流行規模を予測するとともに、発生状況に応じた目標と活動を、「実施体制」「サーベイランス情報収集」「情報提供・共有」「予防・まん延防止」「医療」「県民生活・県民経済の安定」の6項目について立案している。 ○計画には、大流行時に治療薬としての抗インフルエンザウイルス薬「タミフル」が不足すると予測されることから、タミフルの備蓄計画も盛り込んでいる。 ○対策の実行性をより高める目的で国は特別措置法を制定したため、新たに法律に基づく行動計画を策定した。(H25.12策定)
島根県水道水質管理計画 ○計画期間：H19～H28 ○策定根拠：厚生省通知	○将来にわたって信頼できる安全でおいしい水道水が確保されるよう、水道水質管理に一層努めるとともに、水質基準に基づく検査の実施、体系的・組織的な水質監視を行う。
島根県動物愛護管理推進計画 ○計画期間：H26～H35 ○策定根拠：動物愛護管理法§6の1	○動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化し、動物愛護思想の普及啓発、動物の適切な管理を図る施策を推進する。
食育・食の安全安心確保に係るアクションプラン ○計画期間：H24～H27 ○策定根拠：食の安全安心確保に係る基本方針	○食の安全安心確保に係る基本方針を示した各施策の方向に基づき、具体的な取り組み（行動計画）を示すことにより、食の安全安心の確保を図る。
歯と口腔の健康づくり計画 ○計画期間：H24～H28 ○策定根拠：島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例 §6	○「島根県歯と口腔の健康を守る8020推進条例」の趣旨を踏まえ、生涯を通じた施策を総合的かつ効果的に推進する。 ○「県民の大臼歯（奥歯）や口腔の点検の実施」「事業所における歯科保健対策の拡大」「糖尿病等を有する患者に対する歯科治療と歯科保健指導の実施体制の整備」等を推進する。

保健・福祉関係施設制度一覽

平成 26 年 4 月 1 日 現在

種別	施設名	設置根拠	概 要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
救護	救護施設 (入所)	生活保護法 § 40、41	身体上又は精神上著しい障がいがあるため日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させ、日常生活を行う。	国1/2 県1/4等	法人 3	-	定員 240	措置	国3/4 市町村1/4	基準生活費等を超える収入部分
保健	市町村保健センタ	地域保健法 § 18	地域住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査等身近で利用頻度の高い保健サービスを提供	-	41	-	-	-	市町村	なし
	母子健康センター (助産部門のみ入所)	母子保健法 § 22	母子保健に関する各種の相談に応じるとともに、母性及び乳児及び幼児の保健指導を行い、又はこれらの事業に合わせ助産を行う	-	市町村 2	-	-	一部措置	市町村	入所措置は所得能負担
老人	地域包括支援センター (利用)	介護保険法 § 115の45	高齢者の介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的・継続的なケアマネジメントを実施し、高齢者を包括的に支援する施設	-	26	-	-	-	交付金	なし
	介護老人保健施設 (入所・通所)	介護保険法 § 8 25	病状安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリテーションや、看護・介護・介護を必要とする要介護高齢者等が入(通)所する	国交(小金規模のみ)	市町村 3 医療法人 20 社会福祉法人 11 医療社会福祉法人 1 社会福祉法人 4	介護事業 計画 支援計 画 785 床(介護 業務からの 転入分を含む。)	2,755床	介護 保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費+日常生活費
	介護老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 20の4	65歳以上の者が、生活上の理由及び経済的な理由による生活困難な者や、食生活、入浴、食事、着衣、入所者の生活指導を行う	-	市町村 4 法人 19	老人福祉計画 1,241 人	1,261人	措置	市町村 一般財源	所得別の心能負担
	特別介護老人ホーム (入所) 介護老人福祉施設	老人福祉法 § 20の5 介護保険法 § 8 24	65歳以上の者が、生活上の理由及び経済的な理由による生活困難な者や、食生活、入浴、食事、着衣、入所者の生活指導を行う	国交(小金規模のみ)	市町村 7 法人 63	介護事業 計画 支援計 画 5,290 人	5,073人	介護 保険	介護報酬	1割負担+居住費・食費等

種別	施設名	設置根拠	概要	要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
老人	軽費老人ホーム (ケアハウス) (入所)	老人福祉法 § 20の6	60歳以上の者で、自炊が出来ない程度、自立するに十分な生活機能低下等がある者が入所できる施設。入所者の生活相談、在宅困難者に対する紹介・手続き、食事や入浴の準備、緊急時の対応を行う	60歳以上の者で、自炊が出来ない程度、自立するに十分な生活機能低下等がある者が入所できる施設。入所者の生活相談、在宅困難者に対する紹介・手続き、食事や入浴の準備、緊急時の対応を行う	国交付金(小規模の特定のみ)	法人 17	—	1,000人	契約	事務費補助金	雑費・所得別心労・自己負担 生活費・自己負担 管理費・自己負担
	有料老人ホーム (入所)	老人福祉法 § 29	老人を入居させ、日常生活に必要なものを提供する施設。入所の条件、食事の提供や入浴の介助などを行う	老人を入居させ、日常生活に必要なものを提供する施設。入所の条件、食事の提供や入浴の介助などを行う	—	—	67	1,758人	契約	—	利用料全額自己負担
児童	児童養護施設 (入所)	児童福祉法 § 41	原則として乳児を除いて、保護者のない児童、虐待され、これによって養育を要する児童を養育し、自立を支援する	原則として乳児を除いて、保護者のない児童、虐待され、これによって養育を要する児童を養育し、自立を支援する	国交付金	法人 3	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の心労負担
	児童自立支援施設 (入所)	児童福祉法 § 44(施行令 § 10)	不良行為をなす児童、又はその理由により生活指導を要する児童を養育し、自立を支援する	不良行為をなす児童、又はその理由により生活指導を要する児童を養育し、自立を支援する	国交付金	県立 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の心労負担
	情緒障害児短期治療施設 (入所・通所)	児童福祉法 § 43②	軽度の情緒障害を有する児童を、短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う	軽度の情緒障害を有する児童を、短期入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う	国交付金	法人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の心労負担
	自立援助ホーム (入所)	児童福祉法 § 33⑥1	児童養護施設等を退所し、就業の支援を受ける児童を養育する	児童養護施設等を退所し、就業の支援を受ける児童を養育する	国交付金	法人個人 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の心労負担
	乳児院 (入所)	児童福祉法 § 37	原則として乳児(健康上その他の理由により特に必要のある場合)は、これを養育する	原則として乳児(健康上その他の理由により特に必要のある場合)は、これを養育する	国交付金	法人(日赤) 1	—	—	措置	国1/2 県1/2	所得別の心労負担
	母子生活支援施設 (入所)	児童福祉法 § 38	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を支援する	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情のある女子及びその者の監護すべき児童を支援する	—	法人 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の心労負担
	助産施設 (入所)	児童福祉法 § 36	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることの出来ない妊産婦に助産を受けさせる	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることの出来ない妊産婦に助産を受けさせる	—	市町村 1	—	—	契約	市町村実施 国1/2県1/4市町村1/4	所得別の心労負担

種別	施設名	設置根拠	概 要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
児童	保育所 (通所)	児童福祉法 § 39	保護者の労働又は疾病等により保育に欠ける乳幼児に ついて、保護者から申し込みがあった場合に保育する	県安心 子ども 基金	伊村 79 法 ^等 213	-	-	契約	国1/2 県1/4 市町村1/4 (民設保 育所)	所得別の応 能負担
	認定こども園 (通所)	就学前の子どもの保育、 就学前の子どもの教育、 就学前の子どもの総合的 教育の推進に関する法律 § 3	小学校就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に 対する子育て支援を総合的に提供し、機能を備え、認 定基準を満たす施設	県安心 子ども 基金	伊村 3 法人 4	-	-	契約	類型によ り既存の 幼稚園・ 保育所の 補助制度 (安心基 金)	施設毎に定 める
	へき地保育所 (通所)	設置要綱	保育所を設置することが困難な地域において、保育を 要する児童に対し、必要な保護を行う	-	市町村 3	-	-	契約	国交付金 国1/2 県1/4 市町村1/4	市町村が定 める
	児童厚生施設 (利用)	児童福祉法 § 40	児童館等により、児童に健全な遊びを与えて、その健 康を増進し、又は情操を豊かにする	国1/3 県1/3 (児童館)	児童館13 児童遊園 8	-	-	-	国、県、市 町村各1/3 (児童館)	市町村が定 める
	福祉型障害児入所 施設	児童福祉法 § 42①	知的障がい児を入所により、保護するとともに自立 生活に必要な知識技能を習得するための支援を行う	基準 額のうち 国2/3 県1/3	公立 2 法人 3	-	5カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	医療型障害児入所 施設	児童福祉法 § 42②	肢体の不自由な児童及び重度の知的障がい、肢体不 自由が重複している児童を治療し、日常生活の指 導及び自立生活に必要な知識技能を習得するための支援 を行う	基準 額のうち 国2/3 県1/3	法人 1	-	2カ所	措置 契約	国1/2 県1/2	所得別の応 能負担
	福祉型児童発達支 援センター	児童福祉法 § 43①	障がい児を日々保護者の下から通わせて、日常生活に おける基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能 の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う	基準 額のうち 国2/3 県1/3	法人 5	-	6カ所	措置 契約	国1/2 県1/2 市町村1/4	所得別の応 能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の財源	費用徴収
児童	進行性筋萎縮症病棟	児童福祉法 § 27②	進行性筋萎縮症児・者を入院させて治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	(児) 国1/2 県1/2 (者) 国1/2 県1/4 市町村1/4	所得別の応能負担
	重症心身障がい児病棟	児童福祉法 § 27②	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童を入院させて、治療及び日常生活の指導を行う	国 10/10	独立行政法人松江医療センター 1	—	1カ所	措置契約	国1/2 県1/2	所得別の応能負担
身体障がい	点字図書館	身体障害者福祉法 § 34	無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者の録音物を制作し、これらの貸出及び閲覧を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	補助・委託 国1/2 県1/2	
	聴覚障害者情報提供施設	身体障害者福祉法 § 34	聴覚障がい者用の手話や字幕入りビデオを製作し、これらを無料又は低額な料金で貸出し、又は聴覚障がい者に対し、手話通訳者派遣等コミュニケーションの支援を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	利用	委託 国1/2 県1/2	
障がい	障害者支援施設	障害者総合支援法 § 5⑪	入所者に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等の施設入所支援を行うとともに、日中活動の場として施設障がい福祉サービスを提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	30	—	30カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
共通	生活介護	障害者総合支援法 § 5⑦	常時介護を要する人に、昼間、入浴、排せつ、食事の常時介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する	基準額のうち 国2/3 県1/3	68	—	68カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担
	自立訓練（機能訓練）	障害者総合支援法 § 5⑫	身体障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活がでるよう、一定期間、理学療法、作業療法等必要なリハビリテーション、生活に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	2	—	2カ所	契約	自立支援給付 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の応能負担

種別	施設名	設置根拠	概要	整備財源	施設数	目標数	現状	制度	運営費の源	費用徴収
障がい 共通	自立訓練（生活訓練）	障害者総合支援法 §5⑫	知的障がい者、精神障がい者に対して、自立した日常生活が営めるよう、一定期間、入浴、排せつ、食事等に関する必要十分な訓練、生活等に関する相談、助言等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	16	—	16カ所	契約	自立支援 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の 能負担
	就労移行支援	障害者総合支援法 §5⑬	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動の機会を提供して、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	18	—	18カ所	契約	自立支援 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の 能負担
	就労継続支援A型	障害者総合支援法 §5⑭	一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約の締結等による就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	24	—	24カ所	契約	自立支援 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の 能負担
	就労継続支援B型	障害者総合支援法 §5⑮	一般企業等での就労や雇用契約による就労が困難な人に、就労の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のため必要な訓練等を行う	基準額のうち 国2/3 県1/3	98	—	98カ所	契約	自立支援 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の 能負担
	共同生活援助	障害者総合支援法 §5⑯	夜間や休日、又は食生活の介護その他の日常生活上の援助を行う	—	64	—	64カ所	契約	自立支援 国1/2 県1/4 市1/4	所得別の 能負担

※障害者支援施設と、生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就学移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型の各施設の間で施設数を一部重複して計上している。

介護保険施設の比較

区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設
開設者	社会福祉法人 地方公共団体	医療法人、社会福祉法人、地方公共団体、その他厚生省告示で定める者	医療法人、国、地方公共団体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、社会保険関係団体、医師等
開設許可等	都道府県知事の指定	都道府県知事の許可	都道府県知事の指定
対象者	常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者	病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリ、看護・介護を必要とする要介護者	病状が安定している長期療養患者で、医学的管理が必要な要介護者
利用手続	施設と個人の契約	施設と個人の契約	病院もしくは診療所と個人の契約
費用の支払	介護福祉施設サービス費の支給及び利用者負担	介護保健施設サービス費の支給及び利用者負担	介護療養施設サービス費の支給及び利用者負担
利用者負担	費用（サービスの種類ごとに定められる基準額）の1割を負担 居住費・食事負担 原則自己負担（ただし、市町村民税世帯非課税者等については、その所得に応じた負担限度額） 日常生活費負担		
給付財源	国（20%） 県（17.5%） 市町村（12.5%） 第1号被保険者保険料（21%） 第2号被保険者保険料（29%）		
施設基準	居室 （1人当たり10.65㎡以上） 医務室、機能回復訓練室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上	療養室 （1人当たり8㎡以上） 診察室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上	病室 （1人当たり6.4㎡以上） 診察室、手術室、処置室、臨床検査室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室等 廊下幅 片廊下 1. 8m以上 中廊下 2. 7m以上
スタッフ （入所者100人当たりの配置人員）	医師（非常勤可） 1人 看護職員 3人 介護職員 31人 生活指導員 1人 機能訓練指導員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人	医師（常勤） 1人 看護職員 9人 介護職員 25人 理学療法士又は作業療法士 1人 支援相談員 1人 介護支援専門員 1人 栄養士 1人 薬剤師 等	医師 3人以上 看護職員 17人以上 看護補助者 17人以上 薬剤師、栄養士、診療放射線技師 等 （病院の療養病床にかか る部分のみ）

※「施設基準」及び「スタッフ」欄は小規模施設を除いた新設の場合である。

介護保険居宅サービス等一覧

※事業所数は平成26年4月1日現在(休止を含む)

サービス	概要	事業所数 ()内は予防	事業者指定等
訪問介護、介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事の介護などの身体介護や、調理、洗濯などの生活援助を行います。	213 (206)	県(高齢者福祉課) ※松江市への権限移譲 (H21.4~)分を含む
訪問入浴介護、介護予防訪問入浴	看護師などが居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	17 (14)	
訪問看護、介護予防訪問看護	看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	63 (62) ※みなし指定事業所数除く	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士などが居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。	10 (8) ※みなし指定事業所数除く	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養生活を送るために必要な指導を行います。	7 (7) ※みなし指定事業所数除く	
通所介護、介護予防通所介護 (デイサービス)	日中、デイサービスセンターなどにおいて、入浴や食事などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を行います。	308 (299)	
通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)	病院・介護老人保健施設などで、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るためのリハビリテーションを行います。	34 (32) ※体制等に関する届出 をしている事業所数	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事などの介護その他日常生活の世話、機能回復訓練を行います。	101 (95)	
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話を行います。	50 (46)	
特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	43 (42)	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	車いすやベッドなどの福祉用具を貸与します。(介護度によっては利用できないものもあります。)	87 (86)	
特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	入浴又は排泄などに使用する福祉用具を販売します。	84 (84)	
居宅介護支援	要介護と認定された方に、居宅サービスを利用する際に必要となるケアプラン(居宅サービス計画)を作成します。	292	
住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に費用を支給します。	※事業者指定はありません。	
夜間対応型訪問介護	夜間に定期的又は利用者の求めに応じて訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの介護や日常生活の世話を行います。	1	市町村
認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症高齢者が、共同して家庭生活を送りながら、介護や世話、機能回復訓練を行います。(要支援1の方は利用できません。)	134 (124)	
認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に専門的なケアを提供する通所介護です。	61 (52)	
小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	心身の状況に応じて、訪問や通いや宿泊を組み合わせて、日常生活上の世話や機能訓練などを行います。	67 (53)	
地域密着型特定施設入居者生活介護	入所定員が29人以下で介護専用型の養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。	1	
複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を一体的に提供します。	1	
介護予防支援	要支援と認定された方に、介護予防サービスを利用する際に必要となるケアプラン(介護予防サービス計画)を作成します。	26	

社会福祉制度の概要

【 】内は措置権

平成26年4月1日現在

種別・根拠法	概 要	措置権等	摘 要										
老人（施設） 【市町村】 老人福祉法 § 11	養護老人ホームに入所（地方公共団体設置）させ、又は入所を委託（社会福祉法人設置）する。 ※特別養護老人ホームへの入所については、H12から介護保険制度に移行。 ただし、やむを得ない事由により介護保険制度による入所が困難であるときは、措置による入所制度あり。	S38：老人福祉法制定 措置権：県・市福祉事務所 H5：市町村へ措置権移譲 H17：措置費の一般財源化	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>市</td> <td>10/10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>町村</td> <td></td> <td>10/10</td> </tr> </table>	措置権	市	町村	市	10/10		町村		10/10	
措置権	市	町村											
市	10/10												
町村		10/10											
児童（助産の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 22	妊産婦が保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦からの申込があった時は、その妊産婦に対して、助産施設において助産を行う。	S22：市町村措置権 S26：県及び市措置権（福祉事務所を管理する地方公共団体） S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>実施主体</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table>	実施主体	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
実施主体	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
児童（母子保護の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 23	保護者が配偶者のない女子又はこれに準ずる事情がある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する。	S62：機関委任事務→団体事務 H13：措置制度→契約制度											
児童（保育の実施） 【市町村】 児童福祉法 § 24	市町村長は、保護者の労働又は疾病等の理由により、その監護すべき乳児、幼児又は特に必要があると認められる児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者からの申し込みがあったときは、それらの児童を保育所等において保育する。	S22：市町村措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H10：措置制度→契約制度	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>保育実施</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> </table> ※民設保育所	保育実施	国	県	市町村	市町村	1/2	1/4	1/4		
保育実施	国	県	市町村										
市町村	1/2	1/4	1/4										
児童（児童福祉施設入所措置等） 【県】 児童福祉法 § 27①3	保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当と認める児童又は家庭裁判所から送致のあった児童について、里親等に委託し又は児童福祉施設（児童養護施設・乳児院等）に入所させる措置。	S22：県措置権 S62：機関委任事務→団体事務 H18：障害児施設（指定医療機関を含む）については10月から契約制度導入 H21：自立生活援助事業の実施対象者が20歳未満に拡充	（費用負担） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th>措置権</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市</th> <th>町村</th> </tr> <tr> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </table>	措置権	国	県	市	町村	県	1/2	1/2	-	-
措置権	国	県	市	町村									
県	1/2	1/2	-	-									
児童（指定医療機関等委託） 【県】 児童福祉法 § 27②	指定医療機関等に対して、児童を入所させて医療型障害児入所施設におけると同様な治療を行うことを委託する措置。												
児童（児童の一時保護） 【県】 児童福祉法 § 33	児童を家庭で養育することが困難な場合等で、保護が必要な児童を、児童相談所において一時保護し又は児童福祉施設等へ保護を委託する。												
児童（児童自立生活援助事業委託） 【県】 児童福祉法 § 33⑥1	自立を図るための生活援助の実施を希望する義務教育終了児童等を、自立援助ホームに委託し日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行なう。												

基金・ファンド一覧

基金・ファンド名	事 業 概 要
<p>しまね長寿社会振興基金 ○(社福)島根県社会福祉協議会 所管</p>	<p>【しまねいきいきファンド事業】 ○目的：生涯現役社会実現のために生きがい活動や地域づくり活動に取り組む中高年齢者グループに対して助成することにより、中高年齢者の積極的な社会参加を促進する。 ○内容 (夢ファクトリー支援事業) 中高年齢者が培ってきた知識・経験・技術を活かして、生産、加工、サービス活動を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に200万円を限度に対象経費の4/5を助成する。 (地域活動支援事業) 社会参画活動やボランティア活動等を行い、健康・生きがいづくりや地域づくりに寄与する事業とし、中高年齢者グループを対象に100万円を限度に対象経費の4/5を助成する。</p>
<p>島根県介護保険財政安定化基金 ○現在高 970百万円 ○H12設置 ○高齢者福祉課所管</p>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による保険財政の赤字に対し、以下の通り貸付又は交付を行う。 ①貸付…計画期間(3年間)に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる保険者に対して毎年度行う(初年度、次年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除したものを貸し付ける)。 ②交付…計画期間を通じて保険料収納不足かつ、財政不足により、財政収支が不均衡になった保険者に対して3年度目に行う(原則として保険料不足額の1/2を交付する)。</p>
<p>島根県国民健康保険広域化等支援基金 ○現在高 260百万円 ○H14設置 ○健康推進課所管</p>	<p>○国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険財政の安定化に資する事業に必要な費用にあてるため、地方自治法第241条及び国民健康保険法第68条の3に基づき、国保広域化等支援基金を設置し、保険財政広域化支援事業及び保険財政自立支援事業を行う。 (1) 保険財政広域化支援事業 広域化等による平準化後の保険料賦課総額が平準化前の賦課総額を上回る構成市町村の当該増加見込額の範囲内 (2) 保険財政自立支援事業 ①貸付事業1 ・年度途中で財政収支の不均衡が見込まれる場合 ・当該財政不足見込額の3/4の範囲内 ②貸付事業2 ・新年度において保険料の急激な引き上げが見込まれる場合 ・保険料等を据え置いた場合の財政不足見込額の1/2の範囲内</p>
<p>島根県後期高齢者医療財政安定化基金 ○現在高 1,008百万円 ○H20設置 ○健康推進課所管</p>	<p>○給付費の予想外の伸びや、保険料未納による財政の赤字に対し、以下のとおり貸付又は交付を行う。 ①貸付…特定期間(2年間)に、保険料収納低下や給付費の予想外の増により財政不足が見込まれる場合に、島根県後期高齢者医療広域連合に対して、毎年度行う(初年度は財政不足額を、最終年度は財政不足額から下記②の交付額を控除した額を、それぞれ1.1倍を限度として無利子で貸し付ける)。 ②交付…特定期間の最終年度に予定保険料収納率を下回る保険料の未納に対し、未納による不足額の1/2を交付する。 ③保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する。</p>

H20、H21国経済対策関連基金

基金・ファンド名	事業概要
<p>緊急雇用創出事業臨時特例基金 (住まい対策拡充等支援事業分) ○積立高 377,831千円 ○H21～26 ○地域福祉課所管</p>	<p>○求職中の生活困窮者等の自立を図るため、生活、就労、住宅等に係る支援のための事業に要する経費に充てる。</p> <p>1 市町村事業</p> <p>【住宅支援給付事業費】 離職後2年以内かつ65歳未満の住宅を喪失した者等に、求職活動、就労支援を受けることを要件に住宅支援費を支給</p> <p>【自立支援プログラム策定実施推進事業】 生活保護受給者等に対し、個別に自立支援プログラムを作成し、就労支援等の各種支援を実施</p> <p>【ホームレス緊急一時宿泊事業】 住宅喪失者に対し、宿泊場所及び食料を緊急かつ一時的に提供するための経費を助成</p> <p>【生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業】 各市町村がH27年度から行う生活困窮者自立支援事業の実施準備を支援</p> <p>【就労自立給付金創設等に伴うシステム改修事業】 市町村生活保護システムの改修費用を支援</p> <p>2 県事業</p> <p>【NPO等民間団体が行う生活困窮者等支援事業】 生活困窮者等に対し、自立支援の観点から総合相談、居場所の確保及び生活支援を行うための経費を助成</p> <p>【生活困窮者自立促進支援モデル事業】 各市町村がH27年度から行う生活困窮者自立支援事業をモデル的に松江市等で実施（一部は市町村補助）</p> <p>3 県社会福祉協議会事業</p> <p>【生活福祉資金相談体制整備事業】 県・市町村社会福祉協議会に相談員を配置する経費の補助</p> <p>【福祉人材確保・育成事業費】 福祉・介護人材マッチング支援事業(県福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置)</p> <p>【職場研修サポート事業】 小規模事業所等の研修事業をサポート(県福祉人材センターに職場研修コーディネーターを配置)</p>
<p>社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 ○積立高 2,145,569千円 ○H21～26 ○地域福祉課所管</p>	<p>○社会福祉施設等(救護施設・障がい者支援施設・児童養護施設・母子生活支援施設等)の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【耐震化整備(改築・耐震補強)】 昭和56年5月以前に設置された施設</p> <p>【スプリンクラー整備】 スプリンクラーの設置に係る経費の一部補助</p>
<p>地域医療再生臨時特例基金 ○積立額 9,702,977千円 ○H21～27 ○医療政策課所管</p>	<p>○「地域医療再生計画」に基づいて実施する事業に要する経費に充てる。</p> <p>【地域医療再生計画事業】 医師をはじめとした医療従事者の確保や医療機関の施設・設備整備などを支援し、併せてドクターヘリの運航や医療機関連携を促進する医療情報ネットワークの構築などにより、地域医療提供体制の確保を図る。平成25年度から在宅医療の推進を追加。</p>

基金・ファンド名	事業概要
<p>医療施設耐震化臨時特例基金</p> <p>○積立額 3,015,983千円</p> <p>○H21～28</p> <p>○医療政策課所管</p>	<p>○大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等の医療機関の耐震整備を図るための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【医療施設耐震化臨時特例交付金事業】</p> <p>未耐震の災害拠点病院、救命救急センター及び二次救急医療機関が行う耐震化を目的とした新築、増改築、耐震補強工事への補助</p>
<p>介護保険施設等開設支援臨時特例基金</p> <p>○積立高 294,828千円</p> <p>○H21～26</p> <p>○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づく施設等の開設の準備を支援する事業に要する経費に充てる。</p> <p>【介護施設開設等経費助成事業費】</p> <p>介護施設の開設等経費を助成（1床あたり60万円）</p>
<p>介護基盤緊急整備等臨時特例基金</p> <p>○積立高 948,104千円</p> <p>○H21～26</p> <p>○高齢者福祉課所管</p>	<p>○介護保険法に基づく施設等の整備及びスプリンクラーの整備を促進するための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【介護拠点等の緊急整備事業費】</p> <p>地域密着型特養、認知症GH等の整備に係る経費の一部補助</p> <p>【社会福祉施設等整備事業費】</p> <p>スプリンクラーの設置に係る経費の一部補助</p>
<p>安心子ども基金</p> <p>○積立高 5,886,076千円</p> <p>○H20～29</p> <p>○青少年家庭課所管</p>	<p>○子どもを安心して生み育てる環境を整備するため保育所の整備等を推進。</p> <p>①保育所の開設・改築・大規模修繕費を助成</p> <p>②認可外保育施設の運営費を助成</p> <p>③児童虐待防止に係る人材育成、支援体制の整備</p> <p>④保育士人材確保対策事業</p> <p>⑤子育て支援事業に対する助成</p> <p>⑥不妊に悩む方への特定治療支援事業の充実</p>
<p>地域自殺対策緊急強化基金</p> <p>○積立高 217,041千円</p> <p>○H21～26</p> <p>○障がい福祉課所管</p>	<p>○地域における自殺対策の緊急強化を図るための事業に要する経費に充てる。</p> <p>【精神保健推進事業費】</p> <p>自死予防策の実施及び自死遺族支援</p>

人 材 育 成 等 一 覧

【 各 種 事 業 】

事 業 名	事業主体	事 業 概 要
福祉人材センター運営事業	島根県社会福祉協議会（委託）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目 的 福祉現場を支える人材の確保・育成を図る。 ○ 事業概要 <ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介、従事希望者への説明会・講習会、従事希望者確保のための調査研究 ・社会福祉従事者等研修の企画実施、福祉人材確保相談、福祉に関する広報啓発 ○ 事業実施機関 <ul style="list-style-type: none"> ・島根県福祉人材センター 松江市「いきいきプラザ島根」 ・島根県福祉人材センター石見分室 浜田市「いわみーる」
民間社会福祉施設退職手当共済事業	独立行政法人福祉医療機構（補助）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 目 的 社会福祉施設職員退職手当共済法に基づき、民間社会福祉施設職員の退職手当金の支給に要する費用を補助し、民間社会福祉事業の振興に寄与する。 ○ 補助（負担）の概要 退職手当所要額の1/3ずつを国、県、施設経営者がそれぞれ補助（負担）する。
自治医科大学運営費負担金	学校法人自治医科大学	<ul style="list-style-type: none"> ○ へき地医療を担う医師を養成する自治医科大学の運営費に対する負担金
高等看護学院管理運営事業	医師会（委託）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護師養成施設である県立高等看護学院の管理運営 委託先：一般社団法人松江市医師会（松江高等看護学院） 公益社団法人益田市医師会（石見高等看護学院）
高齢者大学校運営事業	島根県社会福祉協議会（補助）	<ul style="list-style-type: none"> ○豊富な経験を持つ高齢者が、さらに幅広い知識を習得し、生きがいをもって活動するとともに、新たな共助の仕組みづくりを支えるような人材の育成を図るため、継続的、計画的な学習を提供する。 <募集人員> 東部校25名×4学科、 西部校20名×4学科 <入学資格> 県内在住の原則満60歳以上の方 <修学期間> 2年間 <学 科 等> ○総合講座（全員共通） ○専門講座 ・社会文化科 ・園芸科 ・陶芸科 ・健康福祉科 <実施場所> ○東部校：松江市「いきいきプラザ島根」 ○西部校：浜田市「いわみーる」

人 材 育 成 等 一 覧

【 研 修 】

区分	研 修 名	目 的 等	対 象 者	実施主体
保健 医療	看護師等教育研修	○看護職員の資質の向上を図るため、各種研修を行う。	保健師、助産師、 看護師、准看護師	公益社団法人 島根県看護協会【委託】
	看護教員継続研修 事業	○看護基礎教育を一層充実させるため、養成所の看護教員の資質・能力向上を図る。	県内看護師等学校 養成所教員	島根県立大学 看護学部 【委託】
	地域保健専門職員 研修	○市町村職員をはじめとする地域保健関係職員を対象に、保健所職員等が地域の実情に即した研修を行う。	市町村等地域保健 関係者	保健所
	保健師及び難病拠点・協力病院等難病患者支援医療従事者研修	○難病患者支援従事者に対し研修会を実施し、適切な療養生活の確保と難病患者及び家族の生活の質の向上を図る。	難病患者支援医療 従事者	公益財団法人 ヘルスサイエンスセンター 島根【委託】
	母子保健指導者研修	○乳幼児の健康と発育に関する正しい知識の普及により県民の不安解消と母子保健関係職員の適切な指導に向け資質向上を図る。	母子保健福祉医療 関係従事者	健康推進課
	母子保健専門研修	○母子保健に関する専門職としての相談及び助言指導について、母子保健従事者の資質の向上を図る。	市町村及び保健所 保健師等	健康推進課
	歯周疾患予防管理 研修	○歯周疾患と全身疾患の関わりを理解し、関係者の資質向上を図る。	医師、歯科医師、 歯科衛生士、市町村、保健所等	健康推進課 ((社)島根県 歯科医師会 【委託】)
	歯科保健従事者 研修	○乳幼児期から学童期の歯科保健対策を推進するため、歯科保健従事者へ研修を行って資質向上を図るとともに、関係機関との連携を強化する。	歯科医師、歯科衛生士、保育所、幼稚園、小学校、中学校、市町村、保健所等	健康推進課 ((社)島根県 歯科医師会 【委託】)
	市町村栄養士等食 育推進研修	○特に専門的な知識及び技術を必要とする栄養業務や、市町村栄養業務の推進にむけた教育研修を実施する等、市町村栄養改善業務の推進を図るため、栄養士が業務を効果的に実施することができるよう、専門職員として指導に関する知識及び技術を深め、資質の向上を図る。	保健所栄養士、市 町村栄養士等	健康推進課
	新任保健師等研修	○保健福祉医療行政の担い手として意識を確立し、地域で活動を展開するための基礎的知識と技術を習得する。	採用後概ね3年未 満の市町村及び保 健所保健師等	健康推進課
	保健活動企画研修	○地域の健康問題を事業化、施策化に発展させる能力を育成する。	中堅期の市町村及 び保健所保健師・ 栄養士等	健康推進課
	地域ケアシステム 構築研修	○地域ケアシステム構築のための地域診断・計画策定・実施・評価のプロセスを実施し、システムの推進・進展を学ぶ。	中堅期の市町村及 び保健所の保健師 等	健康推進課
	プリセプター研修	○新任時期の保健師を指導するプリセプターに対して、現任教育ができる能力を学ぶ。	保健所及び市町村 のプリセプター	健康推進課
公衆衛生看護管理 等人材育成研修	○公衆衛生看護管理者に必要な理念と役割を理解し、人材育成の実態を把握し、人材育成体制の構築を学ぶ。	管理者、プレ管理 者	健康推進課	

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
保健医療	保健師育成支援事業	○退職保健師が育成トレーナーになって、新人保健師の家庭訪問や健康相談等の現場指導を行う。	採用1年目の保健師	健康推進課
	調理師研修	○食生活改善の向上を図るため、調理の業務に従事している者を対象として、調理に携わる者として、必要な基本的な事項及び新しい健康情報の研修を行う。	調理師等調理業務に従事している者	保健所
	食育サポーター等育成研修	○食育活動を推進するため、地域における食育活動に積極的な参加・協力が得られる人材(団体)の活動支援を図る。	食育推進を行っている地域のリーダー等	保健所
	がん予防推進員養成講座	○身近な地域でがんについて学べる機会を増やすため、がんに関する正しい知識を提供できる人材を育成する。	がん検診啓発サポーター、保健師、看護師等医療関係者等	健康推進課
	マンモグラフィー読影医師等学習会	○読影医師及び撮影技師の学習会を実施し、県全体のマンモグラフィー読影の精度向上を図る。	県内医師・放射線技師等	健康推進課 島根県環境保健公社【委託】
	乳がん自己検診普及	○自己検診法の普及推進を行うことを目的に、乳がんの自己検診の正しい手法や乳がん検診に関して情報提供する。	がん検診啓発サポーター・保健師・看護師等医療関係者等	健康推進課
	中央研修派遣研修 (1) 業務別研修 (2) 職種別研修 (3) 地域保健全般	○専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	保健師・栄養士等	国立保健医療科学院、厚生労働省等
保健衛生	島根県予防接種担当者研修会	○県内における予防接種事業の推進にあたり、事故等を未然に防止し、安全かつ効果的な実施を図るため、予防接種業務担当者に基礎知識及び最新情報等について研修を行う。	市町村、保健所、保健環境科学研究所及び関係医療機関等の予防接種業務担当者	薬事衛生課
	新規結核担当者研修	○結核対策を推進していくため、結核についての知識を習得するための研修を行う。	保健所新規結核担当者及び希望担当者	薬事衛生課
保健衛生	食品衛生推進員研修	○食品衛生の向上を図り、県民の食生活の安全を確保するため、食品衛生法第61条の規定に基づき、島根県食品衛生推進員を委嘱している。推進員が県内の食品関係事業者からの相談に応じ、また、助言その他の活動を円滑に実施するため、推進員養成講習及び推進員実務講習を行う。	食品等事業者の食品衛生の向上に関する自主的な活動を促進することに熱意と識見を有する者で、社会的希望のある者	保健所
介護	介護職員初任者研修	○介護の業務に従事する者が、業務を遂行する上で最低限の知識、技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるよう研修を行う。	訪問介護事業に従事しようとする者等	県が指定する事業者
	認知症介護実践研修	○認知症高齢者に対する介護サービスの提供については、より高度な専門性が必要なことから、高齢者介護実務者に対し、認知症高齢者に対する介護技術向上のための研修を実施する。	介護保険事業所の従事者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
介護	認知症対応型サービス事業開設者研修	○認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を習得させることを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症対応型サービス事業管理者研修	○指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	○指定小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者等	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	認知症介護指導者養成研修	○認知症高齢者介護に関する専門的な知識・技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術等を修得するための実務的研修を実施する。	医師、看護師、介護職員等	認知症介護研究・研修センター【委託】
	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	○病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処置等の適切な実施の確保を図る。	医師、看護師等医療従事者	高齢者福祉課
	介護支援専門員実務研修	○介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	介護支援専門員実務研修受講試験合格者	(社福)島根県社会福祉協議会 島根県介護支援専門員協会
	介護職員等による医療的ケアの実施のための指導者講習	○たんの吸引等の医療行為に従事する介護職員を養成するために実施する研修の講師及び指導者を養成することを目的とする。	医師、保健師、助産師、看護師	高齢者福祉課障がい福祉課
	介護職員等による医療的ケアの実施のための介護職員向け研修	○平成24年度から所定の研修を終了した介護職員によるたんの吸引等の医療行為が実施できるようになったことから、適切な処理ができる介護職員の養成を目的とする。	たんの吸引等の医療行為に従事しようとする介護職員	高齢者福祉課障がい福祉課または委託
児童	児童厚生員等研修会	○児童の健全育成を図る地域拠点としての役割を担う児童館、放課後児童クラブの機能が十分発揮されるよう、児童厚生員等として求められる基礎的な専門知識と指導技術の習得に重点をおき、職員資質の向上を図る。	児童館職員、放課後児童クラブ指導員ほか	島根県児童館連絡協議会【委託】
	放課後子どもプラン指導員、ボランティア研修	○安全指導や安全管理、居場所やクラブですぐに提供できる具体的なあそびや学びのプログラム等の実践発表や演習を通じて資質の向上を図る。	放課後児童クラブ指導員、放課後子ども教室安全管理員、学習アドバイザー	青少年家庭課社会教育課

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
児童	育児支援専門（保育所職員）研修	○子育てと就労の両立支援及び子育て相談等の育児支援を充実するため、特別保育事業等の従事者及び保育所中堅職員等に対して必要な専門知識や保育技術に関する専門研修を行い、保育所における保育サービスの水準の確保や質的な向上を図る。	保育所職員等	島根県福祉人材センター 【委託】
	保育の質の向上のための研修事業等	○保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士資格取得や再就職に必要な知識を習得する。	保育士として保育所への就職を希望する者等	青少年家庭課 島根県福祉人材センター (共催)
	中央研修派遣研修 ○児童相談所長研修 ○児童福祉司スーパーハイ研修 ○児童心理司スーパーハイ研修 ○中堅児童福祉司・児童心理司合同研修ほか	○児童相談所機能強化の推進及び専門的技術・知識の習得 ○人材育成及び資質の向上 ○最新情報の取得	児童相談所職員（児童福祉司・児童心理司等）	子どもの虹情報研修センター
	市町村職員等専門研修会 (児童福祉司任用資格認定講習会)	○児童福祉司資格認定のために定めた基準（児童福祉法施行規則第6条第6号の厚生労働大臣が定める講習会）に準拠した講習会を実施し、児童・家庭相談担当者の資質向上を図る。	市町村児童家庭相談担当職員、児童相談所職員、児童福祉施設職員等、要保護児童対策地域協議会の構成機関に所属する職員	青少年家庭課
	主任児童委員研修会	○児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く問題について、地域住民の身近な相談窓口として支援活動を行い、児童の健全な育成環境整備を推進できるよう、主任児童委員の資質向上を図る。	主任児童委員	島根県民生児童委員協議会 【委託】
	子どもと家庭電話相談員研修	○児童や児童を養育する家庭に対する電話相談活動を適切に実施するために、相談員を対象に専門的知識・技術の向上を図る。	子どもと家庭電話相談室家庭支援電話相談員	青少年家庭課 中央児童相談所
	児童虐待対応職員資質向上研修 (児童相談所専門研修会)	○児童虐待に関する理解と知識の習得を推進し、適切な相談・対応及び支援が行えるよう質的な向上を図る。	児童相談所職員、市町村職員、児童福祉施設職員等、	中央児童相談所
	里親研修 (基礎研修・認定前研修・更新研修)	○改正児童福祉法により里親の新規登録や登録後5年毎の更新を行なう際に研修の受講が義務付けられ、厚生労働省令で定められた基準に準拠した研修会を実施し、里親の資質向上を図る。	里親登録者及び里親登録希望者	青少年家庭課 各児童相談所
女性	女性相談員・担当者専門研修	○女性相談業務に従事する女性相談員や相談担当者を対象に、専門的知識や技能の習得を推進し、女性相談業務の効果的な実施を図るとともに、女性相談員・担当者相互の緊密な連携を図る。	女性相談センター、同西部分室、児童相談所の女性相談員及び女性相談担当者、市町村の女性相談担当者及び相談員等	青少年家庭課 女性相談センター

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
母子福祉	母子自立支援員等研修	○母子福祉行政を推進していく上で重要な役割を担う母子自立支援員及び母子寡婦福祉担当職員に対し、業務遂行に必要な研修を行い、その資質の向上を図るとともに、福祉事務所等における母子相談体制の充実を図り、もって母子家庭等に対する自立支援の一層の充実を図る。	母子自立支援員、母子寡婦福祉担当職員	青少年家庭課
障がい者福祉	相談支援従事者研修	○障がい者の地域生活を支援するため、個々の障がい者のニーズを把握し、サービスの利用調整等適切に対応できる相談支援従事者を養成する。	相談支援専門員及びサービス管理責任者になるようとする者並びに市町村相談支援担当者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	サービス管理責任者研修	○障害福祉サービス(日中活動系・居住系)の適切なサービス提供がなされるよう、各事業の実施に必要な知識・技能をもつサービス管理責任者を養成する。	障害福祉サービス事業のサービス管理責任者として従事しようとする者(現にサービス管理責任者として従事している者を含む)	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	児童発達支援管理責任者研修	○障がい児支援の適切なサービス提供がなされるよう、事業の実施に必要な知識・技能をもつ児童発達支援管理責任者を養成する。	児童発達支援管理責任者として従事しようとする者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	同行援護従事者養成研修	○視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する視覚障がい者(児)に対して、外出時において当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等に関する一般的な知識及び技術を行うことに関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	同行援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	行動援護従事者養成研修	○知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要する者につき、当該障がい者等が行動の際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	行動援護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	重度訪問介護従事者養成研修	○重度の肢体不自由児(者)であって常時介護を要する障がい者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	重度訪問介護サービス提供者として従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	全身性障害者移動支援従業者養成研修	○全身性の障がいを有する者(児)に対する外出時における移動の介護に関する知識及び技術を修得するための研修を行う。	ガイドヘルパーとして従事することを希望する者又は従事する者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】
	居宅介護従事者フォローアップ研修	○障がい児者に対するホームヘルプサービスについては、訪問介護としての側面のほか、障がいに関する知識や自立支援・社会参加の視点等を踏まえた障がい固有の対応が必要であることから、様々な障がい者のニーズに的確に対応できるホームヘルパーの確保を図るための専門研修を行う。	障害者ホームヘルプサービス事業に従事する者又はその予定者であって、居宅介護従事者養成研修又は訪問介護員従業者養成研修修了者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】

区分	研修名	目的等	対象者	実施主体
障がい者福祉	地域生活移行・地域定着支援研修会	○相談支援事業者に配置されている相談支援専門員等、関係者に対するレベルアップ研修を行う。	精神科医療機関 相談支援事業所 市町村 保健所等	障がい福祉課
	精神障がい者アウトリーチ推進事業研修	○精神科医療未受診者や治療中断者等に対し、多職種による訪問指導について学ぶ。	精神科医療機関 相談支援事業所 市町村 保健所等	障がい福祉課
第三者評価	福祉サービス第三者評価調査者養成研修・継続研修	○福祉サービスの質の向上を図ることを目的に、評価機関（知事が認証）において実施する第三者評価の評価調査者を養成するため、評価制度・評価方法等の研修を行う。 ・資格取得を目的とする「養成研修」 ・資格取得者の質の向上を目的とする「継続研修」	第三者評価機関の調査者の資格取得を希望する者、評価調査者	(社福)島根県社会福祉協議会【委託】

人 材 育 成 等 一 覧

【 修 学 資 金 】

事業名	目 的	対 象 者	貸与期間	貸 与 額	利子	返 還	貸与人数
介護福祉士等修学資金貸付事業	福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっていることから、若い人材の福祉・介護分野への参入を促進し、県内定着を図る。 (実施主体：県社会福祉協議会)	卒業後県内の指定施設において介護福祉士等の業務に従事しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	養成施設等に在学する期間	○生活保護世帯の者（準ずる者を含む。） 月額 5万円 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円 生活費加算あり (額は居住地によって異なる) ○実務者研修養成施設へ修学し実務者研修を受講した後に介護福祉士として県内の社会福祉施設に従事する者 20万円 ○上記以外の者 ・月額5万円	無利子	卒業日から1年以内に、県内の指定施設において介護等の業務に引き続き5年間（過疎地域等は3年間）従事した場合などに返還を免除できる。	新規 80名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
看護学生 修学資金 貸与事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学を容易にし、県内における看護職員の確保を図る。	看護師養成施設等に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護職員の業務に従事する意志のある者	修学期間	保健師・助産師 ・看護師 月額 32,000円 (国公立) 月額 36,000円 (民間立) ・准看護師 月額 15,000円 (国公立) 月額 21,000円 (民間立) 大学院修士課程 (看護) 月額 83,000円 (国内) 月額 200,000円 (国外)	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
看護職員 確保特別 資金貸与 事業	資金を貸与することにより、看護学生の修学・就職活動を容易にし、県内における看護師の確保を図る。	県外の看護師養成施設（通信課程を除く。）の最終学年又は最終学年の一学年前の学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で看護師の業務に従事する意志のある者	1人1回	60万円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き3年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 40名
助産師確 保特別資 金貸与事 業	資金を貸与することにより、助産専攻学生の修学・就職活動を容易にし、県内における助産師の確保を図る。	助産師養成施設の最終学年に在学する者で、卒業後、県内の医療機関等で助産師の業務に従事する意志のある者	1人1回	120万円	無利子	卒業後、県内の医療機関等で引き続き5年間勤務した場合、返還を免除できる。	新規 15名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
医学生地域医療奨学金貸与事業	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある者。貸与人数は、右記のとおり。	修学期間	月額 100,000円 入学金相当額 282,000円	年 10%	大学卒業後、貸与期間の2倍（※3倍）の期間内に、初期臨床研修を含み（※除き）、指定医療機関（県内の公的病院、地域医療拠点病院、臨床研修病院等）で貸与期間と同期間（うち半分は特定地域医療機関（県内過疎地域の公的病院・地域医療拠点病院等）勤務した場合、返還を免除できる。 ・27年度以降貸与を開始する者から適用 ・※の要件は26年度までに貸与を開始した者で26年度以降初期臨床研修を開始する者が選択可能	・島根大学医学部「地域枠推薦入試」による26年度入学者…10名 ・島根大学医学部「県内定着枠」による26年度入学者…7名 ・鳥取大学医学部「島根県地域枠入試」による26年度入学者…5名 ・自治医科大学を除く全国の大学医学部の26年度入学者…5名 合計 27名
緊急医師確保対策枠奨学金	奨学金を貸与することにより、県内における医療機関の医師の確保及び充実を図る。	将来県内の医療機関で医師の業務に従事する意志のある、緊急医師確保対策枠推薦入試により入学した者	修学期間	月額 100,000円 入学金相当額 282,000円 授業料相当額 535,800円	年 10%	大学卒業後、12年の間に、初期臨床研修を含む9年間指定医療機関（うち4年間は過疎地域の指定医療機関）で勤務した場合、返還を免除できる。	5名

事業名	目的	対象者	貸与期間	貸与額	利子	返還	貸与人数
研修医研修支援資金（後期臨床研修医向け）	研修を支援するための資金を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実に図る。	将来指定医療機関に勤務しようとする後期研修医	連続する2年間で2回を上限 (H26年度から貸与を受けられる場合)	3,000,000円/回	年 10%	後期研修終了後、松江・出雲部の指定医療機関で貸与年数の1.5倍の期間を勤務した場合、または、過疎地域に所在する指定医療機関で貸与年数と同年数を勤務した場合、返還を免除できる。ただし、県外研修等がある場合は、その県外研修等期間を猶予期間とする。	5名
島根県獣医師修学資金貸与	獣医学生に修学資金を貸与することにより、県の機関における必要な獣医師の人材を確保する。	将来島根県の職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生	修学期間（修業年限以内）	100,000円/月	年 10%	県の職員として、引き続いて貸与期間の2分の3に相当する期間獣医師の業務に従事した場合、返還を免除できる。	新規 2名
保育士修学資金貸付事業	保育士の確保が喫緊の課題となっていることから、保育士取得を目指す学生の修学を容易にし県内における保育士の確保を図る。（実施主体：県社会福祉協議会）	卒業後県内の保育所等で勤務しようとする学資支弁が困難な学生で、次のいずれかに該当する者 ①県内の市町村に住民登録をしている者 ②県内の養成施設で修学する者	2年間	月額 5万円 〈生保世帯〉 入学準備金 20万円 就職準備金 20万円 生活費加算あり	無利子	卒業日から1年以内に、県内の保育所等で引き続き5年間（過疎地域等は3年間）勤務した場合、返還を免除できる。	新規 30名

各 種 手 当 一 覧

手 当 名	目 的	概 要
児童手当 (児童手当法 §4)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	<ul style="list-style-type: none"> ○支給対象 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等 ○手当月額 <ul style="list-style-type: none"> ①所得制限額未満である者 <ul style="list-style-type: none"> 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子・2子) 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 ②所得制限額以上である者 5,000円 ○申請先：市町村窓口 ○費用負担 国と地方(都道府県・市町村)の負担割合を2：1とし、被用者の3歳未満(所得制限額未満)については7/15を事業主の負担。
児童扶養手当 (児童扶養手 当法§4)	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与する。	<ul style="list-style-type: none"> ○支給対象 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達した日に属する年度終了まで(重度障がい児は20歳未満)で父母が婚姻を解消する等一定の要件に該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> 児童1人の場合 全部支給 41,020円(H26.4~) 一部支給 41,010円~9,680円(H26.4~) 児童2人以上の場合、2人目は5,000円、3人目から1人当たり3,000円を加算した額 ・前年の所得が限度額を超える場合は手当の一部又は全部の支給が停止される。 ○平成26年12月1日法改正施行により、児童扶養手当と公的年金との併給制限が見直される予定 ○児童扶養手当を受給している父または母の手当額について、次の要件によりその手当額の1/2に相当する額の支給が停止される。ただし、適用除外要件に該当する場合を除く。 [手当額の1/2に相当する額の支給が停止される要件]・・・①②のいずれか早い月から <ul style="list-style-type: none"> ①手当の受給を始めてから5年が経過したとき ②受給要件該当後7年を経過したとき [手当額の1/2に相当する額の支給停止が適用されない要件] <ul style="list-style-type: none"> ①受給資格者が就業、求職活動等を行っている場合 ②受給資格者が障がいを有する場合 ③認定請求時に3歳未満の児童を育てている場合で、その子が8歳に達するまでの間 ④養育者として受給している場合 ⑤受給資格者が負傷、疾病等により働くことができない場合 ⑥親族の介護等のため受給資格者が働くことができない場合 ○申請先：市町村窓口 ○財源：国(1/3)、市町村(2/3)
特別障害者 手当 (特別児童扶 養手当等の支 給に関する法 律§26の2)	在宅の最重度の障がい者に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ○支給対象 精神又は身体に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の20歳以上の者(所得制限あり)。26,000円/月 ○申請先：市町村窓口 ○財源：市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)

手当名	目的	概要	要
障害児福祉手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 §17)	在宅の重度障がい児に対し、その障がいによる特別な負担を軽減する。	○支給対象 精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護をする在宅の20歳未満の者(所得制限あり)。14,140円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財源:市町村認定分 国(3/4)、市町村(1/4)	
特別児童扶養手当 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律 §3①)	障がい児の福祉の増進に寄与する。	○支給対象 精神又は身体に障がいのある児童を監護する父若しくは母又は養育者(所得制限あり)。 1級 49,900円/月 2級 33,230円/月 ○申請先:市町村窓口 ○財源:国(10/10)	
心身障害者扶養共済制度 (島根県心身障害者扶養共済制度条例 §5)	障がいのある方の生活の安定と福祉の増進に資する。	○制度対象 知的障がい者、身体障がい者(1~3級の手帳所持者)、及び精神又は身体に永続的な障がいがある者で、将来、独立自活が困難であると認められる者の保護者(65歳未満)が2口まで加入でき、保護者が死亡した時等に、本人に対して年金1口あたり月額20,000円が支給される任意加入の制度。 また、加入期間1年以上で加入者が生存中に障がい者が死亡した場合、加入期間5年以上でこの制度を脱退した場合には、それぞれ加入期間に応じた一時金が支払われる。掛金は加入時の年齢に応じ1口月額9,300円~23,300円。 なお、20年以上継続し、かつ65歳になってから最初に到来する加入日の年単位の応当日の属する月以後は掛金が免除。 ○申請先:県及び市町村の窓口 ○財源:加入者掛金及び国(1/2)、県(1/2) ※但し、掛金の減免分については、県(10/10)	

各種医療助成制度一覧

助成制度名	目的	概要																																							
乳幼児等医療費助成制度	乳幼児等の健全な育成及び安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する。	<p>○助成内容</p> <p>下表の乳幼児等の医療費（社会保険各法の規定により保険給付の対象となる医療に係るもの）のうち、本人負担額から表の一部負担金（控除額の特例がある場合はその額）を控除した額を助成する。（ただし、他方他制度優先）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象</th> <th style="width: 30%;">総医療費の1割</th> <th style="width: 40%;">本人一部負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">① 0歳から就学前の乳幼児の入通院</td> <td rowspan="2"></td> <td>入院 2,000 円</td> </tr> <tr> <td>通院 1,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">② 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院</td> <td rowspan="2"></td> <td>入院 15,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※②は所得制限有り（児童手当特例給付準拠）</p> <p>※本人一部負担金の額は1医療機関あたりの月額上限額</p> <p>○助成方法</p> <p>表①については、原則現物給付。②については、償還払い方式（市町村へ申請）。</p> <p>○補助率：県(1/2)、市町村(1/2)</p> <p>○実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受給者数</th> <th>県助成額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>39,569</td> <td>589,198</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>40,190</td> <td>497,397</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>39,580</td> <td>476,779</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>46,179</td> <td>550,816</td> <td>H22.12改正あり</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>39,672</td> <td>597,258</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>39,692</td> <td>564,668</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象	総医療費の1割	本人一部負担金	① 0歳から就学前の乳幼児の入通院		入院 2,000 円	通院 1,000 円	② 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院		入院 15,000 円		年度	受給者数	県助成額	備考	H19	39,569	589,198		H20	40,190	497,397		H21	39,580	476,779		H22	46,179	550,816	H22.12改正あり	H23	39,672	597,258		H24	39,692	564,668	
対象	総医療費の1割	本人一部負担金																																							
① 0歳から就学前の乳幼児の入通院		入院 2,000 円																																							
		通院 1,000 円																																							
② 就学後20歳未満の者の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院		入院 15,000 円																																							
年度	受給者数	県助成額	備考																																						
H19	39,569	589,198																																							
H20	40,190	497,397																																							
H21	39,580	476,779																																							
H22	46,179	550,816	H22.12改正あり																																						
H23	39,672	597,258																																							
H24	39,692	564,668																																							
結核児童の療育給付制度 （児童福祉法第20条）	骨関節結核その他の結核によって、長期に入院が必要な児童に対し、医療費の給付及び学習や療養生活に必要な物品の支給を行うことにより、児童の健全な育成を図る。	<p>○支給対象</p> <p>骨関節結核及びその他の結核にかかっており入院が必要な18歳未満の児童</p> <p>○自己負担</p> <p>医療保険適用後の自己負担額に対して公費負担され、世帯の所得に応じて自己負担あり</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p> <p>○実績：近年、給付実績なし</p>																																							
肝炎治療医療費助成事業 （肝炎治療特別促進事業実施要綱）	インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療に係る医療費を助成し、患者の医療機関へのアクセスを改善することにより、将来の肝硬変・肝がんの予防及び肝炎ウィルスの感染防止を図る。	<p>○対象医療</p> <p>B型及びC型肝炎ウイルスの除去を目的として行うインターフェロン治療並びにB型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているもの。</p> <p>○助成期間</p> <p>原則として同一患者につき1年以内で治療予定期間に即した期間とするが、最長8か月まで延長できる場合がある。また、核酸アナログ製剤治療については、医師が治療継続が必要と認める場合、更新を認める。</p> <p>○自己負担額</p> <p>患者の1か月の自己負担額（3割及び高額療養費支給後等）が、次表の階層区分による自己負担額を超えた額を、県から保険医療機関等へ交付</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>世帯の市町村民税（所得割）課税年額</th> <th>自己負担限度額(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>甲</td> <td>235千円以上</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>乙</td> <td>235千円未満</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「世帯」とは、住民票の世帯を原則とするが、例外措置がある。</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2)</p>	階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)	甲	235千円以上	20,000 円	乙	235千円未満	10,000 円																														
階層区分	世帯の市町村民税（所得割）課税年額	自己負担限度額(月額)																																							
甲	235千円以上	20,000 円																																							
乙	235千円未満	10,000 円																																							

助成制度名	目的	概要																																																																												
障害児療養支援制度 (障害児療養支援事業実施要綱)	心臓疾患等、県内の医療機関では治療が困難でやむを得ず県外の医療機関に長期にわたり入院する身体に障がいのある児童を有する家庭の経済的負担の軽減を図る。	<p><交通費助成></p> <p>○助成対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者 ・育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること <p>○助成回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の有効期間内に原則1回 ・上記に加えて、手術に伴う術前・術後の検査入院に各1回 <p>○助成金額（1回あたりの額）（単位：千円）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">起点</th> <th colspan="4">中国</th> <th rowspan="2">四国</th> <th rowspan="2">九州</th> <th rowspan="2">近畿</th> <th rowspan="2">中部</th> <th rowspan="2">関東</th> </tr> <tr> <th>鳥取</th> <th>岡山</th> <th>広島</th> <th>山口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東部</td> <td>松江市</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>80</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>西部</td> <td>浜田市</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>—</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>50</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>40</td> <td>70</td> <td>90</td> <td>90</td> <td>80</td> <td>100</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受診する県外医療機関の所在地により金額を決定</p> <p>○申請先：島根県心身障害児（者）親の会連合会</p> <p>○財源：県(10/10)</p> <p>○実績(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成件数</td> <td>76</td> <td>75</td> <td>114</td> <td>118</td> <td>111</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p><滞在資金貸付></p> <p>○貸付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療受給者証（育成医療）の交付を受けている児童の保護者 ・育成医療の対象となる障がいの治療のために入院する医療機関が居住地に応じて定める起点から120kmを超えること ・児童の入院が連続して10日以上となること <p>○貸付条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象となる経費 入院の準備経費、付添者の滞在経費 ・貸付金の限度額 入院期間が1ヶ月未満の場合…30万円 入院期間が1ヶ月以上の場合…50万円 ・据置期間：退院後1年以内 ・償還期間：5年以内 ・貸付利子：無利子 <p>○申請先：島根県社会福祉協議会</p> <p>○財源：県(10/10)</p> <p>○実績(単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付件数</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	区分	起点	中国				四国	九州	近畿	中部	関東	鳥取	岡山	広島	山口	東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150	西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170	隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	助成件数	76	75	114	118	111	114	年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	貸付件数	6	2	2	1	3	4
区分	起点	中国				四国	九州	近畿						中部	関東																																																															
		鳥取	岡山	広島	山口																																																																									
東部	松江市	—	30	20	40	70	60	60	80	150																																																																				
西部	浜田市	30	50	—	30	20	50	70	90	170																																																																				
隠岐	隠岐の島町	—	50	40	70	90	90	80	100	200																																																																				
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																																								
助成件数	76	75	114	118	111	114																																																																								
年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24																																																																								
貸付件数	6	2	2	1	3	4																																																																								

助成制度名	目的	概要																																																						
特定疾患治療研究事業 (特定疾患治療研究事業実施要領)	原因が不明であって治療方法が確立していない、いわゆるスモン、ALS、パーキンソン病などの難病のうち特定疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者の医療費の負担軽減を目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する者。</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="571 297 1380 1010"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階層区分</th> <th colspan="3">対象者別の一部自己負担の月額限度額</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>外来等</th> <th>生計中心者が患者本人の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>4,500 円</td> <td>2,250 円</td> <td rowspan="7">対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>6,900 円</td> <td>3,450 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>8,500 円</td> <td>4,250 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>11,000 円</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>18,700 円</td> <td>9,350 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>23,100 円</td> <td>11,550 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一生計内に2人以上の対象患者がいる場合の2人目以降の者については、上記表に定める額の1/10の額 ※重症患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所</p> <p>○対象者数：5, 332人 (H25.3月末現在)</p> <p>○財源：国(1/2)、県(1/2) ※ただし、スモンは国(10/10)</p> <p>○実績</p> <table border="1" data-bbox="571 1227 1121 1503"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>613,470,206 円</td> <td>4,250 人</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>675,933,964 円</td> <td>4,479 人</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>730,051,609 円</td> <td>4,702 人</td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>768,396,434 円</td> <td>4,876 人</td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>781,644,043 円</td> <td>5,088 人</td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>824,522,866 円</td> <td>5,096 人</td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>867,871,076 円</td> <td>5,332 人</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額			入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円	0 円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500 円	2,250 円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900 円	3,450 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500 円	4,250 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000 円	5,500 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700 円	9,350 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100 円	11,550 円	年度	公費負担額	受給者数	H18	613,470,206 円	4,250 人	H19	675,933,964 円	4,479 人	H20	730,051,609 円	4,702 人	H21	768,396,434 円	4,876 人	H22	781,644,043 円	5,088 人	H23	824,522,866 円	5,096 人	H24	867,871,076 円	5,332 人
階層区分	対象者別の一部自己負担の月額限度額																																																							
	入院	外来等	生計中心者が患者本人の場合																																																					
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円	0 円																																																					
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	4,500 円	2,250 円	対象患者が生計中心者であるときは、左欄により算出した額の1/2に該当する額をもって自己負担限度額とする。																																																					
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	6,900 円	3,450 円																																																						
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	8,500 円	4,250 円																																																						
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	11,000 円	5,500 円																																																						
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	18,700 円	9,350 円																																																						
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	23,100 円	11,550 円																																																						
年度	公費負担額	受給者数																																																						
H18	613,470,206 円	4,250 人																																																						
H19	675,933,964 円	4,479 人																																																						
H20	730,051,609 円	4,702 人																																																						
H21	768,396,434 円	4,876 人																																																						
H22	781,644,043 円	5,088 人																																																						
H23	824,522,866 円	5,096 人																																																						
H24	867,871,076 円	5,332 人																																																						

助成制度名	目的	概要																																																											
<p>小児慢性特定疾患治療研究事業</p> <p>(児童福祉法第21条の5)</p>	<p>小児の慢性疾患のうち、白血病、血友病、慢性心疾患など特定の疾患について医療の確立と普及を図ること及び患者家族の負担軽減を目的とする。</p>	<p>○対象者 対象疾患に罹患している県内に住所を有する18歳未満の児童（18歳到達時点において本事業の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には20歳到達までの者を含む。）。</p> <p>○事業内容 医療費等のうち医療保険各法の給付を除いた額から下表に定める自己負担額を除いた額を公費負担する。</p> <table border="1" data-bbox="555 344 1366 853"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>入院</th> <th>外来</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の市町村民税が非課税の場合</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税が非課税の場合</td> <td>2,200 円</td> <td>1,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合</td> <td>3,400 円</td> <td>1,700 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合</td> <td>4,200 円</td> <td>2,100 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合</td> <td>5,500 円</td> <td>2,750 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合</td> <td>9,300 円</td> <td>4,650 円</td> </tr> <tr> <td>生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合</td> <td>11,500 円</td> <td>5,750 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※同一生計内に2人以上の対象患児がいる場合は、そのうち1人については表に定める額の1/10の額 ※重症患者及び血友病患者は自己負担なし</p> <p>○申請先：各保健所（松江市在住者は松江市役所） ○対象者数：649人（H24.3月末現在） ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績</p> <table border="1" data-bbox="555 1093 1366 1395"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>公費負担額</th> <th>受給者数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H18</td> <td>139,784,121 円</td> <td>674 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>138,773,687 円</td> <td>667 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>140,414,574 円</td> <td>662 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>154,682,560 円</td> <td>637 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>131,789,528 円</td> <td>643 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>129,266,761 円</td> <td>648 人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>128,314,315 円</td> <td>664 人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	入院	外来	生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円	生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円	生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円	年度	公費負担額	受給者数	備考	H18	139,784,121 円	674 人		H19	138,773,687 円	667 人		H20	140,414,574 円	662 人		H21	154,682,560 円	637 人		H22	131,789,528 円	643 人		H23	129,266,761 円	648 人		H24	128,314,315 円	664 人	
階層区分	入院	外来																																																											
生活保護法の被保護世帯及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律」による支援給付受給世帯	0 円	0 円																																																											
生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0 円	0 円																																																											
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	2,200 円	1,100 円																																																											
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,000円以下の場合	3,400 円	1,700 円																																																											
生計中心者の前年の所得税課税年額が5,001円以上15,000円以下の場合	4,200 円	2,100 円																																																											
生計中心者の前年の所得税課税年額が15,001円以上40,000円以下の場合	5,500 円	2,750 円																																																											
生計中心者の前年の所得税課税年額が40,001円以上70,000円以下の場合	9,300 円	4,650 円																																																											
生計中心者の前年の所得税課税年額が70,001円以上の場合	11,500 円	5,750 円																																																											
年度	公費負担額	受給者数	備考																																																										
H18	139,784,121 円	674 人																																																											
H19	138,773,687 円	667 人																																																											
H20	140,414,574 円	662 人																																																											
H21	154,682,560 円	637 人																																																											
H22	131,789,528 円	643 人																																																											
H23	129,266,761 円	648 人																																																											
H24	128,314,315 円	664 人																																																											
<p>特定不妊治療費助成事業</p> <p>(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子保健医療対策等総合支援事業の実施について」)</p>	<p>体外受精や顕微授精の特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。</p>	<p>○支給対象 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦</p> <p>○助成内容 1回あたり15万円、1年度目は年度内3回まで、2年度目以降は年度内2回まで、通算5年（ただし、通算10回まで）、所得制限あり（夫婦の所得730万円未満）</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：国(1/2)、県(1/2) ○実績： 平成19年度…310組:358件（35,117千円） 平成20年度…267組:412件（39,960千円） 平成21年度…340組:562件（75,357千円） 平成22年度…361組:559件（78,550千円） 平成23年度…424組:732件（104,365千円） 平成24年度…453組:799件（114,933千円）</p>																																																											

助成制度名	目的	概要																																																																																																																		
原爆各種手当 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～第28条、第31条)	原子爆弾の放射線を原因とする後遺症等により生活上や健康上特別な状態にある被爆者の、生活の安定、健康の保持・増進、福祉の向上を図る。	○手当内容 (H25年4月1日現在) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>手当種別</th> <th>支給対象</th> <th>手当額 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療特別手当</td> <td>原子爆弾の放射線を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)</td> <td>135,130 円</td> </tr> <tr> <td>特別手当</td> <td>原子爆弾の放射線を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人</td> <td>49,900 円</td> </tr> <tr> <td>原子爆弾小頭症手当</td> <td>原子爆弾の放射線を原因とする小頭症の状態にある人</td> <td>46,510 円</td> </tr> <tr> <td>健康管理手当</td> <td>高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人</td> <td>33,230 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当</td> <td>爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人</td> <td>16,670 円</td> </tr> <tr> <td>上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者</td> <td>33,230 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護手当</td> <td>【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害</td> <td> 重度:上限 104,290 円 中度:上限 69,520 円 </td> </tr> <tr> <td>【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人</td> <td>21,210 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	手当種別	支給対象	手当額 (月額)	医療特別手当	原子爆弾の放射線を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	135,130 円	特別手当	原子爆弾の放射線を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	49,900 円	原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射線を原因とする小頭症の状態にある人	46,510 円	健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,230 円	保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,670 円	上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,230 円	介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,290 円 中度:上限 69,520 円	【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,210 円																																																																																									
		手当種別	支給対象	手当額 (月額)																																																																																																																
		医療特別手当	原子爆弾の放射線を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現にその傷病の状態にある人 (認定被爆者)	135,130 円																																																																																																																
		特別手当	原子爆弾の放射線を原因とする傷病の状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、その傷病が治った人	49,900 円																																																																																																																
		原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射線を原因とする小頭症の状態にある人	46,510 円																																																																																																																
		健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害など厚生労働省令で定める11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	33,230 円																																																																																																																
		保健手当	爆心地から2km以内で直接被爆した人と、当時その人の胎児であった人	16,670 円																																																																																																																
			上記の人で、身障手帳1級から3級程度の身体障害、傷痕等(加付)のある人または70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	33,230 円																																																																																																																
		介護手当	【費用介護】 原子爆弾の放射線を原因とする精神上又は身体上の障害のために、費用を支出して介護人を雇っている人 ○重度:身障手帳1級及び2級の 一部程度の障害 ○中度:身障手帳2級の一部及び3級程度の障害	重度:上限 104,290 円 中度:上限 69,520 円																																																																																																																
			【家族介護】 原子爆弾の放射線を原因とする重度の精神上又は身体上の障害のために、費用を支出せずに家族の介護を受けている人	21,210 円																																																																																																																
		○申請先:各保健所																																																																																																																		
		○財源:介護手当:国(8/10)、県(2/10) その他手当…国(10/10)																																																																																																																		
○被爆者数(単位:人)																																																																																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>1,676</td> <td>1,586</td> <td>1,505</td> <td>1,405</td> <td>1,324</td> </tr> </tbody> </table>		年度	H21	H22	H23	H24	H25	人数	1,676	1,586	1,505	1,405	1,324																																																																																																							
年度	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																															
人数	1,676	1,586	1,505	1,405	1,324																																																																																																															
※年度末現在 (H25においてはH26.2末現在)																																																																																																																				
○実績																																																																																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>単位</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">医療特別手当</td> <td>件</td> <td>242</td> <td>254</td> <td>350</td> <td>198</td> <td>253</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>30,645</td> <td>32,237</td> <td>44,225</td> <td>27,024</td> <td>50,638</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別手当</td> <td>件</td> <td>24</td> <td>24</td> <td>16</td> <td>39</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,218</td> <td>1,218</td> <td>809</td> <td>1,966</td> <td>2,411</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康管理手当</td> <td>件</td> <td>18,969</td> <td>18,063</td> <td>16,864</td> <td>15,900</td> <td>14,724</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>641,170</td> <td>610,513</td> <td>567,811</td> <td>532,321</td> <td>492,686</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(低額)</td> <td>件</td> <td>334</td> <td>320</td> <td>309</td> <td>286</td> <td>262</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>5,662</td> <td>5,424</td> <td>5,216</td> <td>4,814</td> <td>4,396</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保健手当(高額)</td> <td>件</td> <td>96</td> <td>93</td> <td>84</td> <td>81</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>3,245</td> <td>3,143</td> <td>2,829</td> <td>2,720</td> <td>2,408</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(重度)</td> <td>件</td> <td>52</td> <td>45</td> <td>44</td> <td>47</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>3,096</td> <td>2,529</td> <td>2,727</td> <td>2,733</td> <td>2,448</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">費用介護(中度)</td> <td>件</td> <td>48</td> <td>48</td> <td>46</td> <td>47</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>1,875</td> <td>2,017</td> <td>1,764</td> <td>1,697</td> <td>391</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家族介護</td> <td>件</td> <td>96</td> <td>93</td> <td>87</td> <td>93</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>千円</td> <td>2,071</td> <td>2,006</td> <td>1,871</td> <td>1,993</td> <td>2,155</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備考</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし</td> </tr> </tbody> </table>		年度	単位	H21	H22	H23	H24	H25	医療特別手当	件	242	254	350	198	253	千円	30,645	32,237	44,225	27,024	50,638	特別手当	件	24	24	16	39	48	千円	1,218	1,218	809	1,966	2,411	健康管理手当	件	18,969	18,063	16,864	15,900	14,724	千円	641,170	610,513	567,811	532,321	492,686	保健手当(低額)	件	334	320	309	286	262	千円	5,662	5,424	5,216	4,814	4,396	保健手当(高額)	件	96	93	84	81	72	千円	3,245	3,143	2,829	2,720	2,408	費用介護(重度)	件	52	45	44	47	53	千円	3,096	2,529	2,727	2,733	2,448	費用介護(中度)	件	48	48	46	47	18	千円	1,875	2,017	1,764	1,697	391	家族介護	件	96	93	87	93	101	千円	2,071	2,006	1,871	1,993	2,155	備考		※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし	
年度	単位	H21	H22	H23	H24	H25																																																																																																														
医療特別手当	件	242	254	350	198	253																																																																																																														
	千円	30,645	32,237	44,225	27,024	50,638																																																																																																														
特別手当	件	24	24	16	39	48																																																																																																														
	千円	1,218	1,218	809	1,966	2,411																																																																																																														
健康管理手当	件	18,969	18,063	16,864	15,900	14,724																																																																																																														
	千円	641,170	610,513	567,811	532,321	492,686																																																																																																														
保健手当(低額)	件	334	320	309	286	262																																																																																																														
	千円	5,662	5,424	5,216	4,814	4,396																																																																																																														
保健手当(高額)	件	96	93	84	81	72																																																																																																														
	千円	3,245	3,143	2,829	2,720	2,408																																																																																																														
費用介護(重度)	件	52	45	44	47	53																																																																																																														
	千円	3,096	2,529	2,727	2,733	2,448																																																																																																														
費用介護(中度)	件	48	48	46	47	18																																																																																																														
	千円	1,875	2,017	1,764	1,697	391																																																																																																														
家族介護	件	96	93	87	93	101																																																																																																														
	千円	2,071	2,006	1,871	1,993	2,155																																																																																																														
備考																																																																																																																				
※県内に原子爆弾小頭症手当の該当者なし																																																																																																																				

助成制度名	目的	概要																																								
妊娠高血圧症候群等療養援護費支給事業 (妊娠高血圧症候群等療養援護費支給要綱)	早期に適正な療養を受けることを容易にし、症状の重症化を防ぐことにより、妊産婦の死亡、後障害等を防ぎ併せて未熟児及び心身障害の発生の防止を図ることを目的とする。	<p>○対象者 対象疾患に罹患している妊産婦であって母体又は胎児の保護のため医療機関へ入院して必要な医療を受けた者であり、かつ、入院期間が7日以上のもので、前年分の所得税課税額の年額15,001円以上の世帯に属する者及び児童福祉法第22条の規定による助産施設への入所措置を受けた者を除く者。</p> <p>○事業内容 対象疾患に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるために入院した場合、下表に定める額により算定した額を21日を限度として支給する。</p> <table border="1" data-bbox="552 376 1362 656"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">基準額 (円)</th> <th rowspan="2">加算基準額 (円)</th> <th colspan="2">特別加算額 (円)</th> </tr> <tr> <th>開腹</th> <th>分娩誘発その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護法による被保護世帯</td> <td>9,100</td> <td>1,300</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,300</td> <td>1,000</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税非課税世帯</td> <td>6,400</td> <td>900</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>所得税年額15,001円以下の世帯</td> <td>5,500</td> <td>800</td> <td>8,700</td> <td>3,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※加算基準額…入院期間が7日を超えた場合の1日当たりの加算額 ※特別加算額…入院中に手術療法等を受けた場合の加算額</p> <p>○申請先：各保健所 ○財源：県10/10 ○実績：H18、19、20、21、23、24は実績なし H22は1件 (21,300円)</p>		基準額 (円)	加算基準額 (円)	特別加算額 (円)		開腹	分娩誘発その他	生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000	市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000	所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000	所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000													
	基準額 (円)	加算基準額 (円)				特別加算額 (円)																																				
			開腹	分娩誘発その他																																						
生活保護法による被保護世帯	9,100	1,300	8,700	3,000																																						
市町村民税非課税世帯	7,300	1,000	8,700	3,000																																						
所得税非課税世帯	6,400	900	8,700	3,000																																						
所得税年額15,001円以下の世帯	5,500	800	8,700	3,000																																						
国民健康保険調整交付金 (国民健康保険法第72条の2)	市町村が行う国民健康保険の財政について、地域実情に応じた国保財政安定化への取り組みを促進するとともに、特殊な事情に応じたきめ細かな財政調整をする。	<p>○交付内容 県内市町村の国民健康保険に係る療養の給付等にかかる経費の9%を交付総額として、その6/9を普通調整交付金、3/9を特別調整交付金として交付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普通調整交付金 (定率交付分) 国が負担する療養給付費負担金と同様に、療養の給付費の実績に対して定率で交付する。 ・特別調整交付金 各市町村の国保財政に影響を与える特別な事情に応じて交付する。 ◆医療費適正化： レセプト点検による財政効果の伸びに対して交付 ◆収納率の向上： 収納率向上実績に対して交付 ◆保健事業： 国の交付対象外の保健事業に対して交付、保健事業に多額の経費を要した場合に交付、特定検診の受診率向上実績に対し交付 ◆その他特別事情： 高額医療費行動事業にかかる拠出金と、同事業等に係る交付金との差額が交付金の3%を超える場合に交付 <p>○実績(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="552 1375 1166 1688"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>交付額</th> <th>うち普通</th> <th>うち特別</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>2,687,548</td> <td>2,431,152</td> <td>256,396</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>2,480,837</td> <td>2,168,532</td> <td>312,305</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H21</td> <td>2,519,854</td> <td>2,293,047</td> <td>226,807</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H22</td> <td>2,544,886</td> <td>2,343,881</td> <td>201,005</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H23</td> <td>2,423,706</td> <td>2,204,031</td> <td>219,675</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H24</td> <td>3,063,442</td> <td>2,088,533</td> <td>974,909</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H25</td> <td>3,167,666</td> <td>2,175,810</td> <td>991,856</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	交付額	うち普通	うち特別	備考	H19	2,687,548	2,431,152	256,396		H20	2,480,837	2,168,532	312,305		H21	2,519,854	2,293,047	226,807		H22	2,544,886	2,343,881	201,005		H23	2,423,706	2,204,031	219,675		H24	3,063,442	2,088,533	974,909		H25	3,167,666	2,175,810	991,856	
年度	交付額	うち普通	うち特別	備考																																						
H19	2,687,548	2,431,152	256,396																																							
H20	2,480,837	2,168,532	312,305																																							
H21	2,519,854	2,293,047	226,807																																							
H22	2,544,886	2,343,881	201,005																																							
H23	2,423,706	2,204,031	219,675																																							
H24	3,063,442	2,088,533	974,909																																							
H25	3,167,666	2,175,810	991,856																																							

助成制度名	目的	概要																																
国民健康保険 保険基盤安定負担金 (国民健康保険法第72条の2の2、国民健康保険法附則第14項)	国保の保険料(税)軽減分等の助成をすることにより、国保財政の安定化と保険料(税)負担の適正化を図る。	○助成内容 ①保険料(税)軽減分 低所得者の保険料(税)軽減の財政負担を助成する。 ②保険者支援分 低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援するため助成する。 ○補助率 ①県(3/4)、市町村(1/4) ②国(1/2)、県(1/4)、市町村(1/4) ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>①軽減分</th> <th>②支援分</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>1,879,209</td><td>142,268</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>1,250,976</td><td>92,533</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>1,300,753</td><td>99,251</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>1,432,789</td><td>102,606</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>1,460,572</td><td>108,520</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>1,444,134</td><td>106,475</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>1,441,615</td><td>106,663</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	①軽減分	②支援分	備考	H19	1,879,209	142,268		H20	1,250,976	92,533		H21	1,300,753	99,251		H22	1,432,789	102,606		H23	1,460,572	108,520		H24	1,444,134	106,475		H25	1,441,615	106,663	
年度	①軽減分	②支援分	備考																															
H19	1,879,209	142,268																																
H20	1,250,976	92,533																																
H21	1,300,753	99,251																																
H22	1,432,789	102,606																																
H23	1,460,572	108,520																																
H24	1,444,134	106,475																																
H25	1,441,615	106,663																																
国民健康保険高額医療費共同事業 (国民健康保険法附則第26条)	高額医療費の一部を負担することにより、国保財政の安定化を図る。	○助成内容 保険者(市町村)が負担する高額医療費拠出金の一部(80万円を超える高額医療費)を負担する。 ○補助率 国(1/4)、県(1/4)、市町村(2/4) ○実績(単位:千円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>県負担額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H19</td><td>278,447</td><td></td></tr> <tr><td>H20</td><td>285,176</td><td></td></tr> <tr><td>H21</td><td>309,736</td><td></td></tr> <tr><td>H22</td><td>349,205</td><td></td></tr> <tr><td>H23</td><td>381,456</td><td></td></tr> <tr><td>H24</td><td>379,279</td><td></td></tr> <tr><td>H25</td><td>388,038</td><td></td></tr> </tbody> </table>	年度	県負担額	備考	H19	278,447		H20	285,176		H21	309,736		H22	349,205		H23	381,456		H24	379,279		H25	388,038									
年度	県負担額	備考																																
H19	278,447																																	
H20	285,176																																	
H21	309,736																																	
H22	349,205																																	
H23	381,456																																	
H24	379,279																																	
H25	388,038																																	
福祉医療費助成制度	福祉医療費助成対象者(重度心身障害がい及びひとり親家庭)に対して、医療費の自己負担分を助成し、容易に医療を受けられるようにすることによって、これらの対象者の福祉の増進を図る。	○対象者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>要件</th> <th>所得制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重度知的障がい者</td> <td>療育手帳A所持者</td> <td rowspan="5">特別障害者手当の所得制限を準用</td> </tr> <tr> <td>重度身体障がい者</td> <td>身障手帳1～2級所持者</td> </tr> <tr> <td>寝たきり者</td> <td>65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者</td> </tr> <tr> <td>重複重度障がい者</td> <td>身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下</td> </tr> <tr> <td>ひとり親家庭</td> <td>18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童</td> <td>所得税非課税世帯</td> </tr> </tbody> </table> ○助成する医療費の範囲 社会保険各法の規定により保険給付の対象となる療養又は医療の給付を受けたとき、当該療養又は医療に要する費用のうち、社会保険各法又は社会保険各法以外の法令の規定により被保険者が負担することとなる費用(入院時の食事療養費に係る標準負担額を除く。)から医療費の1割(次表の限度額を超える場合は、次表の額)を控除した額。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自己負担限度額</th> <th colspan="2">控除額(円)</th> </tr> <tr> <th>入院</th> <th>入院外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>40,200</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>7,500</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>20歳未満の障がい児(者)</td> <td>2,000</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> ○申請先:市町村窓口 ○対象者数:26,315人(H23.4.1現在) ○財源内訳:県1/2、市町村1/2 ○H26予算:684,377千円(県補助分)	対象者	要件	所得制限	重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用	重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者	寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者	重複重度障がい者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下	ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童	所得税非課税世帯	自己負担限度額	控除額(円)		入院	入院外	一般	40,200	12,000	市町村民税非課税世帯	7,500	4,000	20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000			
対象者	要件	所得制限																																
重度知的障がい者	療育手帳A所持者	特別障害者手当の所得制限を準用																																
重度身体障がい者	身障手帳1～2級所持者																																	
寝たきり者	65歳以上で3ヶ月以上臥床し他人の介護が必要な者																																	
重複重度障がい者	身障手帳3～4級所持者でかつIQ50以下																																	
ひとり親家庭	18歳未満又は20歳未満の高校3学年修了までの児童を養育する配偶者のいない者及び当該児童		所得税非課税世帯																															
自己負担限度額	控除額(円)																																	
	入院	入院外																																
一般	40,200	12,000																																
市町村民税非課税世帯	7,500	4,000																																
20歳未満の障がい児(者)	2,000	1,000																																

助成制度名	目的	概要																								
自立支援医療 (更生医療) (障害者自立支援法第58条第1項)	身体障害者手帳を所持している18歳以上の者が、障がいの除去、又は軽減のために受ける医療を対象に「更生医療給付費」を給付することにより、日常生活活動の回復又は向上を図る。	<p>○対象者 身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障がいがあると認められる者であって、確実なる治療効果が期待しうるもの</p> <p>○対象疾患</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 視覚障がいによるもの 2) 聴覚、平衡機能の障がいによるもの 3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいによるもの 4) 肢体不自由によるもの 5) 心臓、腎臓、小腸又は肝臓の機能の障がいによるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。） 6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの（日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものに限る。） <p>○負担割合 原則1割負担としうえて、負担上限を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="555 595 1369 842"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 > 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 < 3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 < 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者（重度かつ継続）</p> <p>○申請先：市町村窓口 ○財源内訳：国1/2、県1/4、市町村1/4 ○H26予算：148,404千円(県負担分)</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000
区 分		負担上限額(円)																								
生活保護世帯		0																								
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																								
	本人収入 > 80万円	5,000																								
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																							
	所得割 < 23万5千円		10,000																							
	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000																							
自立支援医療 (精神通院医療) (障害者自立支援法第58条第1項)	精神障がい者が病院又は診療所に入院することなく行われる精神医療について公費負担することにより、精神障がいの適正な医療を普及する。	<p>○対象者 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者）又はてんかんを有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあるもの（現在病状が改善していても、その状態を維持し、かつ再発を予防するために、なお通院医療を継続する必要がある場合も対象となる）</p> <p>○対象となる精神障がい</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 躁及び抑うつ状態 2) 幻覚妄想状態 3) 精神運動興奮及び昏迷の状態 4) 統合失調等残遺状態 5) 情動及び行動の障がい 6) 不安及び不穏状態 7) けいれん及び意識障がい 8) 精神作用物質の乱用及び依存 9) 知能障がい <p>○負担割合 原則1割負担としうえて、負担上限を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="555 1608 1369 1854"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">負担上限額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">生活保護世帯</td> <td colspan="2">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民税非課税</td> <td>本人収入 ≤ 80万円</td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> <tr> <td>本人収入 > 80万円</td> <td colspan="2">5,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税課税</td> <td>所得割 < 3万3千円</td> <td rowspan="2">医療保険の自己負担限度額</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 < 23万5千円</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>所得割 ≥ 23万5千円</td> <td>対象外</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※太線枠内は高額治療継続者（重度かつ継続）</p> <p>○申請先：市町村窓口 ○財源内訳：国1/2、県1/2 ○H26予算：1,334,989千円</p>	区 分		負担上限額(円)		生活保護世帯		0		市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500		本人収入 > 80万円	5,000		市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000	所得割 < 23万5千円	10,000	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000
区 分		負担上限額(円)																								
生活保護世帯		0																								
市町村民税非課税	本人収入 ≤ 80万円	2,500																								
	本人収入 > 80万円	5,000																								
市町村民税課税	所得割 < 3万3千円	医療保険の自己負担限度額	5,000																							
	所得割 < 23万5千円		10,000																							
	所得割 ≥ 23万5千円	対象外	20,000																							

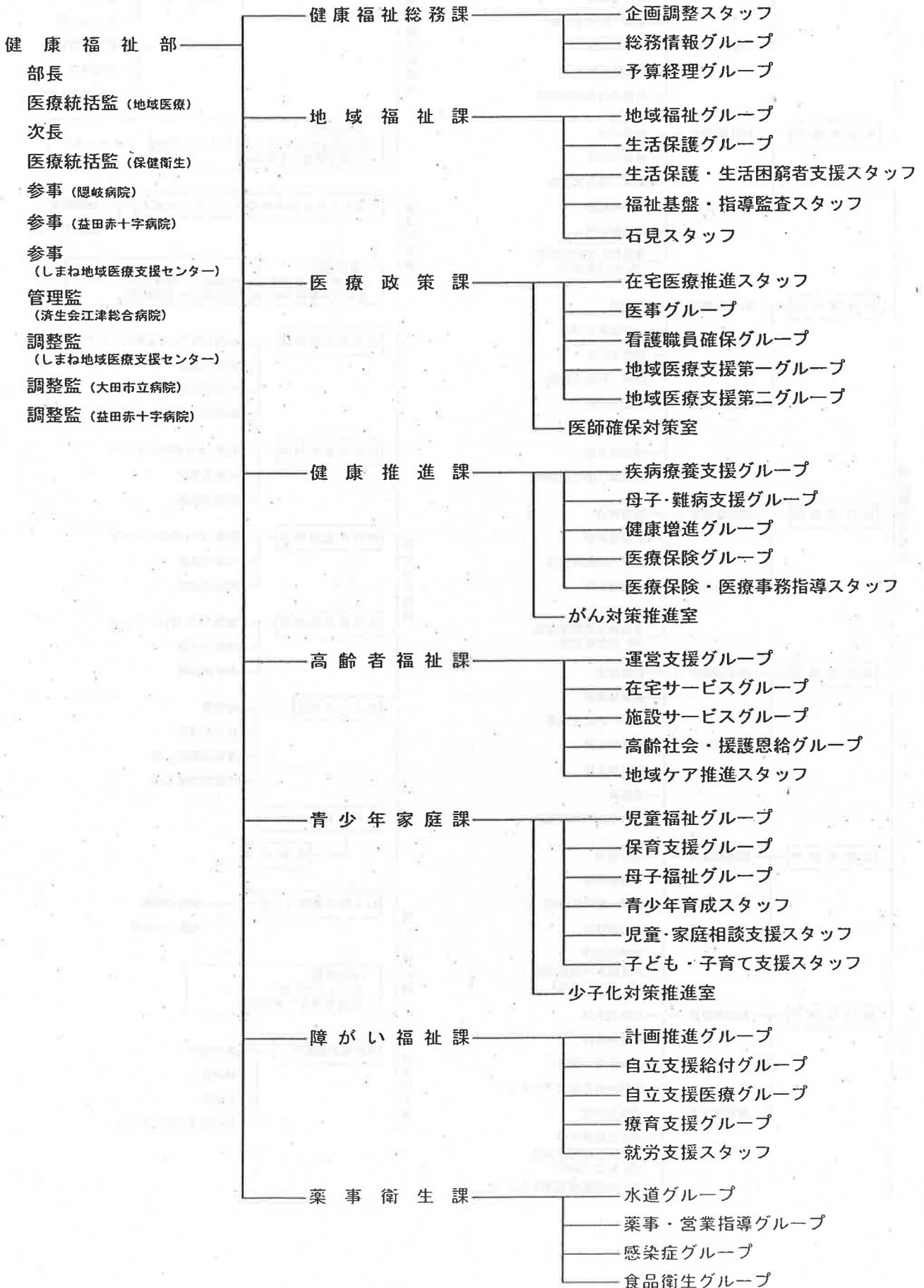
貸 付 事 業 一 覧

事業名	目 的	資金の種類	対 象 者	貸付限度額	期 間	利率	備 考
母子寡婦 福祉資金	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又はその扶養している児童及び寡婦に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために貸付を行う。	事業開始資金、 事業継続資金、 修学資金、 技能習得資金、 修業資金、 就職支度資金、 医療介護資金、 生活資金、 住宅資金、 転宅資金、 就学支度資金、 結婚資金	母子家庭の母、 寡婦、母子家庭 の母が扶養する 児童、寡婦が扶 養する子、父母 のない児童	資金ごとに設 定	資金ごとに設 定	無利子 又は年 1.5%	青少年家 庭課で受 付 (浜田市、 出雲市、 江津市、 雲南市、 奥出雲 町、 飯南町、 美郷町、 邑南町、 吉賀町、 海士町、 西ノ島 町、知夫 村、隠岐 の島町に ついては 各市町 村)
生活福祉 資金	低所得者、高齢者及び障がい者に対し、各種資金を低利子又は無利子で貸し付けるとともに必要な相談支援を行い、その経済的自立及び社会参加の促進を図る。	総合支援資金、 福祉資金、 教育支援資金、 不動産担保型生 活資金	低所得世帯、 障がい者世帯、 高齢者世帯	資金ごとに設 定	・据置期間 資金ごとに 設定 ・償還期間 20年以内で 資金ごとに 設定	無利子 (連帯 保証人 がない 場合 は利子 が年1. 5%とな る資金 あり)	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
臨時特例 つなぎ資 金	離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請している住居のない離職者に対して、その自立を支援するため、当該給付又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費の迅速な貸し付けを行う。	臨時特例つなぎ 資金	住居のない離職 者	10万円以内	一括交付	無利子	各市町村 社会福祉 協議会取 扱
障害児療 養支援滞 在資金	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない育成医療の対象児童の療養環境を整えるために、滞在資金を貸し付け、当該家庭の経済的負担の軽減を図る。	滞在資金	・育成医療対象 児童の扶養義務 者 ・居住地に応じ て定める起点か ら120Kmを 超える県外医療 機関に10日以 上入院すること	入院予定期間 ・1ヶ月未満 30万円 ・1ヶ月以上 50万円	・据置期間 退院後1年 以内 ・償還期間 5年以内	無利子	島根県社 会福祉協 議会取扱

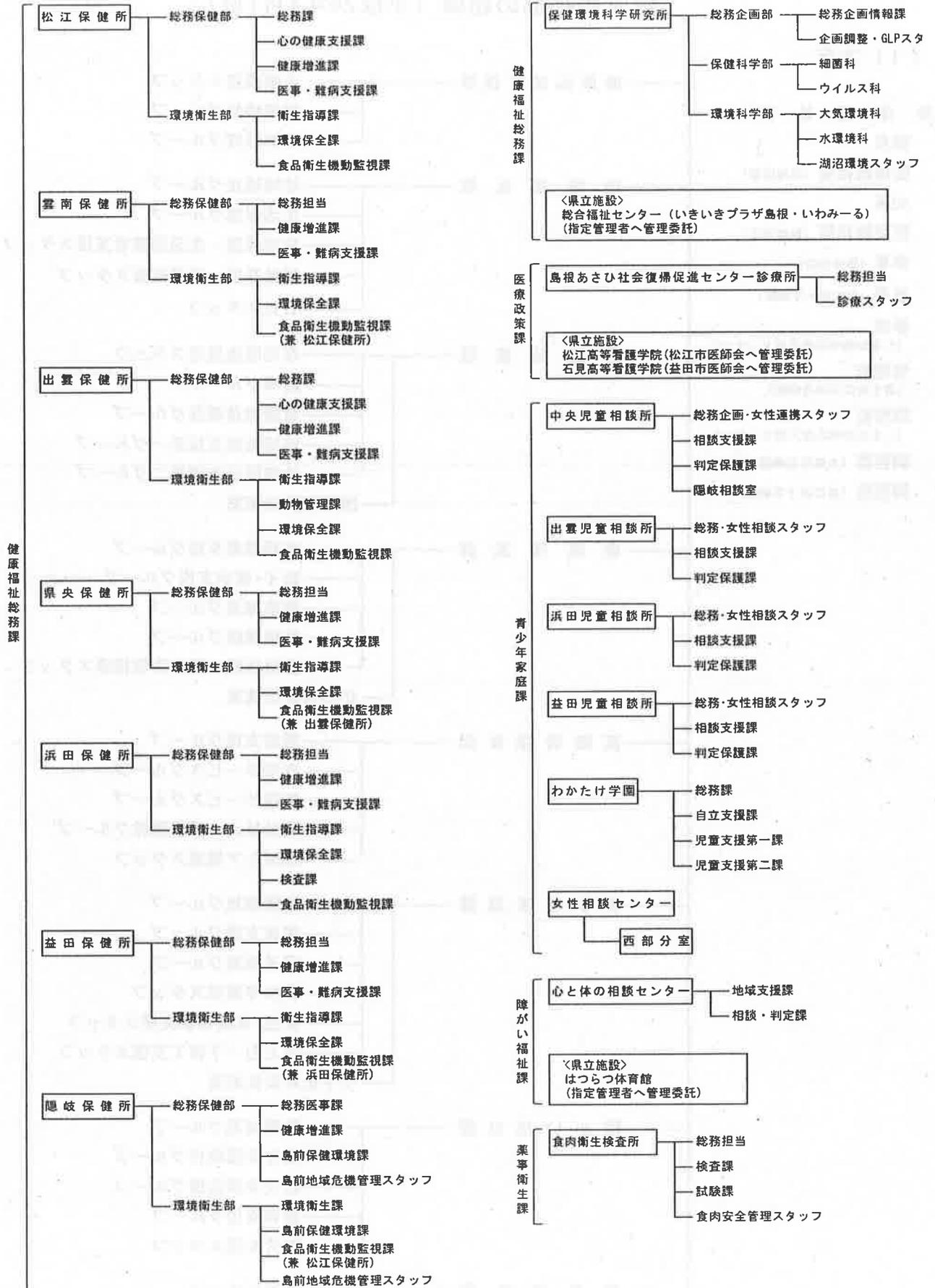
事業名	目的	資金の種類	対象者	貸付限度額	期間	利率	備考
配偶者等からの暴力被害者自立支援金	配偶者等からの暴力を受けた被害者に対し、経済的自立を図るための資金を貸し付けることにより、被害者の生活意欲を喚起し、被害者が安定した生活を営めるよう支援する。	生活資金、住宅借上げ資金	女性相談センターにおいて一時保護中、または一時保護所退所後6ヶ月以内のDV被害者で、生活に必要な収入を得るための手段の確保が見込まれ、その収入を得るまでの間の生活に必要な資金の確保が困難であること。	30万円	<ul style="list-style-type: none"> 据置期間 貸付けの日から3か月以内 償還期間 据置期間の満了の日から3年以内 	無利子	窓口は女性相談センター

健康福祉部の組織（平成26年4月1日）

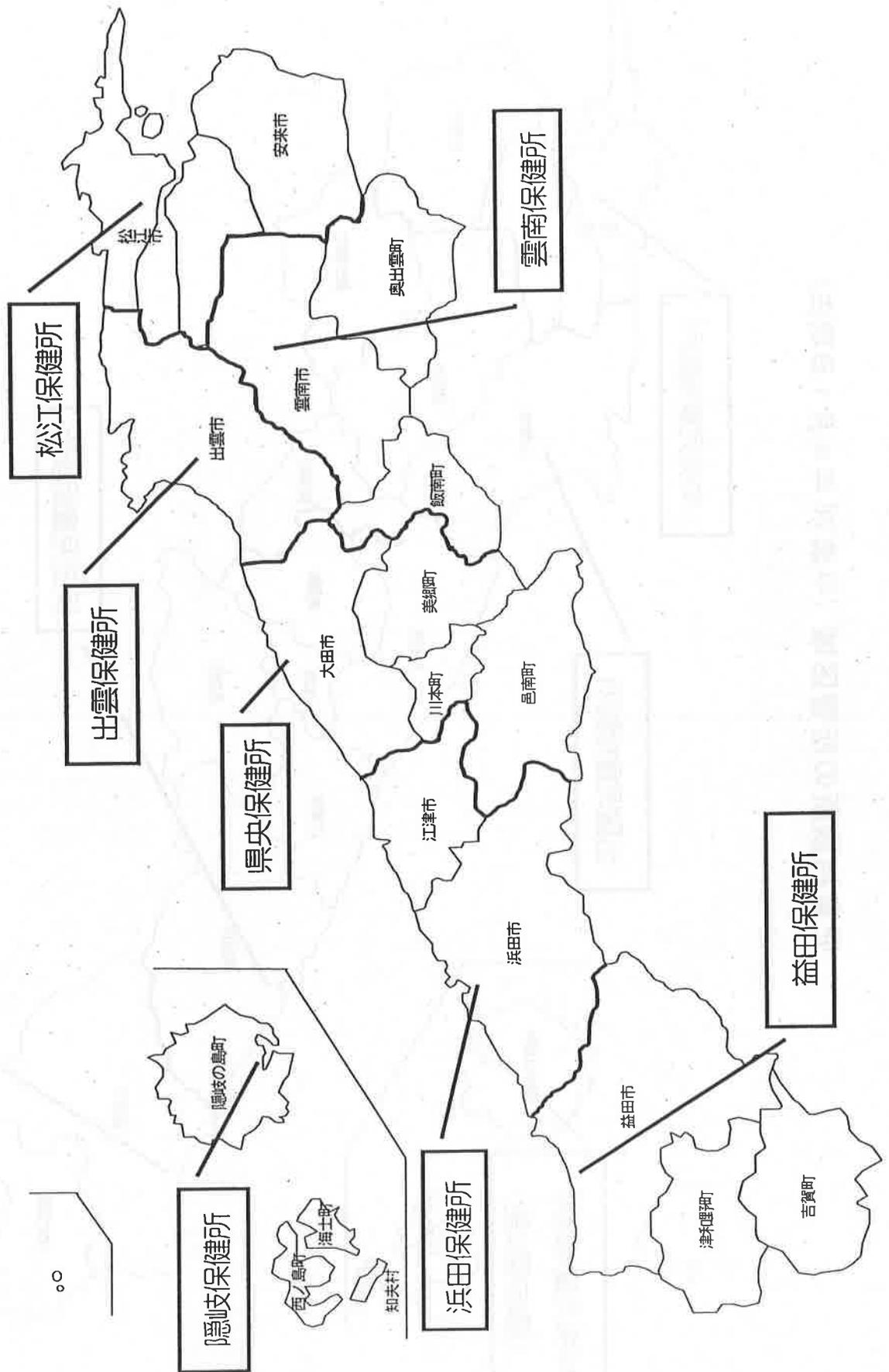
（1）本庁



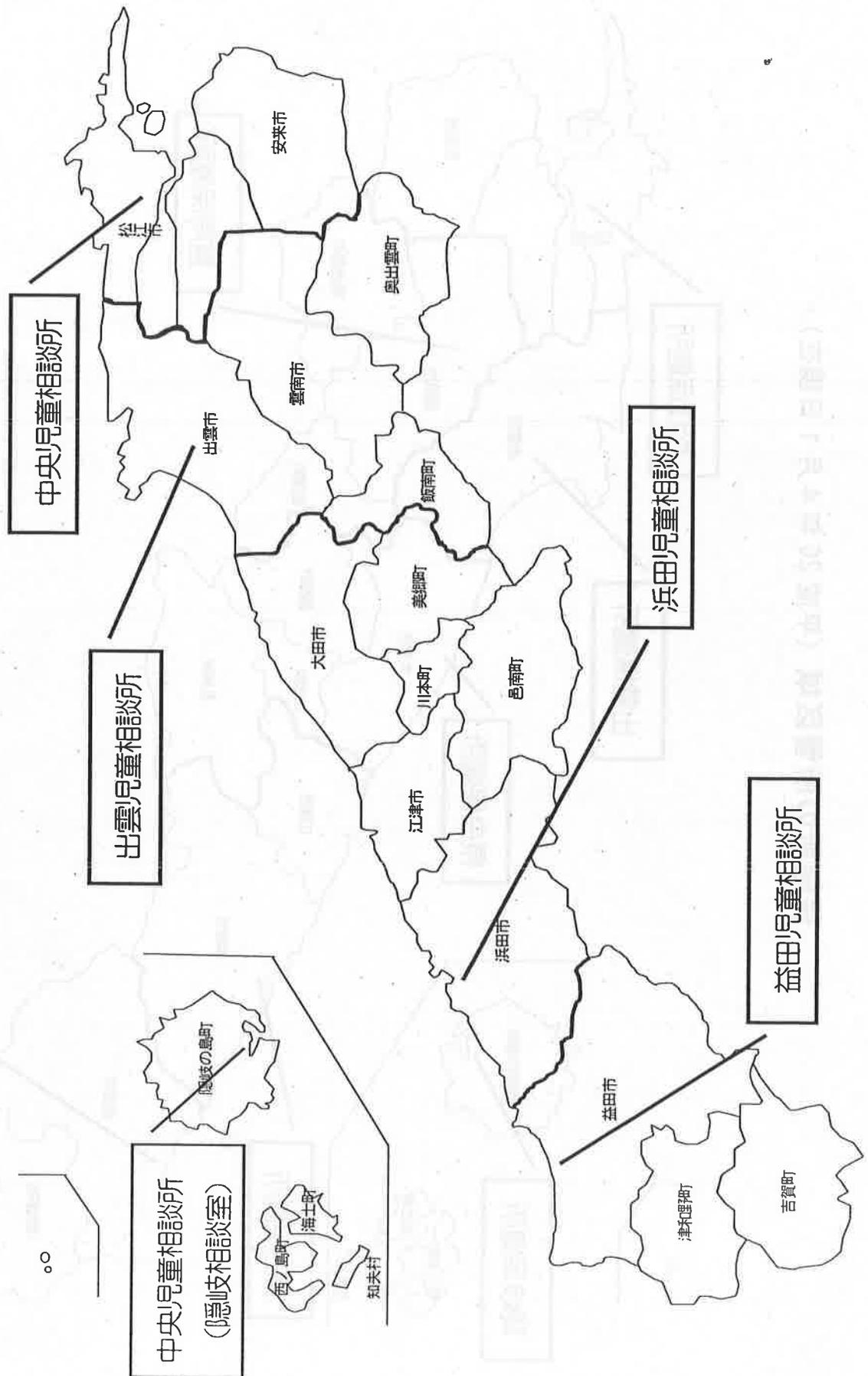
(2) 地方機関



保健所の所管区域（平成26年4月1日現在）



児童相談所の所管区域（平成26年4月1日現在）



平成26年度当初予算の概要

1 一般会計

(1) 県全体の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	増減額	増減率
県 予 算	527,234,076	531,156,622	▲ 3,922,546	▲ 0.7
うち健康福祉部	67,816,631	68,496,586	▲ 679,955	▲ 1.0

(2) 健康福祉部課別の状況

(単位：千円、%)

課 名	区 分	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	増減額	増減率
健康福祉総務課	事業費	2,652,547	2,442,526	210,021	8.6
	一般財源	2,341,351	2,293,483	47,868	2.1
地域福祉課	事業費	1,951,704	1,905,547	46,157	2.4
	一般財源	1,534,128	1,553,676	▲ 19,548	▲ 1.3
医療政策課	事業費	8,112,557	9,508,683	▲ 1,396,126	▲ 14.7
	一般財源	5,657,278	5,466,072	191,206	3.5
健康推進課	事業費	19,694,594	19,521,800	172,794	0.9
	一般財源	17,844,599	17,402,925	441,674	2.5
高齢者福祉課	事業費	13,472,859	13,764,937	▲ 292,078	▲ 2.1
	一般財源	12,172,416	11,714,970	457,446	3.9
青少年家庭課	事業費	10,815,776	10,343,240	472,536	4.6
	一般財源	7,656,522	7,283,407	373,115	5.1
障がい福祉課	事業費	10,451,942	10,252,639	199,303	1.9
	一般財源	7,643,687	7,280,465	363,222	5.0
薬事衛生課	事業費	664,652	757,214	▲ 92,562	▲ 12.2
	一般財源	510,973	573,200	▲ 62,227	▲ 10.9
健康福祉部計	事業費	67,816,631	68,496,586	▲ 679,955	▲ 1.0
	一般財源	55,360,954	53,568,198	1,792,756	3.3

2 特別会計

(単位：千円、%)

会 計 名	区 分	平成26年度 当初予算額	平成25年度 当初予算額	増減額	増減率
島根県立島根あさひ 社会復帰促進センター 診療所特別会計	事業費	328,174	300,546	27,628	9.2
	一般財源	0	0	0	0.0
母子寡婦福祉資金 特別会計	事業費	674,959	572,380	102,579	17.9
	一般財源	0	0	0	0.0

国勢調査人口

市町村等	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
松江市	110,534	118,005	127,440	135,568	140,005	142,956	147,416	152,616
浜田市	51,483	49,407	50,316	50,799	51,071	49,135	48,515	47,187
出雲市	68,765	69,078	71,568	77,303	80,749	82,679	84,854	87,330
益田市	52,729	50,071	50,734	52,756	54,049	52,412	51,559	50,128
大田市	42,322	38,192	37,449	38,026	38,242	36,922	35,333	33,609
安来市	30,778	30,796	32,004	32,660	33,056	32,439	31,637	30,520
江津市	30,209	27,891	27,992	28,264	28,597	27,748	26,958	25,773
平田市	33,128	31,560	30,942	31,067	31,315	30,632	29,707	29,006
鹿島町	9,249	9,146	9,184	9,094	9,782	9,216	8,820	8,414
島根町	5,435	5,013	4,831	4,982	5,054	4,953	4,824	4,447
美保関町	9,423	8,756	8,581	8,484	8,208	7,788	7,290	6,781
東出雲町	9,573	10,323	10,360	10,889	11,507	11,448	11,365	12,275
八雲村	4,162	3,839	3,877	4,736	5,508	6,248	6,694	6,844
玉湯町	5,921	6,046	6,188	6,238	6,368	6,258	6,119	6,114
六道町	9,813	9,480	9,445	9,841	9,987	9,836	9,593	9,489
八束町	5,043	4,791	4,251	4,341	4,607	4,595	4,597	4,584
広瀬町	12,444	11,317	10,880	10,723	10,590	10,121	9,613	9,205
伯太町	6,888	6,269	5,916	5,938	5,970	5,932	5,684	5,530
仁多町	12,233	10,920	10,155	9,961	9,691	9,350	9,015	8,733
横田町	11,268	9,958	9,243	9,096	9,015	8,750	8,411	7,956
大東町	18,702	17,094	16,575	16,832	16,665	16,114	15,403	14,607
加茂町	7,254	6,835	6,769	6,905	6,949	6,854	6,695	6,737
木次町	12,647	11,635	11,040	11,009	10,831	10,516	10,394	10,079
三刀屋町	10,386	9,358	9,116	9,400	9,251	9,105	8,900	8,561
吉田村	3,942	3,288	3,058	2,829	2,795	2,686	2,668	2,434
掛合町	6,351	5,445	4,821	4,502	4,490	4,337	4,188	3,905
頓原町	5,396	4,145	3,701	3,431	3,457	3,380	3,172	3,099
赤来町	6,045	5,018	4,479	4,340	4,193	3,951	3,721	3,442
斐川町	23,014	22,384	22,744	23,829	24,592	25,221	25,787	26,816
佐田町	7,001	5,911	5,600	5,429	5,316	5,189	4,870	4,576
多伎町	5,199	4,424	4,330	4,498	4,543	4,436	4,321	4,215
湖陵町	5,662	5,618	5,707	5,951	6,044	5,981	5,779	5,813
大社町	19,021	18,350	18,167	18,203	17,970	17,284	16,683	16,020
温泉津町	8,520	6,927	6,160	5,703	5,283	4,863	4,446	4,053
仁摩町	7,722	6,356	5,824	5,841	5,752	5,506	5,174	4,911
川本町	8,507	7,213	6,803	6,303	6,123	5,512	5,099	4,784
邑智町	8,816	7,438	6,664	6,270	5,861	5,360	5,036	4,606
大和村	3,663	3,056	2,598	2,568	2,511	2,246	2,175	2,018
羽須美村	4,528	3,690	3,159	2,907	2,823	2,565	2,304	2,078
瑞穂町	7,883	6,582	6,152	5,680	5,691	5,518	5,391	5,304
石見町	8,948	7,647	7,348	7,147	7,281	7,034	6,761	6,484
桜江町	6,602	5,588	4,939	4,521	4,340	4,026	3,782	3,604
金城町	6,624	5,628	5,217	5,329	5,800	5,666	5,508	5,216
旭町	6,055	4,832	4,336	4,058	3,954	3,840	3,354	3,198
弥栄村	3,446	2,853	2,375	2,179	2,075	1,869	1,845	1,789
三隅町	12,214	10,872	10,009	9,765	9,629	8,901	8,881	8,073
美都町	5,352	4,366	3,809	3,551	3,566	3,121	2,941	2,691
匹見町	5,256	3,871	3,184	2,733	2,465	2,173	2,096	1,803
津和野町	10,278	8,840	8,011	7,853	7,578	7,072	6,541	6,098
日原町	7,759	6,572	5,946	5,570	5,424	5,059	4,848	4,530
柿木村	3,034	2,547	2,440	2,337	2,243	2,103	1,940	1,848
六日市町	8,208	7,120	6,682	7,078	6,922	6,622	6,660	6,331
西郷町	16,569	14,668	14,409	14,794	14,623	14,142	13,484	13,194
布施村	824	741	706	674	575	522	514	522
五箇村	2,924	2,394	2,305	2,328	2,298	2,276	2,247	2,173
都万村	3,352	2,730	2,377	2,247	2,179	2,150	2,122	2,156
海士町	5,145	4,257	3,809	3,537	3,339	3,119	2,857	2,672
西ノ島町	5,840	5,210	5,089	4,830	4,886	4,429	4,048	3,804
知夫村	1,531	1,214	1,072	1,068	941	855	802	718
島根県総	821,620	773,575	768,886	784,795	794,629	781,021	771,441	761,503
日本全国	98,274,961	103,720,060	111,939,643	117,060,396	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843

市町村等	平成17年	平成22年
松江市	196,603	194,258
浜田市	63,046	61,713
出雲市	146,307	143,796
益田市	52,368	50,015
大田市	40,703	37,996
安来市	43,839	41,836
江津市	27,774	25,697
雲南市	44,403	41,917
東出雲町	14,193	14,355
奥出雲町	15,812	14,456
飯南町	5,979	5,534
斐川町	27,444	27,689
川本町	4,324	3,900
美郷町	5,911	5,351
邑南町	12,944	11,959
津和野町	9,515	8,427
吉賀町	7,362	6,810
海士町	2,581	2,374
西ノ島町	3,486	3,136
知夫村	725	657
隠岐の島町	16,904	15,521
島根県総数	742,223	717,397
日本全国	127,767,994	128,057,352

資料：総務省統計局「国勢調査 人口等基本集計」(総人口)

但し、昭和40年の布部村(2,068人)は広瀬町、国府町(7,044人)は浜田市へ集計

各種保健統計（平成23年）

市町村等	出生率 (人口千対)	死亡率 (人口千対)	婚姻率 (人口千対)	離婚率 (人口千対)	医療施設数（人口10万対）		医師数 (人口10万対)
					病院	一般診療所	
全 国	8.3	9.9	5.2	1.87	6.8	78.0	230.4
島 根 県	7.9	13.3	4.3	1.47	7.5	104.0	264.8
松 江 市	8.5	10.3	4.8	1.67	6.2	107.6	267.7
浜 田 市	7.3	14.4	4.2	1.48	9.7	108.6	238.2
出 雲 市	9.1	11.1	4.6	1.30	6.3	108.5	502.1
益 田 市	7.6	14.0	4.5	1.71	6.0	122.0	241.9
大 田 市	7.0	17.2	3.8	1.47	5.3	129.0	189.5
安 来 市	6.8	14.1	4.3	1.11	12.0	66.9	164.9
江 津 市	6.3	16.3	3.2	1.70	15.6	112.9	206.2
雲 南 市	7.1	16.0	3.9	1.46	7.2	85.9	124.1
東 出 雲 町					-	69.7	69.7
奥 出 雲 町	5.6	18.3	3.0	0.91	6.9	83.0	110.7
飯 南 町	5.3	20.4	2.9	1.10	18.1	144.6	90.4
斐 川 町					7.2	54.2	86.7
川 本 町	5.2	18.6	4.2	0.79	25.6	102.6	230.8
美 郷 町	6.5	25.9	1.9	1.90	-	149.5	74.8
邑 南 町	5.4	19.7	3.1	1.36	8.4	142.2	158.9
津 和 野 町	3.8	19.1	2.9	1.21	11.9	94.9	130.5
吉 賀 町	4.6	17.9	3.3	1.19	14.7	88.1	161.5
海 士 町	6.5	17.7	3.4	1.29	-	84.2	126.4
西ノ島町	7.4	24.3	2.3	0.65	31.9	159.4	159.4
知 夫 村	4.7	11.0	3.1	1.57	-	152.2	-
隠岐の島町	7.5	18.5	3.5	1.38	6.4	96.6	174.0

資料：厚生労働省「人口動態統計」「医療施設調査」「医師・歯科医師・薬剤師調査」
 出生率、死亡率、婚姻率および離婚率については平成23年数値、医療施設数及び医師数については平成22年数値
 平成23年数値は、旧東出雲町は松江市に、旧斐川町は出雲市に含む
 人口10万対比率の算出に用いた人口
 ・島根県の人口移動と推計人口：島根県統計調査課編

市町村の出生数及び出生率の推移

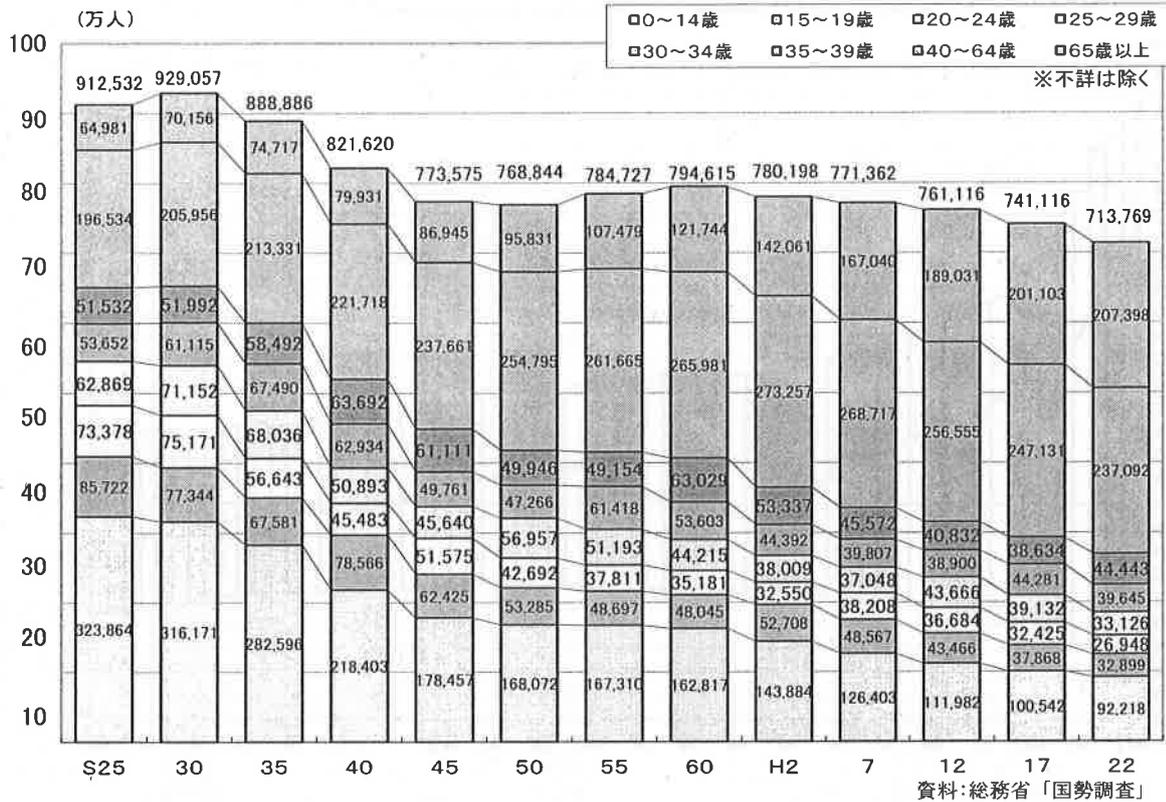
市町村	S 5 8		S 6 3		H 5		H 1 0		H 1 5		H 2 0		H 2 2		H 2 3	
	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率	出生数	出生率
松江市	2,431	13.0	2,176	11.3	1,910	9.9	1,843	9.3	1,682	8.5	1,696	8.7	1,655	8.7	1,763	8.5
浜田市	833	11.6	704	9.9	583	8.6	527	7.9	495	7.7	413	6.8	465	7.6	449	7.3
出雲市	1,843	12.7	1,633	11.1	1,469	10.0	1,395	9.5	1,327	9.1	1,275	8.8	1,319	9.3	1,550	9.1
益田市	732	12.5	581	9.7	490	8.6	444	8.0	417	7.8	401	7.9	379	7.6	379	7.6
大田市	514	10.5	488	10.1	376	8.2	321	7.4	306	7.3	255	6.5	272	7.2	262	7.0
安来市	593	12.0	498	10.1	383	8.0	382	8.3	349	7.9	310	7.3	333	8.0	281	6.8
江津市	383	11.8	284	8.7	244	7.9	240	8.0	213	7.5	149	5.6	177	7.0	160	6.3
雲南市	599	11.7	457	9.1	407	8.4	349	7.4	313	6.9	293	6.8	252	6.0	293	7.1
市計	7,928		6,821		5,862		5,501		5,102		4,792		4,852		5,137	
東出雲町	144	12.8	112	9.6	87	7.7	101	8.7	188	13.6	153	10.7	177	12.4	—	—
奥出雲町	198	10.6	179	9.7	163	9.3	109	6.4	99	6.1	83	5.5	76	5.3	80	5.6
飯南町	84	11.0	66	8.9	67	9.6	35	5.3	37	5.8	34	6.0	35	6.4	29	5.3
斐川町	294	12.1	297	11.9	252	9.8	270	10.2	274	10.1	243	8.8	241	8.8	—	—
川本町	59	9.8	57	9.8	40	7.6	38	7.8	27	6.0	24	6.0	16	4.1	20	5.2
美郷町	68	8.0	50	6.2	43	5.9	36	5.2	41	6.6	38	6.8	48	9.0	34	6.5
邑南町	151	9.8	134	8.7	107	7.3	76	5.4	74	5.5	82	6.7	75	6.3	64	5.4
津和野町	144	10.9	111	8.8	72	6.2	73	6.7	43	4.3	43	4.9	53	6.3	31	3.8
吉賀町	94	10.4	83	9.4	68	8.0	63	7.6	36	4.5	50	7.2	33	4.9	31	4.6
海士町	29	8.6	20	6.2	22	7.5	13	4.7	7	2.8	20	8.2	11	4.7	15	6.5
西ノ島町	77	16.2	41	8.9	17	4.0	27	6.9	11	3.1	15	4.6	19	6.1	23	7.4
知夫村	12	11.8	6	6.9	3	3.6	3	4.0	7	9.5	3	5.0	4	6.1	3	4.7
隠岐の島町	254	12.8	179	9.2	156	8.3	146	8.1	146	8.3	105	6.6	116	7.5	115	7.5
町村計	1,608		1,335		1,097		990		990		893		904		445	
県計	9,536	12.1	8,156	10.3	6,959	9.0	6,491	8.5	6,092	8.3	5,685	7.9	5,756	8.1	5,582	

注1：出生率は、人口千人あたりの数値。市町村の出生率は、県統計調査課の島根県の人口移動と推計人口を用いて算出。

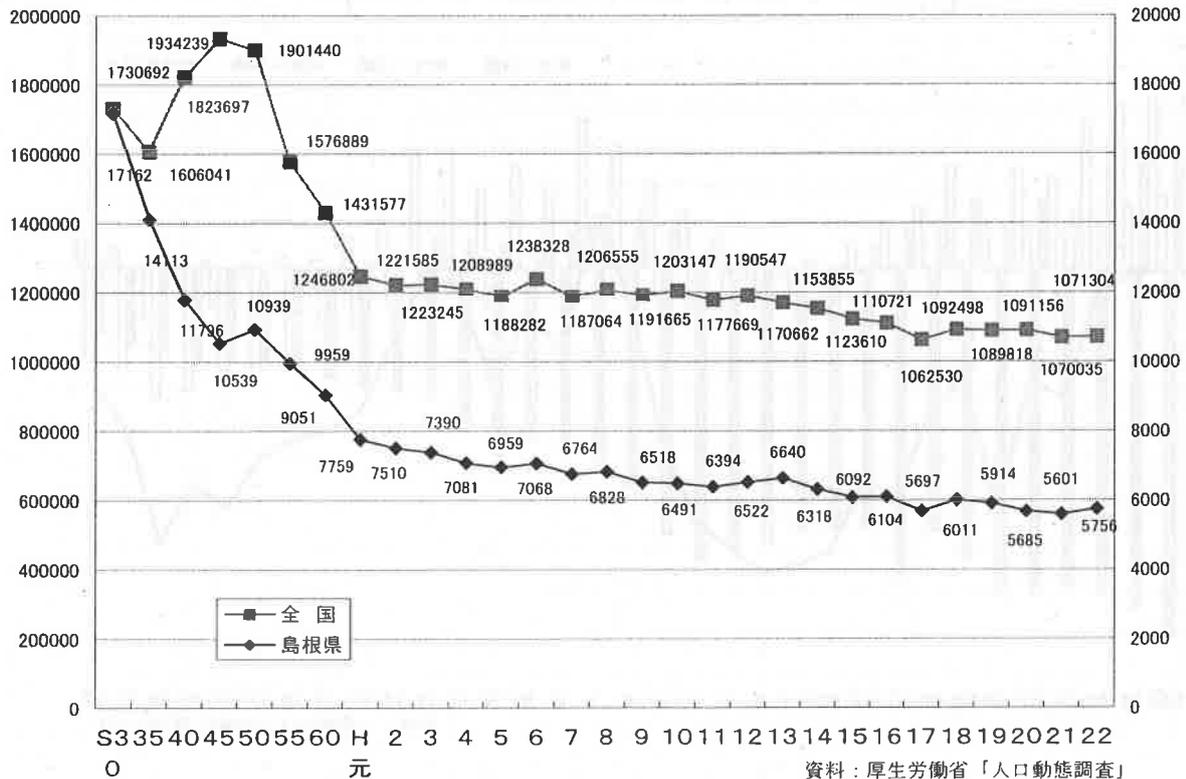
注2：平成15年以前の数値については、市町村合併後の市町村ごとに再計算した。

平成23年の数値については、旧東出雲町は松江市に、旧斐川町は出雲市に含む。

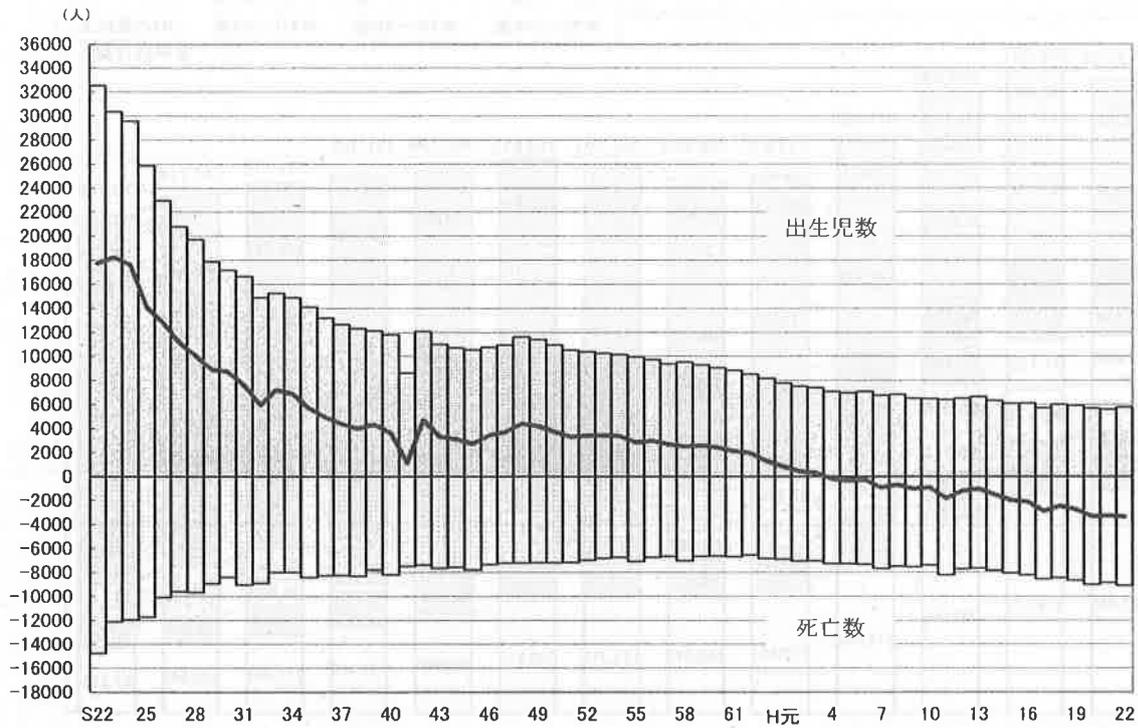
年齢階級別人口の年次推移



出生児数の年次推移

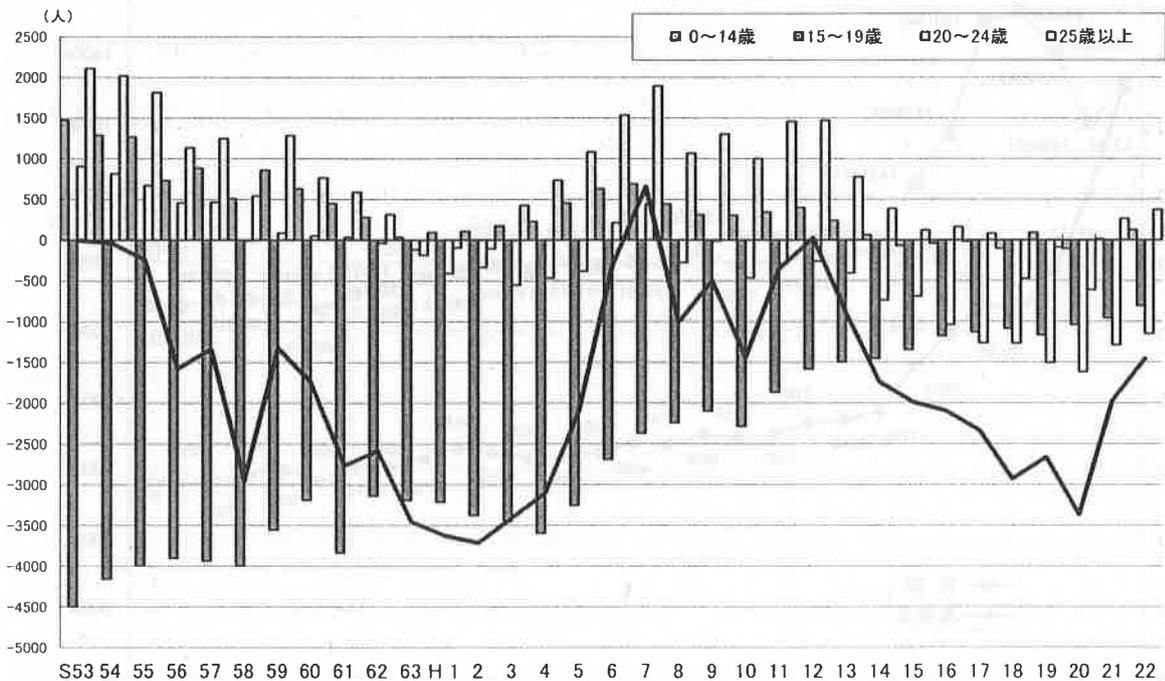


自然増減の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」

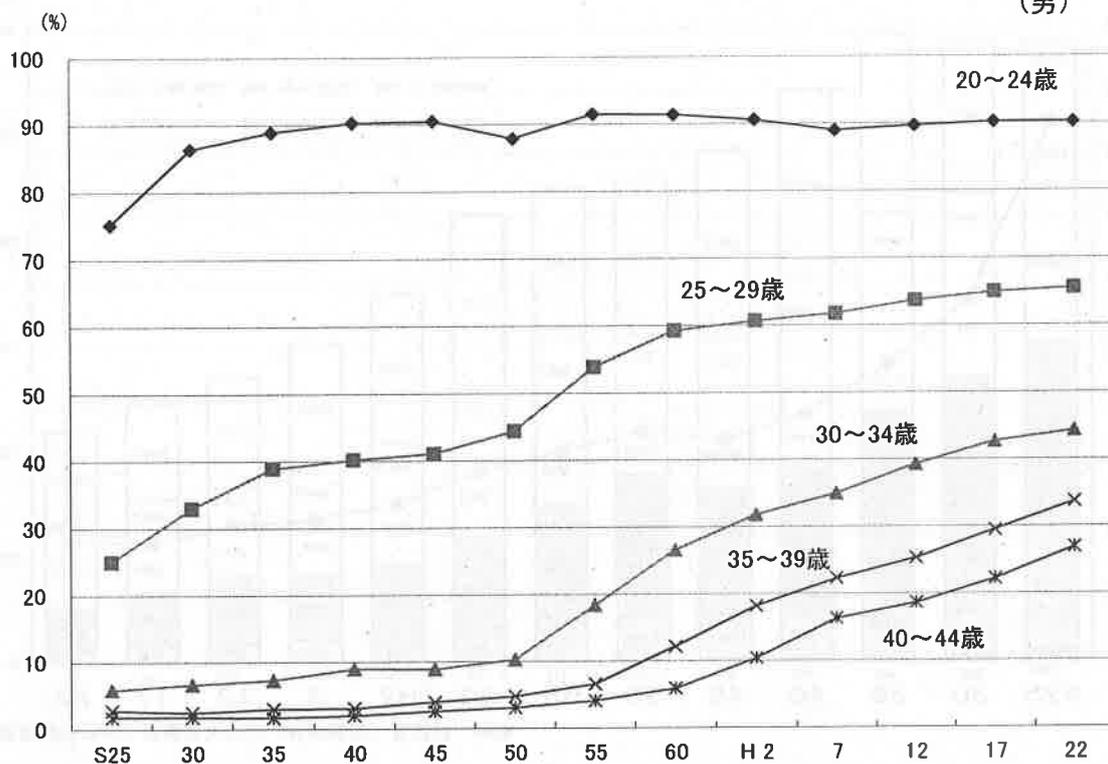
社会増減の年次推移



資料：「島根の人口移動と推計人口」

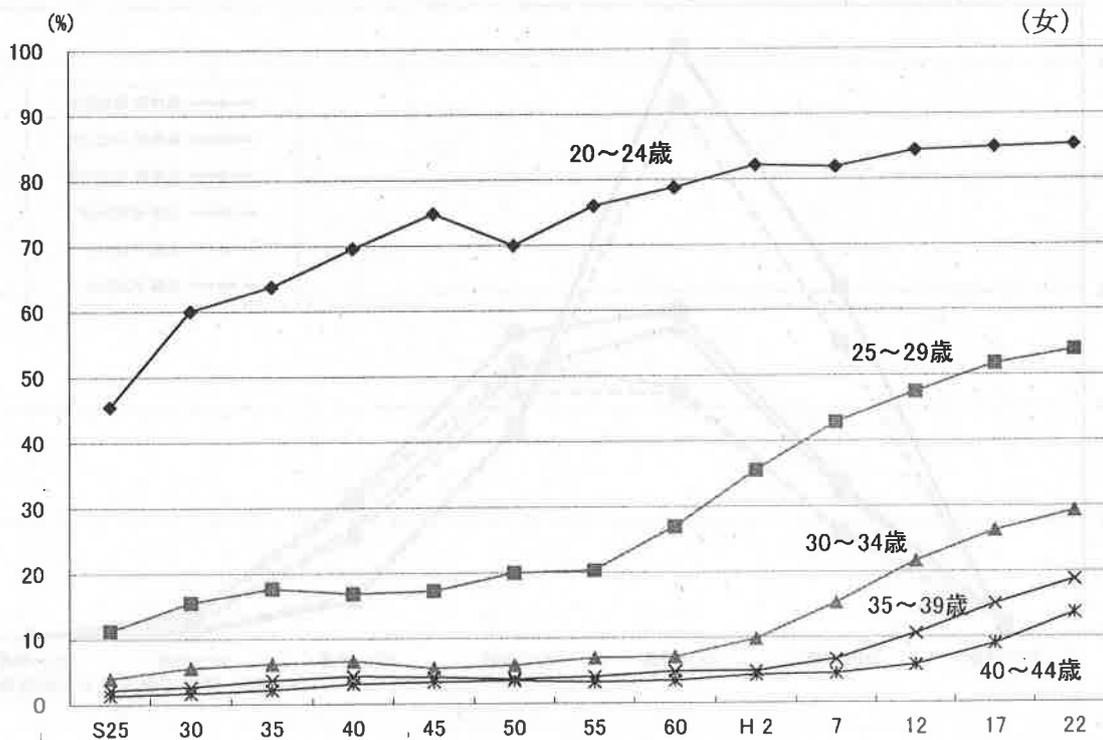
年齢階級別未婚率の年次推移

(男)



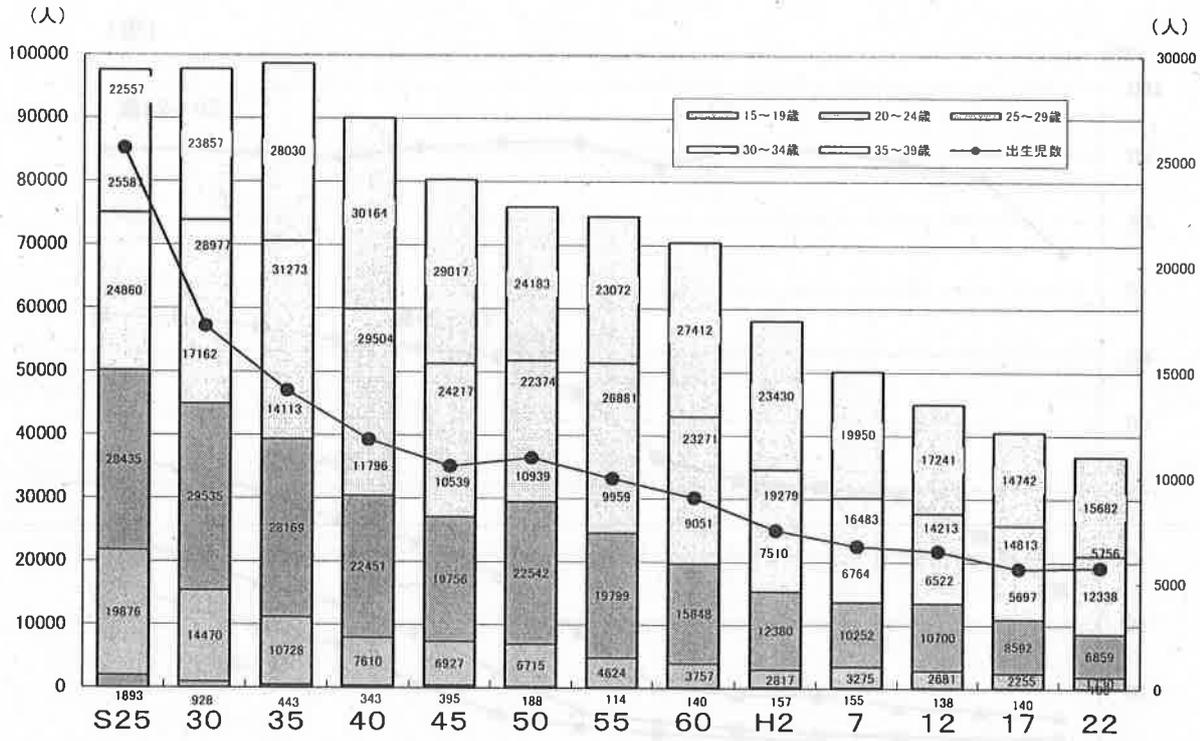
資料:総務省「国勢調査」

(女)



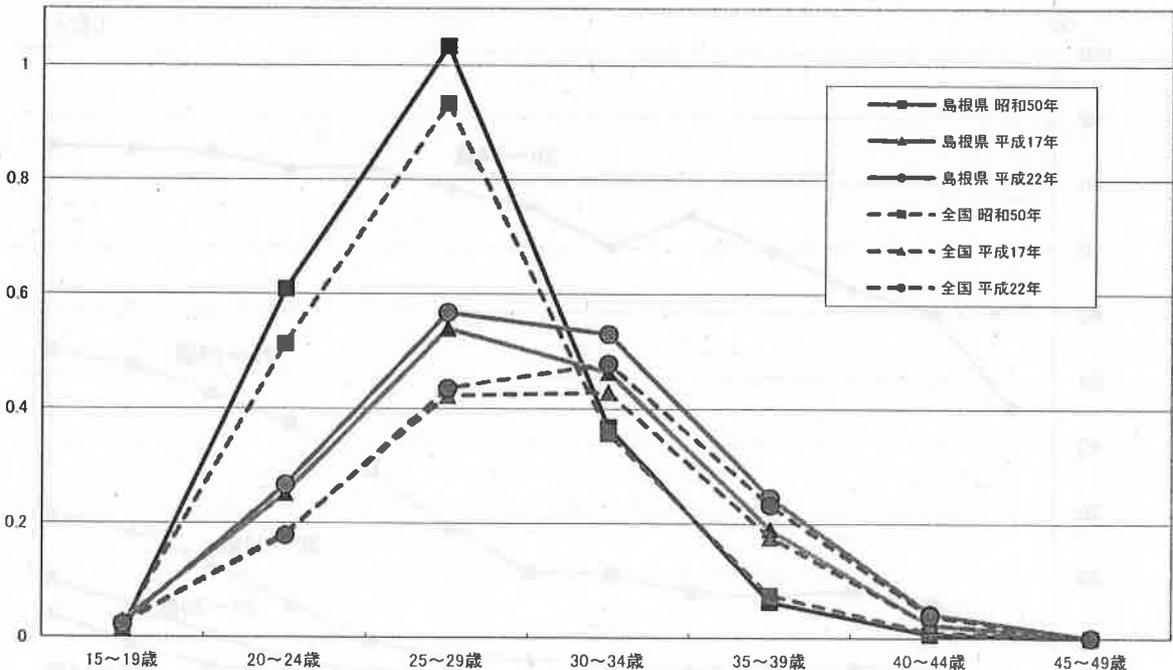
資料:総務省「国勢調査」

有配偶者女性人口と出生児数の年次推移



資料：総務省「国勢調査」／厚生労働省「人口動態調査」

母の年齢階級別合計特殊出生率の年次推移



資料：厚生労働省「人口動態調査」

県内市町村高齢化率一覧

市町村名	H23. 10. 1 (推計人口)									
	総人口	高齢化率				後期高齢化率				20歳以上人口に占める高齢者率
		65歳以上人口	率	順位	前年比	75歳以上人口	率	順位	前年比	
県計	712,336	205,804	28.9%		-0.2%	120,645	16.9%		0.3%	35.3%
松江市	208,222	50,554	24.3%	19	-0.2%	27,585	13.2%	19	0.2%	30.4%
浜田市	61,286	18,324	29.9%	17	-1.1%	10,707	17.5%	17	-0.3%	35.7%
出雲市	171,131	44,440	26.0%	18	0.1%	25,672	15.0%	18	0.6%	32.2%
益田市	49,574	15,409	31.1%	15	-0.1%	8,872	17.9%	15	0.3%	37.7%
大田市	37,505	12,902	34.4%	11	-0.3%	8,036	21.4%	11	0.2%	40.8%
安来市	41,327	12,658	30.6%	16	-0.1%	7,286	17.6%	16	0.4%	37.1%
江津市	25,356	8,427	33.2%	13	-0.1%	5,098	20.1%	14	0.4%	39.8%
雲南市	41,159	13,568	33.0%	14	-0.1%	8,553	20.8%	12	0.3%	39.5%
奥出雲町	14,238	5,177	36.4%	10	-0.3%	3,301	23.2%	10	0.2%	43.3%
飯南町	5,454	2,112	38.7%	9	-1.0%	1,408	25.8%	6	0.3%	45.8%
川本町	3,813	1,598	41.9%	2	-0.6%	1,038	27.2%	2	-0.5%	48.5%
美郷町	5,251	2,197	41.8%	3	-0.6%	1,445	27.5%	1	0.3%	48.5%
邑南町	11,754	4,737	40.3%	5	-0.6%	3,143	26.7%	3	0.1%	47.0%
津和野町	8,237	3,436	41.7%	4	-0.3%	2,126	25.8%	7	0.2%	48.0%
吉賀町	6,721	2,690	40.0%	6	-0.8%	1,752	26.1%	5	-0.1%	46.2%
海士町	2,322	906	39.0%	7	1.3%	572	24.6%	8	2.0%	45.5%
西ノ島町	3,092	1,204	38.9%	8	-0.4%	735	23.8%	9	-0.3%	44.0%
知夫村	636	297	46.7%	1	-4.7%	166	26.1%	4	-1.4%	52.8%
隠岐の島町	15,258	5,168	33.9%	12	-0.1%	3,150	20.6%	13	0.3%	40.3%

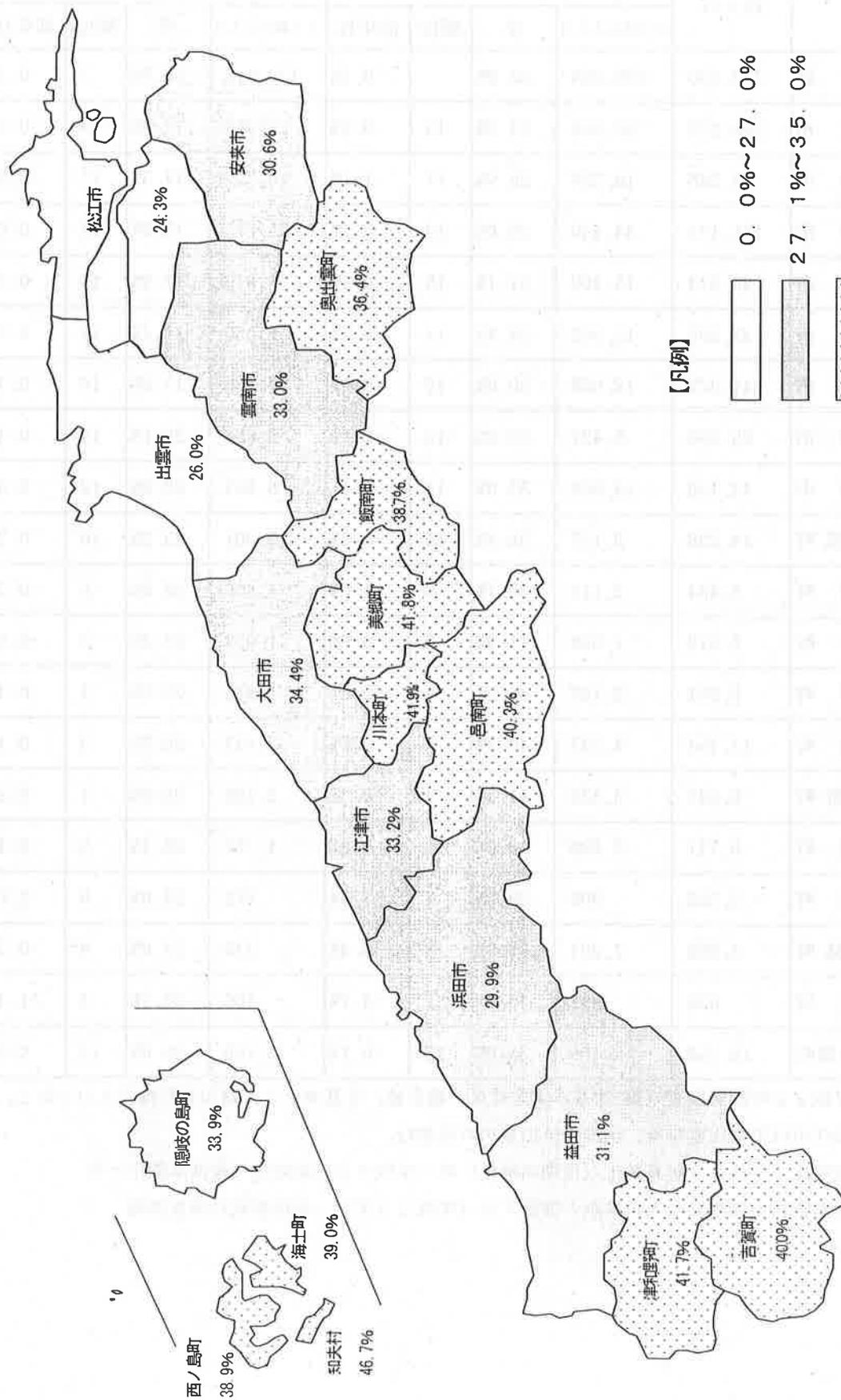
(注) 平成22年国勢調査(第1次基本集計結果:確定値)を基準として算出した推計人口である。

松江市は旧東出雲町を、出雲市は旧斐川町を含む。

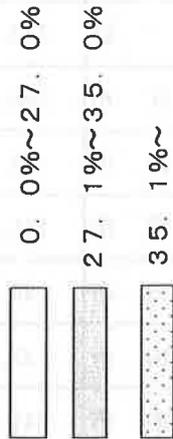
前年比:平成23年高齢化(後期高齢化)率-平成22年高齢化(後期高齢化)率

参考資料:島根県の人口移動と推計人口(平成23年):島根県統計調査課編

市町村別高齢化率(平成22年国勢調査を基準とした推計人口)



【凡例】



島根県平均値 28.9%

市町村別平均寿命(平成22年)

	男		女	
	人口	平均寿命	人口	平均寿命
島根県	342,991	79.5	374,406	87.1
松江市	93,736	79.3	100,522	87.3
浜田市	30,266	79.4	31,447	87.4
出雲市	68,563	80.5	75,233	87.1
益田市	23,442	79.7	26,573	86.9
大田市	17,761	79.4	20,235	87.1
安来市	19,897	79.0	21,939	87.2
江津市	11,916	78.1	13,781	86.3
雲南市	20,039	79.6	21,878	87.5
東出雲町	6,925	79.6	7,430	87.2
奥出雲町	6,899	79.4	7,557	87.2
飯南町	2,635	78.4	2,899	87.1
斐川町	13,526	80.1	14,163	87.1
川本町	1,833	80.0	2,067	87.4
美郷町	2,510	79.3	2,841	85.6
邑南町	5,612	80.5	6,347	85.7
津和野町	3,899	79.1	4,528	87.2
吉賀町	3,175	80.1	3,635	88.4
海士町	1,153	79.4	1,221	87.6
西ノ島町	1,505	79.7	1,631	86.9
知夫村	319	79.8	338	87.0
隠岐の島町	7,380	79.1	8,141	85.6

資料:「平成22年市区町村別生命表」(厚生労働省)

勤務医師実態調査結果

〈調査概要〉

- H18年度から島根大学医学部と島根県の合同で実施(H25～しまね地域医療支援センターとも合同実施)
- 目的: 医師不足の実態把握により、本県における医師確保対策の基礎資料とする。
- 調査期日: 毎年10月1日現在
- 調査対象: 県内に所在する病院及び公立診療所

1 総合

	必要数	現員数	差引	充足率	常勤医師数
H18	1150.8	919.0	231.8	79.9%	815
H19	1144.2	917.1	227.1	80.2%	810
H20	1172.7	901.8	270.9	76.9%	801
H21	1159.4	900.2	259.2	77.6%	796
H22	1166.1	917.9	248.2	78.7%	801
H23	1186.4	912.7	273.7	76.9%	795
H24	1203.6	926.5	277.1	77.0%	805
H25	1196.5	930.0	266.6	77.7%	804
H25-H24	▲ 7.1	3.5	▲ 10.5	0.7%	▲ 1.0

※必要数: 現行の診療体制を基本とした上で、翌年4月1日時点で必要な人員の見込み数

※現員数: 調査期日現在の人員。非常勤医師は常勤換算し、初期臨床研修医は除いている

※充足率: 現員数/必要数

2 圏域別の状況

(1) 必要数

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	406.8	86.1	239.2	87.6	162.6	130.8	37.7	1150.8
H19	414.7	81.9	238.0	83.0	174.8	122.6	29.2	1144.2
H20	421.5	82.9	251.6	86.8	174.6	125.0	30.3	1172.7
H21	435.6	82.5	234.7	91.4	170.3	112.1	32.8	1159.4
H22	440.3	80.1	243.1	89.4	166.8	115.5	30.9	1166.1
H23	445.6	82.0	257.8	89.9	169.5	110.6	31.0	1186.4
H24	449.9	82.8	266.1	90.8	170.8	111.4	31.8	1203.6
H25	442.6	83.4	265.3	88.3	173.8	110.9	32.2	1196.5
H25-H24	▲ 7.3	0.6	▲ 0.8	▲ 2.5	3.0	▲ 0.5	0.4	▲ 7.1

(2) 現員数(常勤換算後医師数)

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	348.0	62.7	195.4	64.6	119.9	98.2	30.2	919.0
H19	353.9	58.6	196.8	66.5	122.2	90.3	28.8	917.1
H20	347.2	53.8	203.1	61.1	122.4	87.3	26.9	901.8
H21	356.2	50.5	204.4	57.0	119.2	85.9	27.0	900.2
H22	361.8	51.4	214.3	52.7	121.0	90.4	26.3	917.9
H23	361.2	54.3	213.7	56.5	114.9	84.6	27.5	912.7
H24	357.2	52.8	221.1	56.0	123.7	86.9	28.8	926.5
H25	365.9	52.0	220.2	52.9	126.7	83.2	29.0	930.0
H25-H24	8.7	▲ 0.8	▲ 0.9	▲ 3.1	3.0	▲ 3.7	0.2	3.5

(3) 充足率

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	85.5%	72.8%	81.7%	73.7%	73.7%	75.1%	80.1%	79.9%
H19	98.6%	71.6%	82.7%	80.1%	69.9%	73.7%	98.6%	80.2%
H20	82.4%	64.9%	80.7%	70.4%	70.1%	69.8%	88.8%	76.9%
H21	81.8%	61.2%	87.1%	62.4%	70.0%	76.6%	82.3%	77.6%
H22	82.2%	64.2%	88.2%	58.9%	72.5%	78.3%	85.1%	78.7%
H23	81.1%	66.2%	82.9%	62.8%	67.8%	76.5%	88.7%	76.9%
H24	79.4%	63.8%	83.1%	61.7%	72.4%	78.0%	90.6%	77.0%
H25	82.7%	62.4%	83.0%	59.9%	72.9%	75.0%	90.1%	77.7%
H25-H24	3.3	▲ 1.4	▲ 0.1	▲ 1.8	0.5	▲ 3.0	▲ 0.5	0.7

(4) 常勤医師数

	松江	雲南	出雲	大田	浜田	益田	隠岐	島根県
H18	317	48	179	53	105	86	27	815
H19	321	45	183	52	107	75	27	810
H20	317	38	189	52	108	72	25	801
H21	327	35	187	49	104	69	25	796
H22	328	34	194	43	104	74	24	801
H23	326	38	195	46	97	68	25	795
H24	324	39	197	45	104	70	26	805
H25	333	37	196	43	103	66	26	804
H25-H24	9	▲ 2	▲ 1	▲ 2	▲ 1	▲ 4	0	▲ 1

注) 島根大学医学部附属病院を除く
 注) 数値は、小数点第2位を四捨五入

1 調査の目的

第7次島根県看護職員需給見通し（H22.12）によると、需要数が供給数を上回る状態が中期的に継続する見通しであるため、今後の島根県における看護職員確保対策の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の概要

- (1) 調査期日 平成25年10月1日現在
- (2) 調査対象 県内に所在する病院（53病院）
- (3) 回答状況 53病院（100%）
- (4) 調査条件 必要数は、現行の診療体制を基本とし、平成26年4月1日に必要な人員。現員数は、調査期日現在の人員とし、非正規雇用職員については、1週間の当該施設の看護職員の通常の勤務時間により、常勤換算。

3 調査結果の概要

(1) 必要数・現員数・充足率(正規雇用・非正規雇用)

必要数	: 6, 280人 (前年比+26人)
現員数	: 6, 071人 (前年比+64人)
うち正規雇用職員	: 5, 875人 (前年比+80人)
差引不足数	: △209人 (前年は△247人)
充足率	: 96.7% (前年比+0.7%)

[病院が看護職員の増を必要とする主な理由]

- ・夜勤体制の強化（2人体制→3人体制 など）
- ・夜勤回数の減少（月平均夜勤日数8日以内 など）
- ・有給休暇取得、時短勤務などの勤務環境の整備 など

(2) 採用数(H24.4.1～H25.3.31) (正規雇用)

採用数	: 496人 (前年比△4人)
うち新卒者	: 273人 (前年比△11人)
・「採用数」内訳	
新卒者273人(55.0%)、施設間異動191人(38.5%)、未就業から32人(6.5%)	
・病院の採用計画に対する採用実績は81.2% (前年比+4.5%)	

(3) 退職者数・離職率(H24.4.1～H25.3.31) (正規雇用)

退職者数	: 395人 (前年比+40人)
うち新卒者	: 21人 (前年比+10人)
離職率	: 6.9% (前年比+0.6%)
うち新卒者	: 7.7% (前年比+3.8%)

(注) 施設間異動者を含む

(1) 看護職員数

◆看護職員数は、引き続き増加している。

非正規雇用職員を含めた看護職員全体数は、平成24年4月と平成25年4月を比較すると66人(1.0%)増加している。うち正規雇用職員は、80人(1.4%)増加している。

圏域別に見ると、大田、浜田圏域において、正規雇用職員数が減少している。

■看護職員全体【地区別集計】

	平成24年4月1日	平成25年4月1日	増減
松江	2,413	2,445	32
雲南	341	351	10
出雲	1,866	1,940	74
大田	319	316	▲3
浜田	787	750	▲37
益田	642	628	▲14
隠岐	126	130	4
県計	6,494	6,560	66

※「平成24年4月1日」は、昨年度の調査結果

■正規雇用職員【地区別集計】

	平成24年4月1日	平成25年4月1日	増減
松江	2,130	2,154	24
雲南	282	290	8
出雲	1,684	1,743	59
大田	295	291	▲4
浜田	723	694	▲29
益田	578	592	14
隠岐	103	111	8
県計	5,795	5,875	80

※「平成24年4月1日」は、昨年度の調査結果

■看護職員全体【規模別集計】

	平成24年4月1日	平成25年4月1日	増減
400床～	2,369	2,437	68
200床～399床	2,390	2,409	19
100床～199床	1,321	1,301	▲20
20床～99床	414	413	▲1
県計	6,494	6,560	66

※「平成24年4月1日」は昨年度の調査結果

■正規雇用職員【規模別集計】

	平成24年4月1日	平成25年4月1日	増減
400床～	2,182	2,238	56
200床～399床	2,121	2,138	17
100床～199床	1,122	1,131	9
20床～99床	370	368	▲2
県計	5,795	5,875	80

※「平成24年4月1日」は昨年度の調査結果

(2) 看護職員【正規雇用職員】の採用の状況

※採用計画が「無い」あるいは「不明」の病院については、採用者数をそのまま採用計画数とみなして集計した。

【圏域別集計】

◆年間採用計画に対する採用実績は、81.2%（昨年度より4.5ポイント上昇）

平成24年度1年間の採用の状況は、県全体で見ると、採用計画611人に対して採用496人で採用計画に対する採用の割合は81.2%。出雲、大田、隠岐圏域が県平均を上回っている。

採用計画に対する採用者を昨年度と比較すると、採用計画数は41人(6.3%)減少、採用者数は4人(0.1%)減少している。

■平成24年4月1日～平成25年3月31日

	計画	応募	採用	採用／計画
松江	209	195	156	74.6%
雲南	23	17	17	73.9%
出雲	186	205	173	93.0%
大田	22	18	18	81.8%
浜田	87	67	67	77.0%
益田	73	54	54	74.0%
隠岐	11	11	11	100.0%
県計	611	567	496	81.2%
H23	652	587	500	76.7%
H22	656	633	508	77.4%
H21	784	709	536	68.4%
H20	708	717	552	78.0%

◆新卒者が前年度比で11人（3.9%）減少しているが採用者全体の中で大きなウエイト

採用者496人の内訳を見ると、新卒者が273人である。うち県内学校養成所出身者が158人、県外学校養成所出身者が115人で採用者全体の55.0%が新卒者である。他施設からの異動による採用は191人（38.5%）、未就業者からの採用が32人（6.5%）となっている。採用者に占める新卒者の割合が県平均を上回っている圏域は、松江、出雲圏域である。

平成24年度は23年度に比べ、新卒者が11人（3.9ポイント）減少し、他施設からの異動、未就業からの採用はほぼ横ばいである。

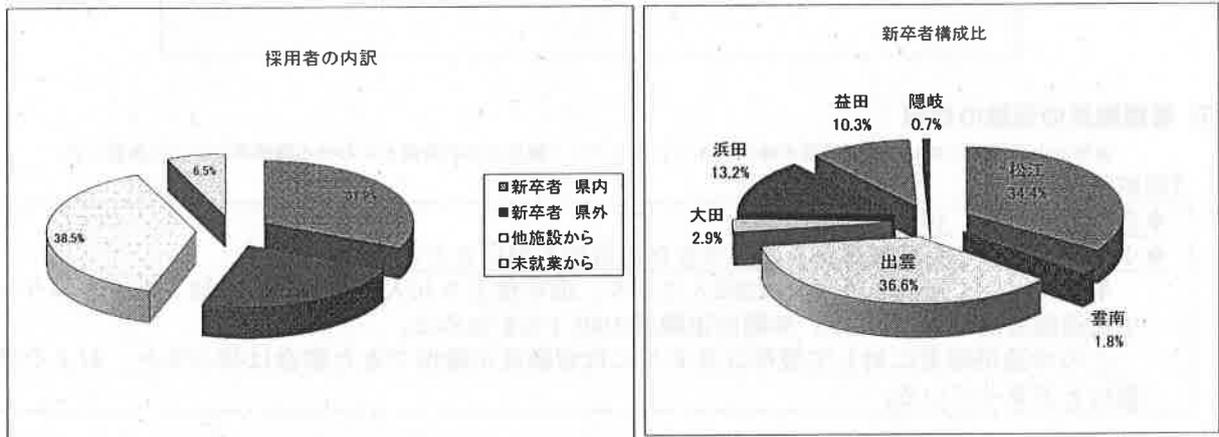
(2) 看護職員の採用の状況

■平成24年4月1日～平成25年3月31日

	採用	採用者の内訳					新卒/採用	他施設/採用	未就業/採用	新卒者構成比
		新卒者			他施設から	未就業から				
		県内	県外	計						
松江	156	49	45	94	51	11	60.3%	32.7%	7.1%	34.4%
雲南	17	5		5	11	1	29.4%	64.7%	5.9%	1.8%
出雲	173	56	44	100	67	6	57.8%	38.7%	3.5%	36.6%
大田	18	8		8	10		44.4%	55.6%	0.0%	2.9%
浜田	67	28	8	36	25	6	53.7%	37.3%	9.0%	13.2%
益田	54	11	17	28	22	4	51.9%	40.7%	7.4%	10.3%
隠岐	11	1	1	2	5	4	18.2%	45.5%	36.4%	0.7%
県計	496	158	115	273	191	32	55.0%	38.5%	6.5%	100.0%

H23	500	173	111	284	190	26	56.8%	38.0%	5.2%	
H22	508	158	72	230	224	54	45.3%	44.1%	10.6%	
H21	536	154	104	258	225	54	48.1%	42.0%	10.1%	
H20	552	154	67	221	282	49	40.0%	51.1%	8.9%	

※「採用計画数」を定めていない病院の当該数値は、「採用者」の数値として集計した。



【病床規模別集計】

◆特に400床以上の病院において、採用計画に対する採用実績が高い。

平成24年度1年間の採用状況は、すべての病床規模で、採用計画に対して7割以上の採用ができているが、100床未満の病院は71.4%と他の規模の病院と比べ採用実績が低い。

採用計画に対する採用実績の割合を昨年度と比較すると、400床以上の病院で2.5ポイント低下したほかは、いずれの病床規模の病院でも上昇している。

■平成24年4月1日～平成25年3月31日 【病床規模別集計】

	計画	応募	採用	採用/計画	採用/計画 (H23年度)
400床～	231	278	212	91.8%	94.3%
200床～399床	209	157	157	75.1%	65.7%
100床～199床	122	97	92	75.4%	72.7%
20床～99床	49	35	35	71.4%	60.0%
県計	611	567	496	81.2%	76.7%

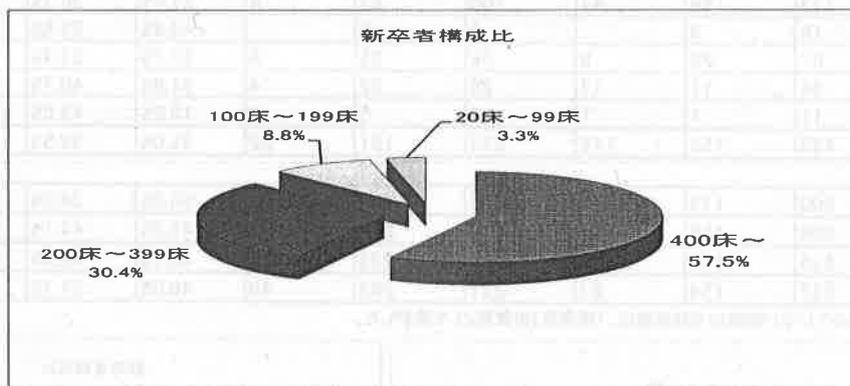
◆新卒者の採用が400床以上の病院規模で前年度より増加

採用者に占める新卒者の割合について、400床以上の病院では採用者の概ね4分の3であるのに対し、200床未満の病院では採用者4分の1にとどまっている。

新卒者の採用人数を前年度と比較すると、400床以上の病院で10人増加、200床～399床の病院で5人減少、100床～199床の病院で15人減少、20床～99床の病院で1人減少している。

■平成24年4月1日～平成25年3月31日【病床規模別集計】

	計画	応募	採用	採用者の内訳					新卒/採用	他施設/採用	未就業/採用	新卒者構成比
				新卒者		計	他施設から	未就業から				
				県内	県外							
400床～	231	278	212	90	67	157	45	10	74.1%	21.2%	4.7%	57.5%
200床～399床	209	157	157	49	34	83	70	4	52.9%	44.6%	2.5%	30.4%
100床～199床	122	97	92	11	13	24	59	9	26.1%	64.1%	9.8%	8.8%
20床～99床	49	35	35	8	1	9	17	9	25.7%	48.6%	25.7%	3.3%
県計	611	567	496	158	115	273	191	32	55.0%	38.5%	6.5%	100.0%



(3) 看護職員の退職の状況

※急な中途退職に対して代替職員が確保できているかという観点からの数値といわゆる離職率について集計した。

【圏域別集計】

◆退職者総数は、40人増加

◆中途退職者のうち代替職員を確保できたのは約5割にとどまっている。

平成24年度1年間の退職者は395人であり、前年度より40人（11.3%）増加した。このうち中途退職者は273人であり、年間の退職者の69.1%を占める。

この中途退職者に対して翌年3月までに代替職員が確保できた割合は45.4%と、およそ半数にとどまっている。

■平成24年4月1日～平成25年3月31日

	退職者	うち中途退職者	代替職員確保	代替確保率
松江	151	124	66	53.2%
雲南	10	2	2	100.0%
出雲	108	45	23	51.1%
大田	14	9	5	55.6%
浜田	74	65	20	30.8%
益田	33	24	5	20.8%
隠岐	5	4	3	75.0%
県計	395	273	124	45.4%
H23	355	171	80	46.8%
H22	353	215	144	67.0%
H21	385	190	111	58.4%
H20	451	271	170	62.7%

※「中途退職者」とは、定期の退職日以外に退職した者をいう。

※「代替職員確保」の数値は、中途退職者にかかる代替職員を翌年3月までに確保できた数をいう。

【病床規模別集計】

◇ 特に、400床以上の規模の病院において代替職員の確保が困難な傾向

■平成24年4月1日～平成25年3月31日【規模別集計】

	退職者	うち中途退職者	代替職員確保	代替確保率
400床～	136	75	21	28.0%
200床～399床	154	107	57	53.3%
100床～199床	73	62	32	51.6%
20床～99床	32	29	14	48.3%
県計	395	273	124	45.4%

離職率

【圏域別集計】

◇ 平成24年度の看護職員全体の離職率は6.9%であり前年度より0.6ポイント上昇した。新卒者の同年度内の離職率は7.7%であり前年度と比べ3.8ポイント上昇した。

看護職員全体の離職率を圏域別に見ると、松江、浜田圏域が県平均を上回っている。

【参考】全国数値 全産業離職率（一般労働者）11.5%（平成24年数値：雇用動向調査：厚生労働省）

看護職員（常勤） 10.9%（平成23年度数値：病院看護実態調査：日本看護協会）

新卒看護職員（常勤） 7.5%（平成22年度数値：病院看護実態調査：日本看護協会）

「一般労働者」：「短時間労働者」以外の労働者。

「短時間労働者」：1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者。

□看護職員全体の離職率

	離職率
松江	7.2%
雲南	3.6%
出雲	6.4%
大田	4.8%
浜田	10.5%
益田	5.7%
隠岐	4.8%
県計	6.9%

H23	6.3%
H22	6.3%
H21	7.1%
H20	8.5%

□新卒者の離職率

	離職率
松江	8.5%
雲南	0.0%
出雲	10.0%
大田	0.0%
浜田	0.0%
益田	10.7%
隠岐	0.0%
県計	7.7%

H23	3.9%
H22	4.8%
H21	6.0%
H20	5.0%

【病床規模別集計】

◇ 看護職員全体の離職率は、100床未満の病院がそれ以外の病院に比較して高い傾向にある。新卒者の離職率については、200床未満の病院が高くなっている。

看護職員全体の離職率を昨年度と比較すると、100～199床の病院において離職率が低下している。

□看護職員全体の離職率

	離職率	離職率(H23)
400床～	6.3%	5.8%
200床～399床	7.3%	5.8%
100床～199床	6.5%	7.6%
20床～99床	8.7%	7.3%
県計	6.9%	6.3%

□新卒者の離職率

	離職率	離職率(H23)
400床～	5.1%	3.4%
200床～399床	8.4%	2.3%
100床～199床	12.5%	7.7%
20床～99床	33.3%	10.0%
県計	7.7%	3.9%

(4) 看護職員の休職等の状況

※急な休職等に対して代替職員が確保できているかという観点から数値を集計した。

【圏域別集計】

◆休職者等に対する代替職員の確保割合は約4分の1。

平成24年度1年間に休職などを開始した看護職員数は470人であり、前年度より63人（15.5%）増加した。

この休職者等に対して翌年3月末までに代わりの看護職員が確保できた割合は26.2%と、約4分の1にとどまっている。

■平成24年4月1日～平成25年3月31日

	休職者等	代替職員確保	代替確保率	実休職者等数
松江	149	30	20.1%	137
雲南	27	7	25.9%	19
出雲	179	66	36.9%	152
大田	32	1	3.1%	26
浜田	42	13	31.0%	38
益田	30	4	13.3%	37
隠岐	11	2	18.2%	6
県計	470	123	26.2%	415

H23	407	127	31.2%	398
H22	387	141	36.4%	327
H21	416	159	38.2%	308
H20	403	180	44.7%	310

※「休職者等」とは、出産や育児に係る休暇、その他休職、長期研修などにより勤務していない者をいう。

※「代替職員確保」の数値は、休職者等にかかる代替職員を翌年3月までに確保できた数をいう。

※「実休職者等数」の数値は、平成25年10月1日現在休職等をしている者の数をいう。

【病床規模別集計】

◇ 400床以上の病院では、休職者が172人→200人と28人増加した一方、代替確保職員は65人→41人と24人減少したため、代替職員確保率が37.8%→20.5%と17.3ポイント低下。

100床未満の病院では、休職者が16人→20人と4人増加した一方、代替確保職員が7人→12人と5人増加したため、代替職員確保率が43.8%→60.0%と16.2ポイント上昇。

その他の規模の病院の代替職員確保率は、ほぼ横ばいであった。

■平成24年4月1日～平成25年3月31日【規模別集計】

	休職者等	代替職員確保	代替確保率	実休職者等数
400床～	200	41	20.5%	193
200床～399床	162	41	25.3%	156
100床～199床	88	29	33.0%	53
20床～99床	20	12	60.0%	13
県計	470	123	26.2%	415

(5) 看護職員の必要数

【調査の方法】

病院の部門（入院、外来、管理）ごとに、現行の看護配置基準等の体制を基本（体制の変更を含む）とした上で、平成26年4月1日に病院が必要と見込む人数と現員数を比較した。

※例えば、看護職員の不足によりやむを得ず病棟を休止している場合には、休止前の体制に必要な人数を、看護配置基準を上位の基準に移行する計画がある場合には当該体制を実施するために必要な人数をそれぞれ調査した。あわせて、その理由も調査した。

- ◇ 県全体での看護職員の充足率は、96.7%である。雲南、大田、益田圏域が県平均を下回っている。
 - ◇ 各病院は、平成26年4月1日に向けて、さらに324人の看護職員が必要であると考えている。
 - ◇ 必要数を前年度と比較すると、差引必要数が38.2人（15.4%）減少したが、最大必要数は48.0人（17.4%）増加した。
- 〔病院がさらに看護職員を必要とする主な理由〕
- ・夜勤体制の強化（ex. 2人体制→3人体制）
 - ・夜勤回数の減少（ex. 月平均夜勤日数8日以内）
 - ・有給休暇取得、時短勤務などの勤務環境の整備
 - ・産休・育休取得者の増
 - ・病床利用率の拡大
 - ・看護配置基準を上位の基準に移行（ex. 10対1→7対1）
- ◇ 病床規模が小さくなるほど看護職員の充足率が低くなる傾向。

【圏域別集計】

	必要数 a	現員数 b	差引必要数 a-b	充足率b/a	最大必要数
松江	2,322.4	2,260.1	62.3	97.3%	79.7
雲南	368.3	327.1	41.2	88.8%	41.2
出雲	1,810.8	1,769.3	41.5	97.7%	73.6
大田	315.3	298.3	17.0	94.6%	17.8
浜田	749.4	731.1	18.3	97.6%	64.1
益田	582.3	557.6	24.7	95.8%	43.0
隠岐	131.6	127.3	4.3	96.7%	4.3
県計	6,280.1	6,070.8	209.3	96.7%	323.7
H23	6,253.9	6,006.4	247.5	96.0%	275.7
H22	6,261.2	5,996.2	265.0	95.8%	325.3
H21	6,129.4	5,921.1	208.3	96.6%	290.1
H20			299.0		354.3

☆各病院における平成26年4月の体制を考慮した調査時点での差引必要数
※「最大必要数」は、差引必要数が0以上(a≥b)の病院の数値のみを合計したもの。

【病床規模別集計】

	必要数 a	現員数 b	差引必要数 a-b	充足率b/a	最大必要数
400床～	2,237.6	2,223.0	14.6	99.3%	52.3
200床～399床	2,424.9	2,280.2	144.7	94.0%	155.1
100床～199床	1,211.6	1,182.7	28.9	97.6%	72.3
20床～99床	406.0	384.9	21.1	94.8%	44.0
県計	6,280.1	6,070.8	209.3	96.7%	323.7

がん検診の実施状況（都道府県別）

平成24(2012)年度

	受診者数(人)					受診率(%)				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
全 国	3 788 204	7 289 543	7 985 691	4 492 608	2 376 348	9.0	17.3	18.7	23.5	17.4
北海道	173 128	190 222	261 609	186 254	126 703	9.9	10.9	15.0	26.7	23.0
青森	94 975	99 135	127 868	49 430	23 060	22.0	22.7	29.3	28.7	17.0
岩手	90 373	143 564	131 289	59 254	33 515	17.5	28.3	24.1	27.7	25.2
宮城	154 012	274 843	234 409	158 754	55 236	17.6	33.1	25.0	32.3	19.9
秋田	56 979	88 762	101 590	34 481	29 007	14.4	22.5	25.7	22.1	22.5
山形	97 549	137 239	135 013	65 566	51 178	27.9	38.9	36.8	35.3	37.9
福島	103 281	198 144	161 967	72 009	48 256	15.2	29.0	23.5	27.7	23.5
茨城	93 762	232 536	161 619	99 598	13 604	8.9	21.8	14.7	17.8	4.0
栃木	90 048	151 067	154 158	94 671	18 467	14.5	24.1	24.2	30.4	8.7
群馬	55 230	179 533	144 929	91 496	33 186	8.2	26.7	21.5	28.1	19.0
埼玉	136 942	398 328	466 832	220 924	148 190	6.1	17.5	20.4	21.0	18.6
千葉	236 200	550 336	489 094	275 437	66 430	12.1	28.1	25.0	28.3	10.2
東京	257 325	365 671	934 025	396 920	245 899	5.0	6.8	17.1	17.6	15.7
神奈川	148 261	385 273	462 197	269 639	149 395	5.4	13.9	16.8	21.6	17.6
新潟	115 005	224 960	197 293	77 978	15 760	14.7	28.7	24.4	22.7	14.9
富山	54 623	117 233	76 739	43 702	36 472	18.1	35.9	23.8	26.9	29.5
石川	38 824	83 968	66 590	37 194	26 019	10.3	22.3	17.7	24.3	20.2
福井	25 759	50 628	50 666	30 605	18 696	10.2	20.1	20.1	30.9	23.9
山梨	40 275	100 646	82 602	42 779	24 280	14.1	33.0	27.7	28.2	24.0
長野	53 363	86 223	140 832	73 215	8 913	6.6	10.7	16.6	20.1	4.1
岐阜	64 609	94 995	111 287	72 068	62 049	10.0	15.6	16.8	22.6	25.8
静岡	138 264	342 338	282 394	149 323	87 193	12.3	30.4	24.7	28.7	23.8
愛知	271 385	503 796	471 150	257 753	139 595	13.5	25.0	23.4	28.5	19.8
三重	39 932	114 105	129 018	86 499	38 278	7.4	21.2	24.0	30.9	18.8
滋賀	21 743	29 946	65 238	36 879	24 560	4.4	6.1	13.3	19.1	17.1
京都	40 504	84 855	101 134	63 348	44 284	5.5	11.6	13.9	19.0	19.1
大阪	151 538	244 276	391 413	264 106	150 743	5.4	8.7	13.3	21.3	15.9
兵庫	117 862	220 213	293 523	135 392	92 608	6.6	12.2	16.4	17.0	16.0
奈良	28 987	31 793	83 454	37 425	29 371	6.1	6.7	17.6	19.2	19.4
和歌山	26 187	60 640	59 501	40 456	28 902	7.4	17.2	16.9	26.0	21.6
鳥取	16 746	50 283	54 304	29 332	17 782	8.4	25.2	27.3	29.6	28.1
島根	14 156	40 104	51 241	19 065	8 890	5.0	14.2	17.8	18.5	10.6
岡山	86 957	165 364	134 881	74 032	43 220	15.3	28.9	22.4	24.4	17.7
広島	73 819	124 020	135 608	96 089	59 296	10.4	17.5	19.1	29.1	24.4
山口	26 443	70 329	62 246	40 474	25 608	5.6	14.8	13.2	21.7	17.4
徳島	19 440	29 591	32 133	23 536	10 366	7.0	10.7	11.6	22.9	12.4
香川	32 215	84 957	86 656	36 127	27 612	10.4	27.4	28.0	28.5	26.6
愛媛	47 437	60 822	76 240	42 297	3 772	9.2	11.8	14.7	18.1	2.2
高知	30 074	67 445	42 797	23 685	7 067	10.1	22.6	14.2	21.6	7.8
福岡	103 761	141 069	184 855	178 191	94 307	6.0	8.1	10.6	23.2	17.3
佐賀	31 498	51 697	47 112	40 614	26 433	11.7	19.2	17.5	33.0	26.6
長崎	47 159	98 829	78 855	54 899	27 424	10.3	21.5	17.2	29.0	17.5
熊本	63 838	134 265	123 923	76 885	40 152	9.1	19.1	17.5	24.4	16.2
大分	39 524	102 062	61 713	47 617	22 215	10.0	25.8	15.6	28.8	16.9
宮崎	30 445	51 492	64 532	43 503	8 049	7.9	13.3	16.6	25.5	6.0
鹿児島	71 582	143 772	109 992	90 072	56 210	14.5	27.9	20.9	34.9	26.4
沖縄	36 185	88 174	69 170	53 035	28 096	5.9	14.4	11.3	20.9	17.3

出典：平成24年度地域保健健康増進事業報告

1) 受診率は、計数が不詳の市区町村を除いた値である。

平成24年度市町村が実施するがん検診受診率

	受診者数					受診率				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん
全国	3,788,204	7,289,543	7,985,691	4,492,608	2,376,348	9	17.3	18.7	23.5	17.4
島根県	14,156	40,104	51,241	19,065	8,890	5	14.2	17.8	18.5	10.6
松江市	2,668	10,233	12,576	4,895	3,441	4.4	16.9	20.7	22.1	18.7
浜田市	1,000	503	3,840	1,389	373	4	2	15.5	16.4	4.6
出雲市	1,770	-	12,991	4,350	2,293	2.5	-	18.6	18.2	11.1
益田市	600	218	2,176	1,190	-	3.3	1.2	12	15.4	-
大田市	952	7,269	2,482	1,858	147	5.2	44.9	13.7	19.8	3.2
安来市	706	1,056	1,996	871	715	4.9	7.3	13.8	22.5	16.3
江津市	555	2,820	1,668	430	-	3.3	16.5	9.8	8.1	1.5
雲南市	1,088	3,915	2,362	1,355	918	4.8	17.1	10.3	15.7	14.5
奥出雲町	906	1,014	1,929	439	468	15.3	17.2	32.7	17.6	25.2
飯南町	435	1,056	1,079	248	331	11.4	27.8	28.4	17.3	24.6
川本町	377	805	651	217	10	23.3	40.1	35.7	26.6	1.7
美郷町	442	1,551	1,269	281	15	21.8	63.1	38	28.3	3.9
邑南町	963	2,887	1,901	381	108	23.2	76	38.4	38.7	9.8
津和野町	386	1,680	854	363	-	7.7	33.6	17.1	16.3	-
吉賀町	448	1,523	853	349	-	15.2	51.7	29	39.4	-
海士町	150	733	336	41	-	12.5	61.3	28.1	14	-
西ノ島町	114	780	343	78	5	6.9	55.6	20.7	23.8	2.3
知夫村	56	273	153	17	-	14.6	71.3	39.9	21.1	-
隠岐の島町	540	1,788	1,782	313	66	5.2	17.2	17.2	10.1	5.5

注:1)「受診率」は、計数不明を除く。

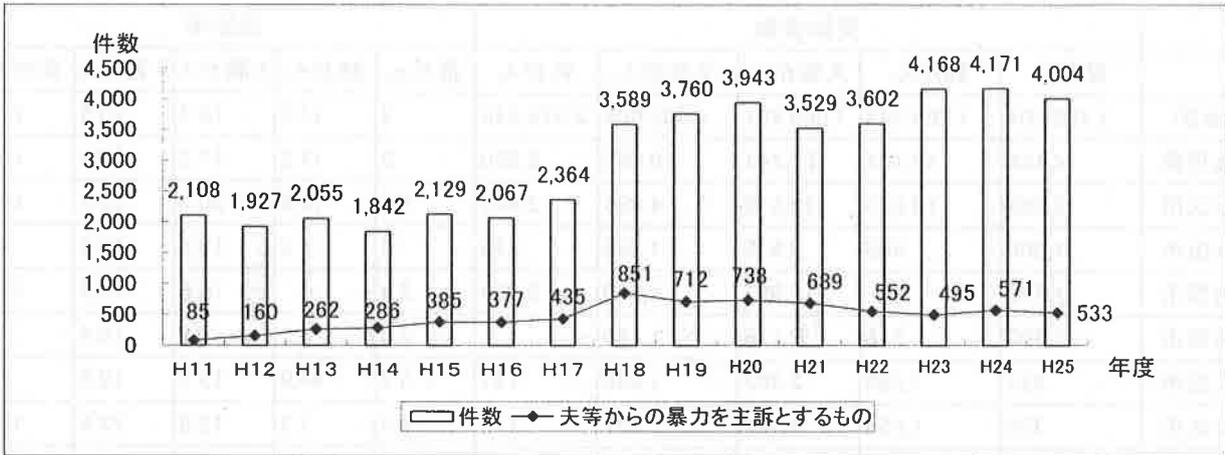
【H24年度地域保健健康増進事業報告(厚生労働省)】

2)「乳がん受診者数」については、視触診方式及びマンモグラフィの併用者を計上。

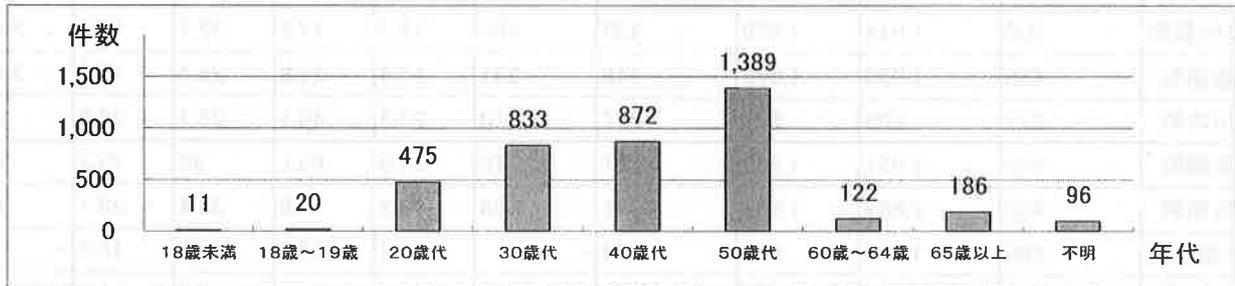
3)乳がん受診率=(前年度の受診者数+当該年度の受診者数-2年連続の受診者数)/(当該年度の対象者数)×100

島根県の女性相談の状況

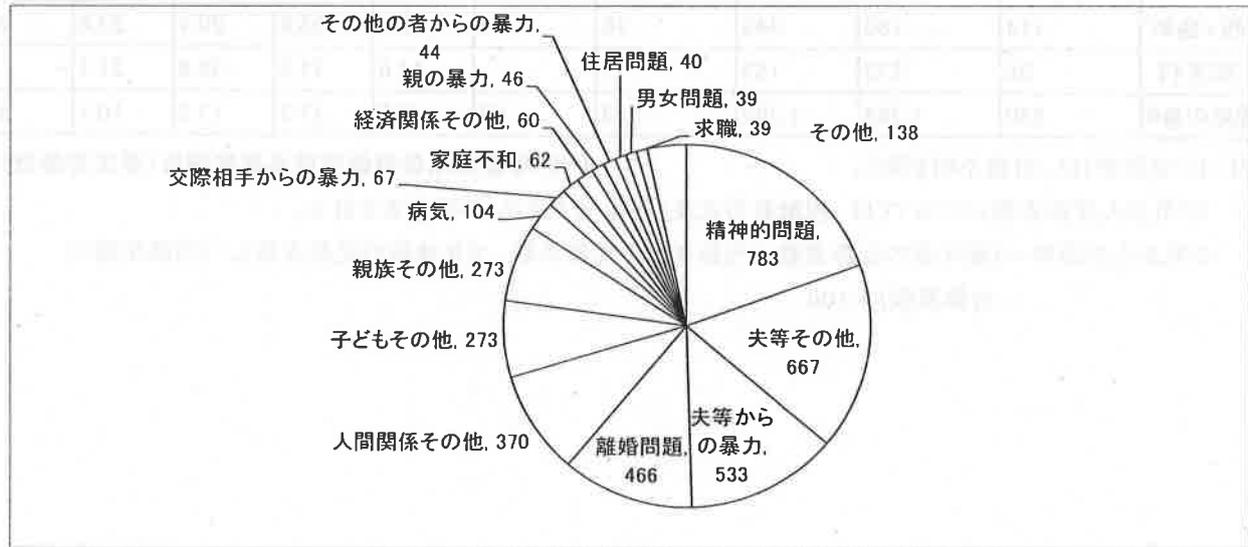
1. 相談件数の推移



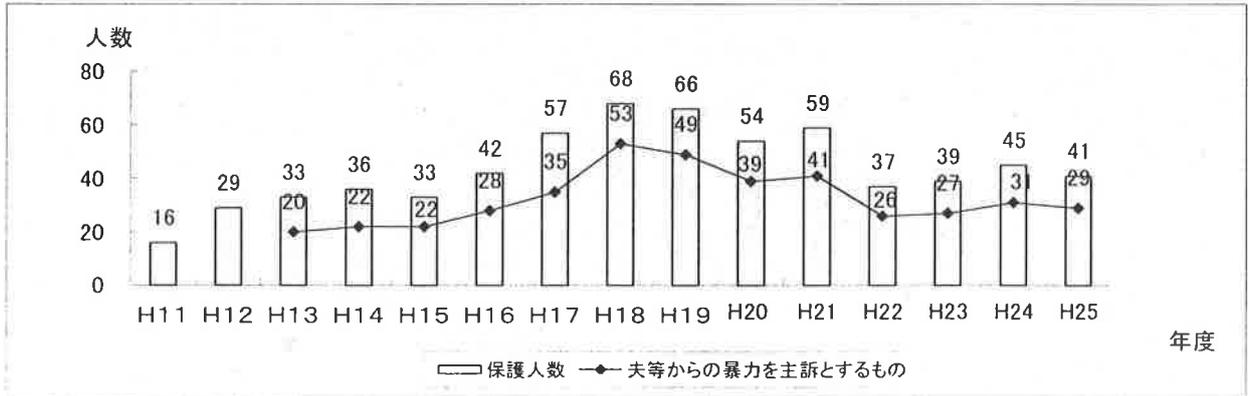
2. 年齢別相談件数



3. 主訴別相談件数



4. 一時保護人数の推移(同伴児(者)は含まず)



島根県の児童相談の状況

児童相談の受付状況

相談種別	平成23年度				平成24年度				平成25年度			
	○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村		○児童相談所		◇市町村	
養護相談	1,417	49.9%	537	55.2%	1,286	47.2%	566	54.5%	1,216	45.2%	508	60.7%
(内新規虐待相談)	161	5.7%	210	21.6%	164	6.0%	238	22.9%	97	3.6%	143	17.1%
保健相談	2	0.1%	77	7.9%	5	0.2%	35	3.4%	2	0.1%	49	5.9%
障がい相談	913	32.1%	111	11.4%	891	32.7%	98	9.4%	880	32.7%	92	11.0%
非行相談	128	4.5%	10	1.0%	111	4.1%	11	1.1%	127	4.7%	13	1.6%
育成相談	317	11.2%	140	14.4%	367	13.5%	303	29.2%	371	13.8%	103	12.3%
その他	63	2.2%	97	10.0%	65	2.4%	25	2.4%	97	3.6%	72	8.6%
合計	2,840	100.0%	972	100.0%	2,725	100.0%	1,038	100.0%	2,693	100.0%	837	100.0%

○平成25年度の受付件数は、児童相談所で2,693件、市町村で837件で、それぞれ前年比で32件の減少、201件の減少となった。

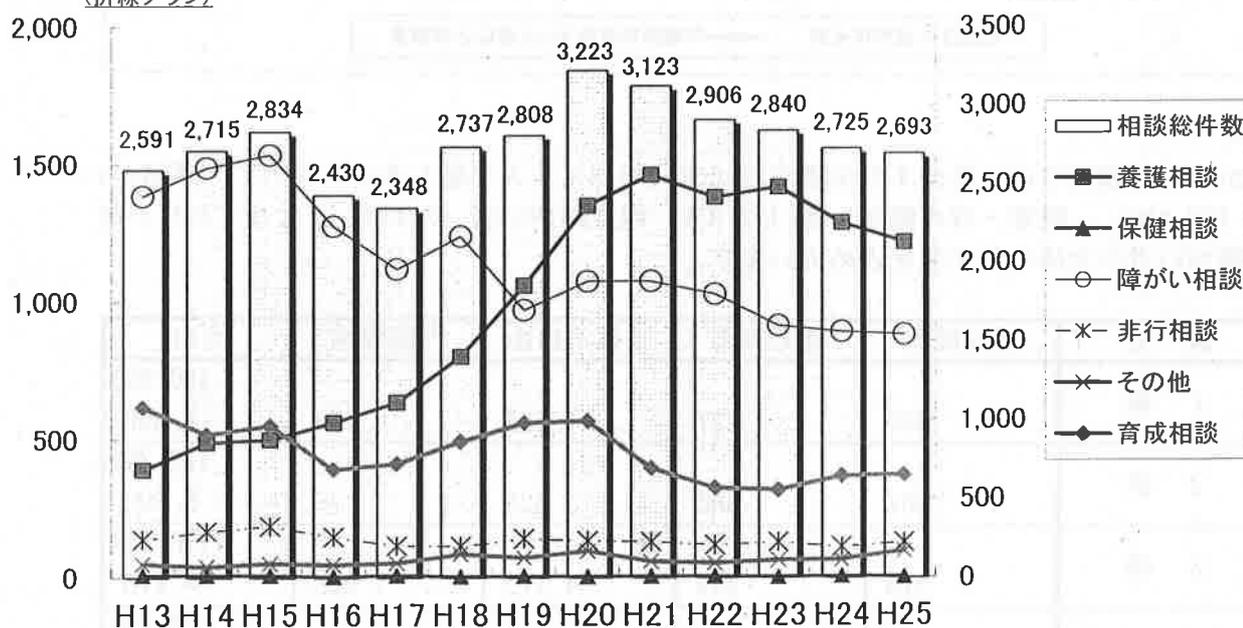
○受付内訳は、児童相談所は養護相談が最も多く、次いで障がい相談、市町村でも養護相談が最も多く、次いで育成相談となっている。

※平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。

児童相談所における児童相談の推移

相談種別件数
(折線グラフ)

総件数(棒グラフ)



○身体障がい者

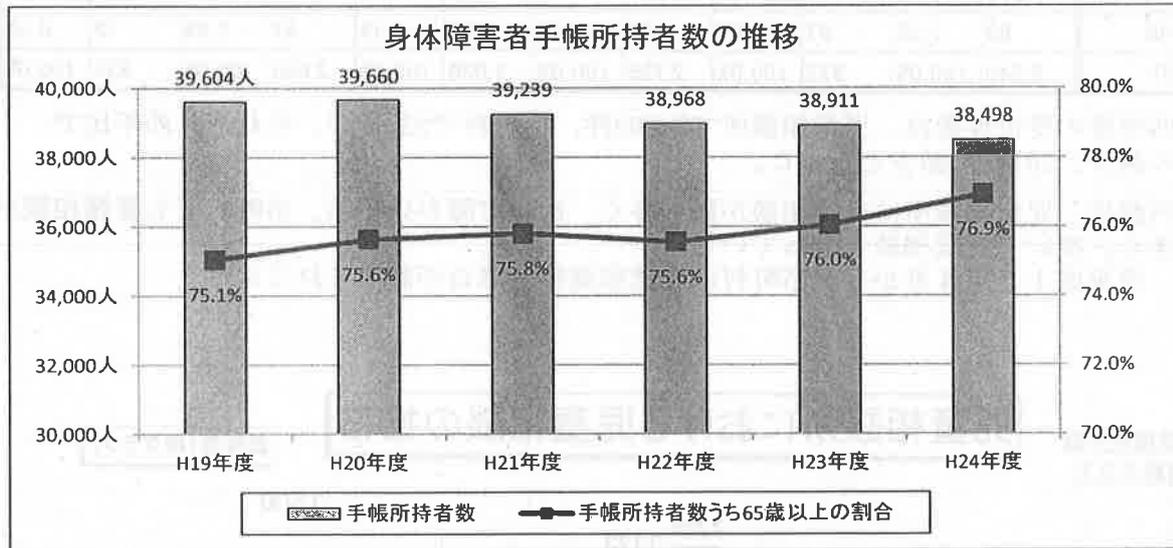
身体障害者手帳所持者数は、平成25年3月31日現在、38,498人となっています。

5年前と比較すると、手帳所持者数は1,106人減少しています。また、65歳以上の所持者は108人減少したものの、手帳所持者の中に占める割合は76.9%を占めるなど高齢化が著しく進んでいます。

身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
手帳所持者数	39,604	39,660	39,239	38,968	38,911	38,498
うち65歳以上	29,724	29,995	29,745	29,444	29,591	29,616



障がいの種類別では、肢体不自由者が21,668(56.3%)人で最も多く、次いで内部障がい者(23.4%)、聴覚・音声障がい者(12.9%)、視覚障がい者(7.4%)となっており、重度障がい者が全体の約半数を占めています。

区分	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	940	227	4,524	6,175	11,866 (30.8%)
2 級	807	880	3,528	75	5,290 (13.7%)
3 級	210	849	4,112	1,005	6,176 (16.0%)
4 級	190	1,118	6,441	1,737	9,486 (24.7%)
5 級	387	25	2,087		2,499 (6.5%)
6 級	322	1,883	976		3,181 (8.3%)
合計	2,856 (7.4%)	4,982 (12.9%)	21,668 (56.3%)	8,992 (23.4%)	38,498 (100.0%)

○知的障がい者

療育手帳所持者数は、平成25年3月31日現在、6,884人となっています。

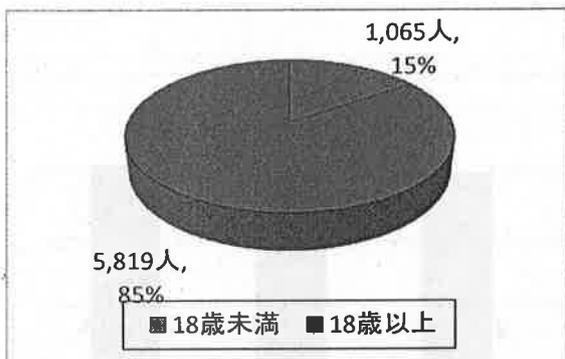
5年前と比較すると、手帳所持者は645人、10%の大幅な増加となっています。また、療育手帳A（重度）を所持する方は32人、療育手帳B（中・軽度）を所持する方は613人それぞれ増加しています。

療育手帳所持者数の推移

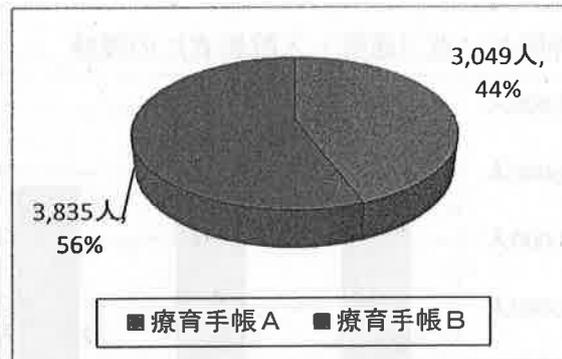
(単位：人)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
療育手帳A	(48.4%) 3,017	(47.3%) 3,038	(46.7%) 2,986	(45.9%) 3,012	(45.2%) 3,052	(44.3%) 3,049
18歳未満	(7.0%) 435	(6.6%) 425	(6.5%) 413	(6.3%) 412	(6.0%) 405	(5.7%) 395
18歳以上	(41.4%) 2,582	(40.7%) 2,613	(40.2%) 2,573	(39.6%) 2,600	(39.2%) 2,647	(38.6%) 2,654
療育手帳B	(51.6%) 3,222	(52.7%) 3,380	(53.3%) 3,411	(54.1%) 3,555	(54.8%) 3,703	(55.7%) 3,835
18歳未満	(9.4%) 584	(10.3%) 663	(10.3%) 657	(10.3%) 679	(10.0%) 678	(9.7%) 670
18歳以上	(42.3%) 2,638	(42.3%) 2,717	(43.1%) 2,754	(43.8%) 2,876	(44.8%) 3,025	(46.0%) 3,165
合 計	6,239	6,418	6,397	6,567	6,755	6,884

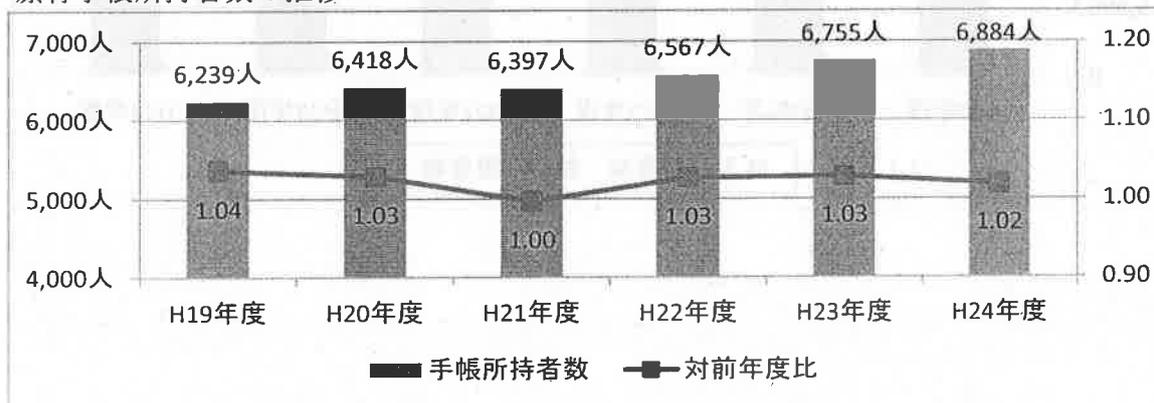
療育手帳所持者年齢構成



障害者手帳別人数



療育手帳所持者数の推移



○精神障がい者

医療機関の利用状況からみた精神障がい者数は、平成24年6月30日現在25,446人となっています。

5年前と内訳を比較すると、通院患者が2,395人の増加となっているのに対し、入院患者が195人の減少となっており、通院医療を受ける患者の数の大幅な増加が見られます。

また、精神障害者保健福祉手帳を所持する方は、5年前と比較すると1,283人の増加となっています。

精神障がい者（通院・入院患者）の推移

(単位：人)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
入院患者数	2,390	2,258	2,239	2,271	2,248	2,195
通院患者数	20,845	22,308	21,648	22,595	22,846	23,240

注：入院患者数・・・厚生労働省「精神保健福祉資料」（各年度6月30日現在）

通院患者数・・・障がい福祉課調べ（各年度6月1か月間の実人数）

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
1級所持者数	802	828	845	844	843	899
2級所持者数	1,843	2,035	2,201	2,372	2,544	2,755
3級所持者数	653	708	727	781	841	927
合計	3,298	3,571	3,773	3,997	4,228	4,581

精神障がい者（通院・入院患者）の推移

